

保育所における
障害児保育に関する研究
報告書

平成 29 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

<目次>

第1章	調査概要.....	1
1.	調査の背景と目的.....	3
(1)	調査の背景.....	3
(2)	調査の目的.....	3
2.	調査概要.....	4
(1)	アンケート調査.....	4
(2)	ヒアリング調査.....	6
(3)	アドバイザーによる助言.....	6
第2章	障害児保育の実態.....	7
1.	自治体における障害児保育.....	9
(1)	保護者からの申し出がある「障害のある子ども」の保育についての対応方針.....	9
(2)	保護者からの申し出のない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」 についての対応方針.....	15
(3)	障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」のうち保育所に入所するこ とができなかった子どもの有無.....	20
(4)	障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の入所希望の把握状況.....	22
(5)	障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の保護者からの相談.....	24
(6)	都道府県による障害児保育に係る支援制度や施策の認知度・活用状況.....	25
(7)	障害児保育における関係機関との連携.....	28
2.	保育所における障害児保育の概況.....	30
(1)	集計対象保育所の属性.....	30
(2)	障害児保育の定員.....	30
(3)	障害児保育の下限年齢.....	31
(4)	障害児の保育時間.....	31
(5)	延長保育での障害児の受け入れ.....	32
(6)	入所児童に占める障害児の割合.....	33
(7)	障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての加配状況.....	34
第3章	障害児のいる世帯の生活実態.....	39
1.	回答者の属性.....	41

(1) 基本属性（性別・年齢）	41
(2) 保育所通所児の気になること等	42
2. 保育所に通う障害のある子どもの専門的サービス利用状況	44
3. 障害のある子どもの保育所利用状況	45
(1) 保育が必要な理由	45
(2) 利用日数・利用時間	47
(3) 送迎方法・送迎時間	49
(4) 延長保育・休日保育	50
(5) 保育所についての満足度	51
4. 障害のある子どもの世帯の状況	52
(1) 主な育児担当者	52
(2) 保護者の就労状況	53
(3) 今後の就労意向	57
(4) 世帯収入	58
(5) 子育てに関する悩みや不安	59
(6) 保育所や行政に対して希望する支援やサービス	60
第4章 保育所における医療的ケアの実態	63
みんなで一緒に卒園を目指して!! 横浜市長 M 保育園	65
小さいころからみんな仲良し! 北陸地方 C 市長 H 保育園	69
第5章 調査のまとめと考察	73
1. 調査結果のまとめ	75
(1) 自治体間で差が見られる障害児保育の実施方針や加配基準	75
(2) 障害児に関しての更なる保育ニーズの存在	75
(3) より安心した保育のための専門機関との連携	76
(4) 障害児のいる家庭の就労傾向	76
2. 考察	
～ 全 て の 家 庭 が 等 し く 保 育 を 受 け ら れ る 社 会 を 目 指 し て ～	78
参考資料 アンケート調査票	79
1. 自治体アンケート調査票	81
2. 保護者アンケート調査票	89

第1章 調査概要

1. 調査の背景と目的

(1) 調査の背景

近年、小学校における障害児を対象とする特別支援学級、通級指導教室に在籍する子どもの数は年々増加している。

そうした中、保護者の子育てと仕事の両立の希望の高まりを背景に、より低年齢の子どもを預かる保育所においても、いわゆる「気になる子」、障害のある子ども、常時医療的ケアを必要とする子どもの保育ニーズも伸びていると考えられる。

昨年度、社会福祉法人日本保育協会が行った、全国から抽出した保育所へのアンケート調査（保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受入れ実態、障害児保育等のその支援内容、居宅訪問型保育の利用実態に関する調査研究報告書）によると、障害児等を受け入れている場合には、複数の保育士を担当として、チームで対応することが大半であるものの、これらの子どもに対する支援のマニュアル化等は、既に障害児を受け入れている施設であっても必ずしも進んでいないといった実態が明らかになっている。また、同報告書によると、障害児の中でも、たんの吸引や導尿、経管栄養等の医療的ケアを必要とする子どもはごく少数にとどまっており、職員体制の面などから、受け入れが進んでいないことも推察される。

(2) 調査の目的

そこで本調査では、全国の市区町村における障害児保育ニーズの把握状況、障害児保育にかかる職員の加配状況等についての現状や、保育所を利用している子どもの保護者の中で、障害のある子どもの保護者等の生活状況や困っていること、保育に対する要望等を把握することを目的として調査を行った。

また、特別な対応が必要となる医療的ケア児の受け入れについて、積極的な取り組みを実施している保育所にヒアリングを行い、好事例として全国に発信することを目的として調査を行った。

2. 調査概要

(1) アンケート調査

自治体の障害児保育にかかる方針、認可保育所における障害児保育の実態、また保護者の生活実態を把握するために、以下の調査を実施した。

1) 自治体アンケート調査

① 調査対象

全国の市区町村の保育所管課

② 調査期間

平成 28 年 11～12 月

③ 調査方法

メールにて調査票を配信、回収した。

④ 回収状況

調査対象数	回収数	回収率
1,741	979	56.2%

⑤ 調査項目

項目	内容
障害のある子どもの保育の対応	「障害児保育」の対象の児童像 自治体内での「障害児保育」の対応方針 「障害児保育」の職員加配基準 職員の加配や補助金の支給を決定する検討会の有無
いわゆる「気になる子」の対応	気になる子等の状態像の把握の有無 気になる子等への職員加配の有無とその基準 職員加配のための検討会の有無
障害のために入所できなかった子どもの有無	障害やその疑いのある子ども・「気になる子」で 保育所に入所できなかった子どもの有無 入所できなかった子どもの他のサービスの利用状況 の把握状況
入所申請のない子どもの障害の状況	自治体としての把握の有無 把握している場合の情報源 把握していない場合の理由
個別保育所の障害児保育等の状況	定員・障害児保育の定員・障害児保育の下限年齢・ 障害児の人数・障害児の1日の受入れ時間・延長保 育の実施の有無・職員加配の状況
その他	障害のある子どもの保護者からの相談内容 障害児保育に係る支援制度や施策 障害児保育を行うに当たっての他機関との連携状況

2) 保護者アンケート調査

① 調査対象

全国の協力の得られた認可保育所 136 カ所の保育所に通っている子どもの保護者

② 調査期間

平成 29 年 1～2 月

③ 調査方法

自治体アンケート調査において、ご協力いただけるというご回答をいただいた保育所の中から抽出し、当該保育所に調査票を送付。保育所において保護者に配布、回収していただいた。

④ 回収状況

調査票発送数	回収数	回収率
10,644	6,427	60.4%

⑤ 調査項目

項目	内容
回答者属性	性・年齢・子どもとの続柄・パートナーの有無・年齢
子どもについて	保育所通所の有無、年齢、通所期間
保育所通所児について	気になる点や不安な点 発達・発育に関する専門的な支援の有無 その具体的利用状況 障害についての診断の有無 医療的ケアの必要性の有無
保育所の利用状況	利用日数・利用時間 送迎方法・送迎時間 延長保育・休日保育の利用状況・利用希望 保育所の各項目についての満足度
世帯の状況	世帯構成 主な保育者 保育が必要な理由 父母の就業形態・就業時間・就業日数・通勤時間・今後の就労意向 世帯の収入額
その他	子育てに関する悩みや不安 保育所や行政に対して希望する支援やサービス

(2) ヒアリング調査

特別な対応が必要となる医療的ケア児の受け入れについて、積極的な取り組みを実施している認可保育所に調査を実施した。

調査対象先は、有識者からの推薦をもとに選定し、対象先を訪問してのヒアリング調査として実施した。

(3) アドバイザーによる助言

本調査は、下記の有識者に調査票設計、集計分析方針の検討、結果の取りまとめ等にあたり、適宜アドバイスいただくとともに、ヒアリング候補の推薦をいただきながら、実施した。

氏名	所属
山本 真実 氏	東洋英和女学院大学 人間科学部保育子ども学科 准教授
中村 みゆき氏	三重県立小児心療センターあすなろ学園 医療部こどもの発達総合支援室 市町支援課 主査

第2章 障害児保育の実態

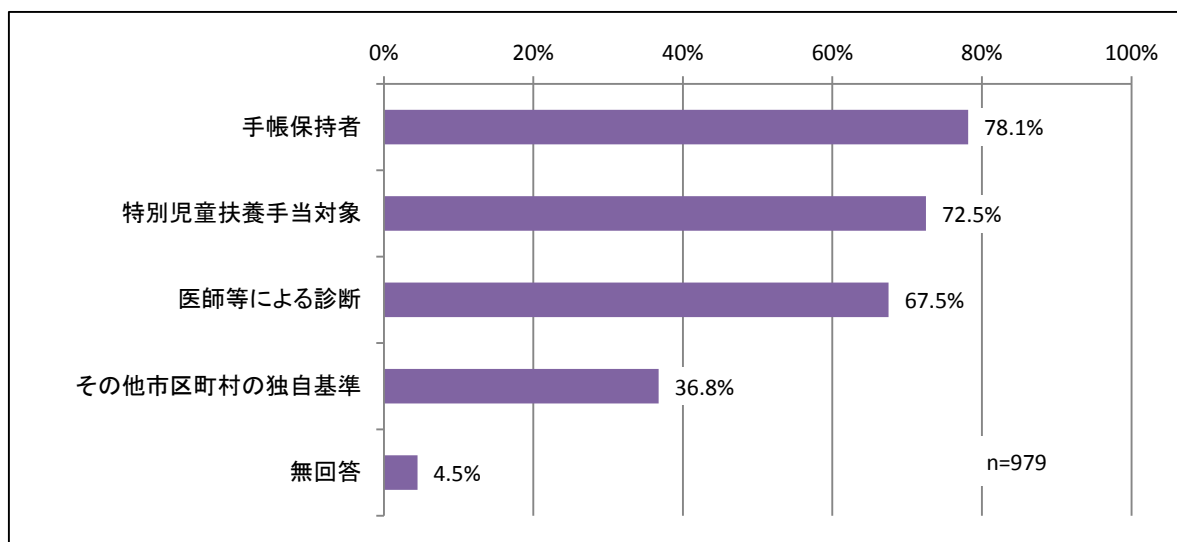
1. 自治体における障害児保育

(1) 保護者からの申し出がある「障害のある子ども」の保育についての対応方針

1) 保護者からのからの申し出に基づく「障害児保育」対象児童の状態像

保護者からの申請を受けて「障害児保育」として受け入れを可能としている子どもの状態像を尋ねたところ、8割弱の市区町村で、障害者手帳の保持者が対象に含まれていた。また、特別児童扶養手当対象者や医師等による診断を挙げた市区町村も7割前後見られた。それ以外にも、市区町村独自の基準を設けているという回答も4割弱あった。

図表 1 障害児保育として受け入れ可能な子どもの状態像【複数回答】



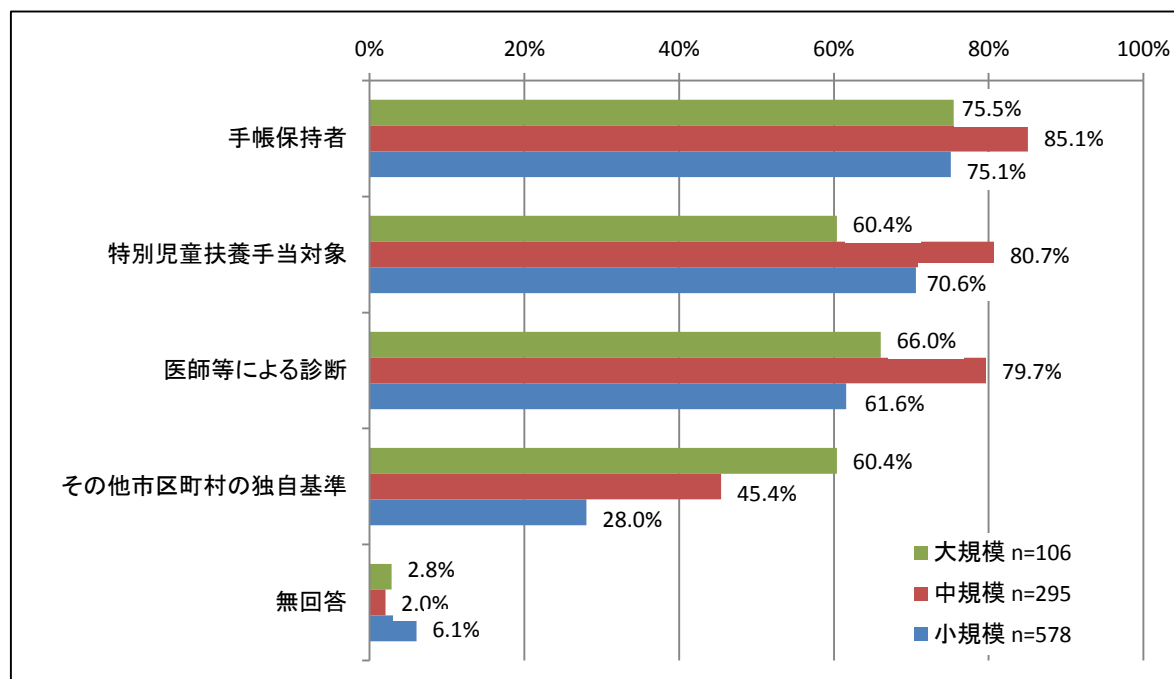
「その他市区町村の独自基準」についての自由回答で挙げられていたのは、障害の程度（多くの場合は中程度まで）や集団保育が可能であるという要件が多かった。また、こうした要件を満たしているかの判断については、関係者や外部の専門家が集まる判定会議のような場で決定している場合と、個別の子ども・保育所の状況に応じて個別に判断している場合に分かれていた。

また、小規模な自治体を中心に、障害児保育としての基準を設けず、申し出があった場合には誰でも受け入れているという自治体がある一方で、医療的ケアが必要な子どもは受け入れないとする自治体、障害児は3歳以上のみを受け入れる自治体、障害児全般について受け入れていないという自治体もあった。

なお、今回の調査では、「保護者からの申し出を受けての障害児保育」ということでの障害児保育の要件の把握に努めたが、「保護者からの申し出は受け付けていない」という自治体のほか、保育所や関係機関からの情報に基づき、障害児として扱い、保育士等の加配を行っている自治体もあった。

なお、自治体の規模別¹に障害児保育のとしての受け入れ可能な状態像を見たところ、自治体の独自基準を設けているという自治体は大規模自治体では6割を超えていたものの、小規模自治体では、3割以下となっていた。

図表 2 障害児保育として受け入れ可能な子どもの状態像【複数回答】＜自治体規模別＞

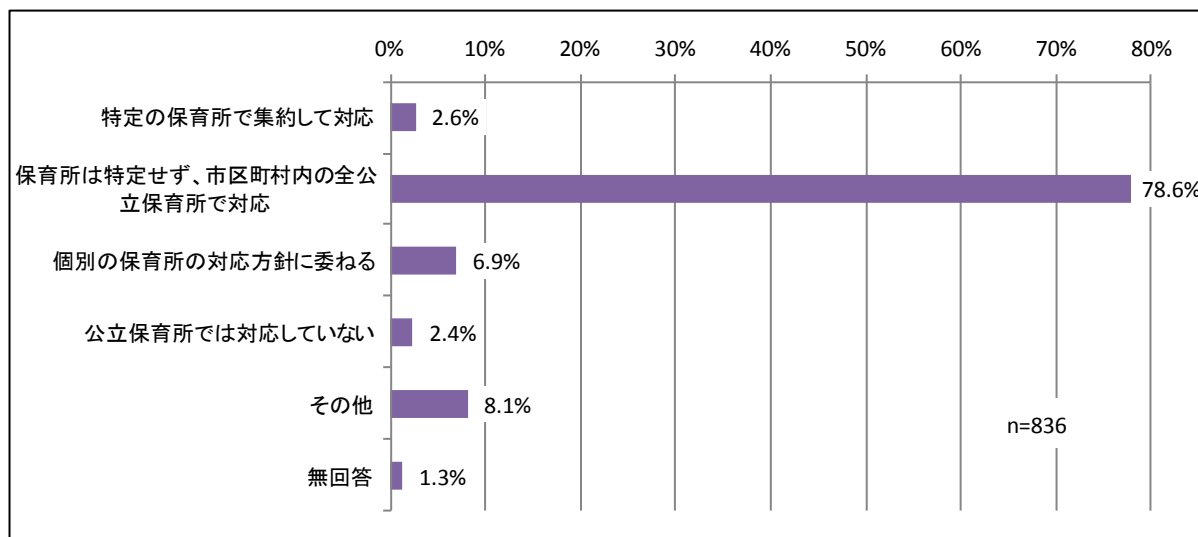


¹ 本報告書における自治体規模は、大規模自治体が人口20万人以上、中規模自治体が人口5万人以上20万人未満、小規模自治体が人口5万人未満として分類。

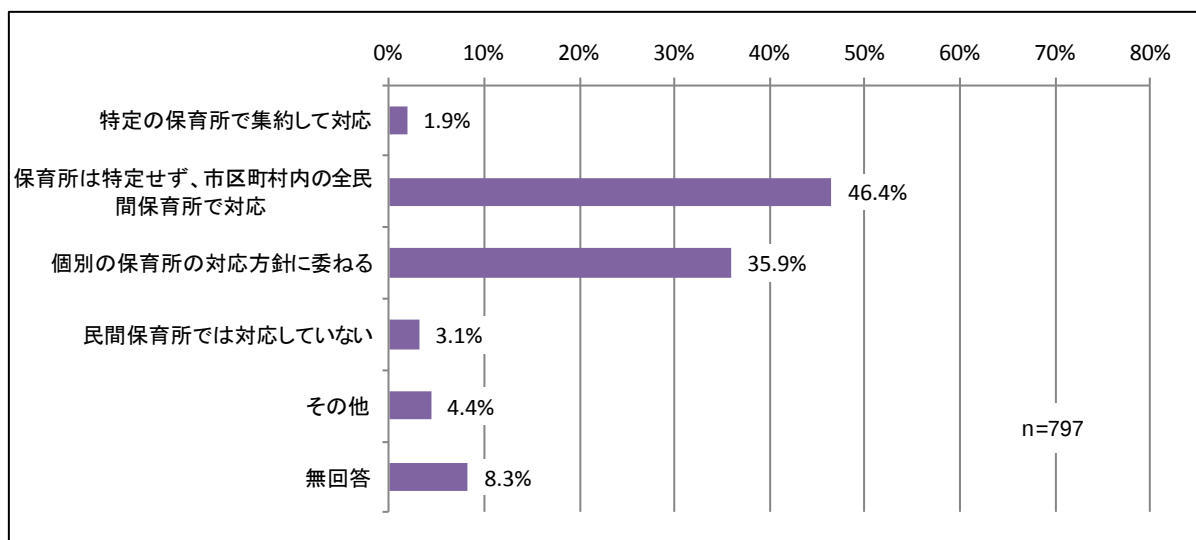
2) 市区町村全体における「障害児保育」の受け入れ方針

市区町村としての「障害児保育」の受け入れ方針について公立保育所、民間保育所の別に尋ねたところ、公立の保育所の場合は、8割弱の市区町村で管内の全ての保育所で障害児を受け入れるという方針を示していた。一方、民間の保育所ではその割合は5割弱に下がり、代わりに「個別の保育所の対応方針に委ねる」との回答が4割弱に上った。

図表 3 障害児保育の受け入れ方針 公立保育所



図表 4 障害児保育の受け入れ方針 民間保育所

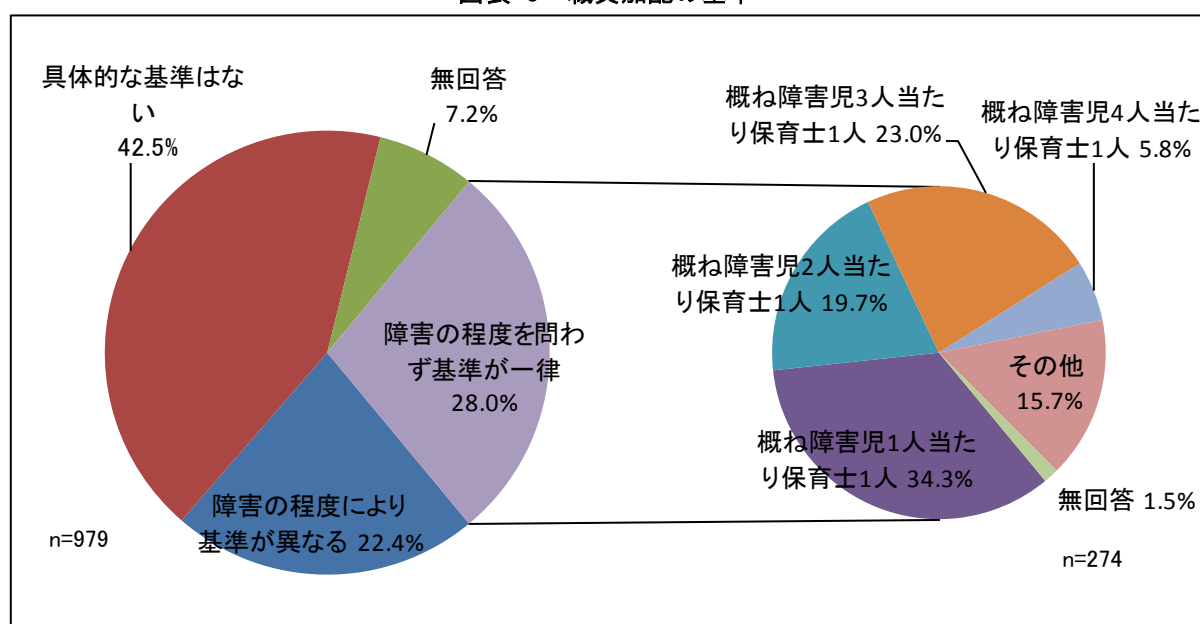


3) 障害児保育に係る加配職員の配置基準

障害児保育を行うための加配職員の配置基準を設けているかについては、障害の程度を問わず一律の配置基準を設けている市区町村は全体の3割強、障害の程度により基準が異なる市区町村は2割強であった。また、「具体的な基準はない」とした市区町村が最も多く、全体の4割強を占めていた。

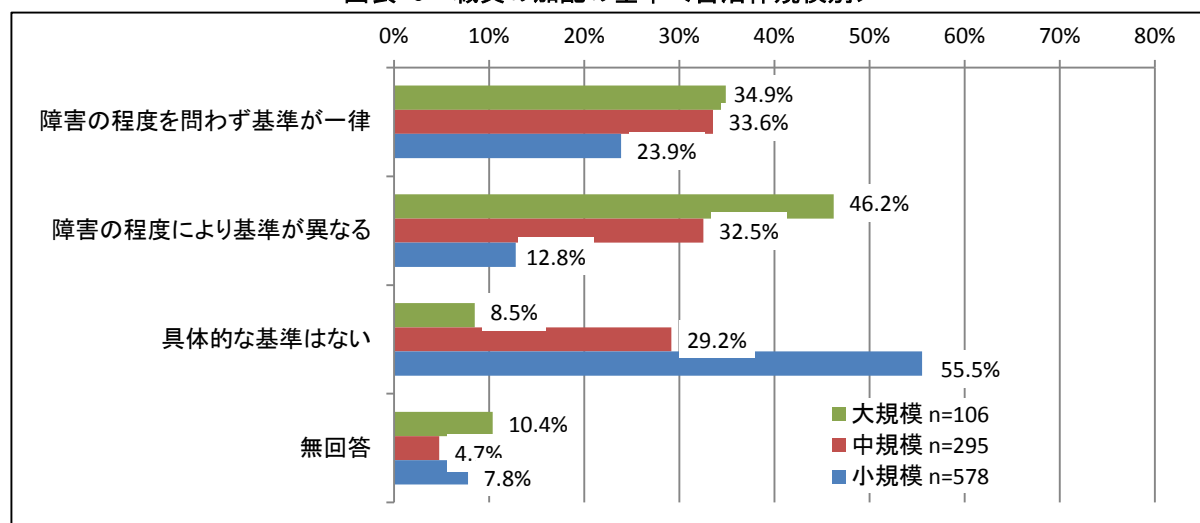
障害の程度を問わず一律の基準を設けている市区町村について具体的な基準を尋ねたところ、「概ね障害児1人当たり保育士1人」が最も多く3割強、「概ね障害児3人当たり保育士1人」が次に多く2割強を占めていた。

図表 5 職員加配の基準



なお、自治体規模別に職員加配の基準についてみたところ、小規模自治体では、半数以上が具体的な基準は設けていなかった。

図表 6 職員の加配の基準＜自治体規模別＞

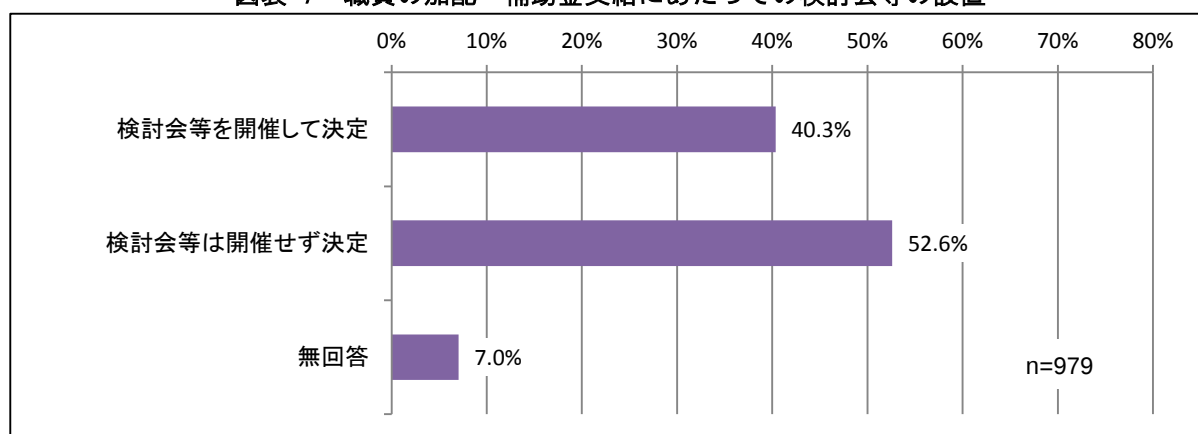


4) 障害児保育での職員加配や補助金の支給のための検討会

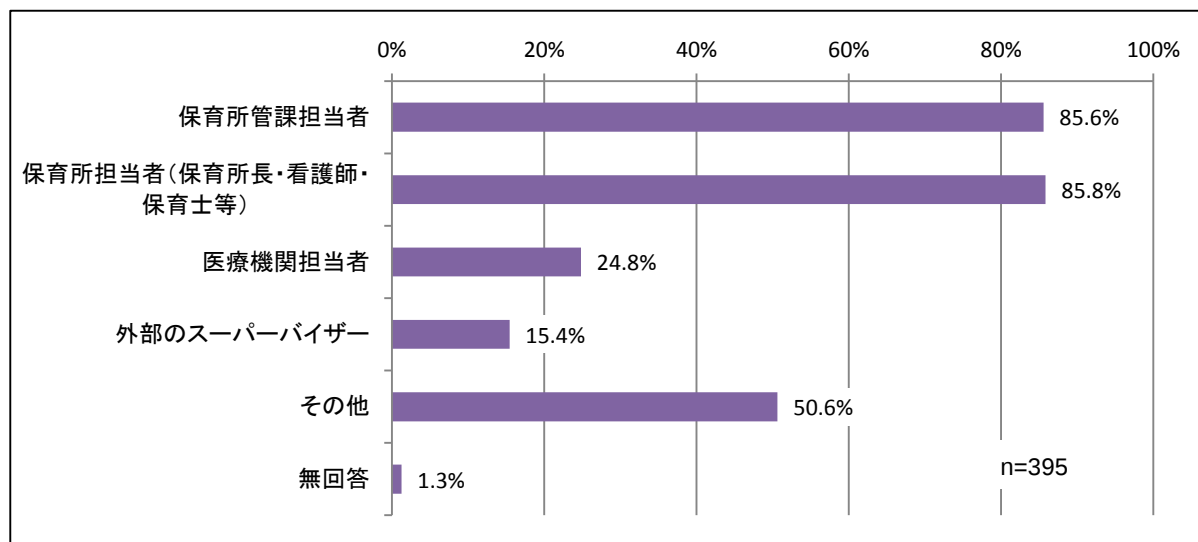
障害児保育を行うための職員加配や補助金支給にあたっての検討会等を設置している市区町村は全体の半数以下であった。

検討会等を実施している場合の参加者としては、保育所管課担当者や保育担当者（保育所長・看護師・保育士等）が最も多く、それぞれ 9 割弱の市区町村で参加していた。医療機関から参加しているケースは 2 割強、外部のスーパーバイザーが参加しているケースは 2 割弱と、比較的少数であった。「その他」の参加者として多く挙げられていたのは、自治体の母子保健担当、児童相談所の担当者等であった。

図表 7 職員の加配・補助金支給にあたっての検討会等の設置

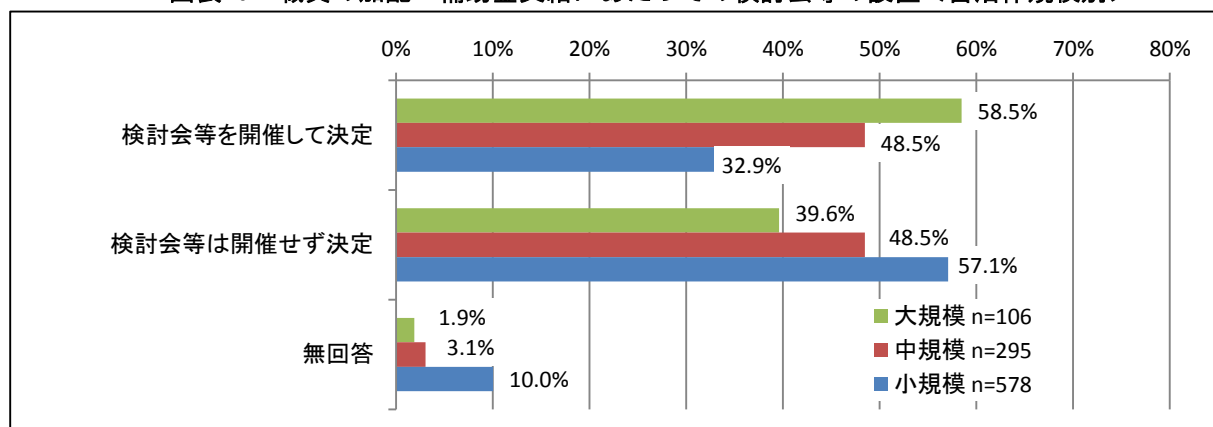


図表 8 検討会等を実施している場合の参加者【複数回答】



なお、障害児保育を行うための職員加配や補助金支給にあたっての検討会等は、規模が大きい自治体のほうが設置している割合が高くなっていた。

図表 9 職員の加配・補助金支給にあたっての検討会等の設置＜自治体規模別＞



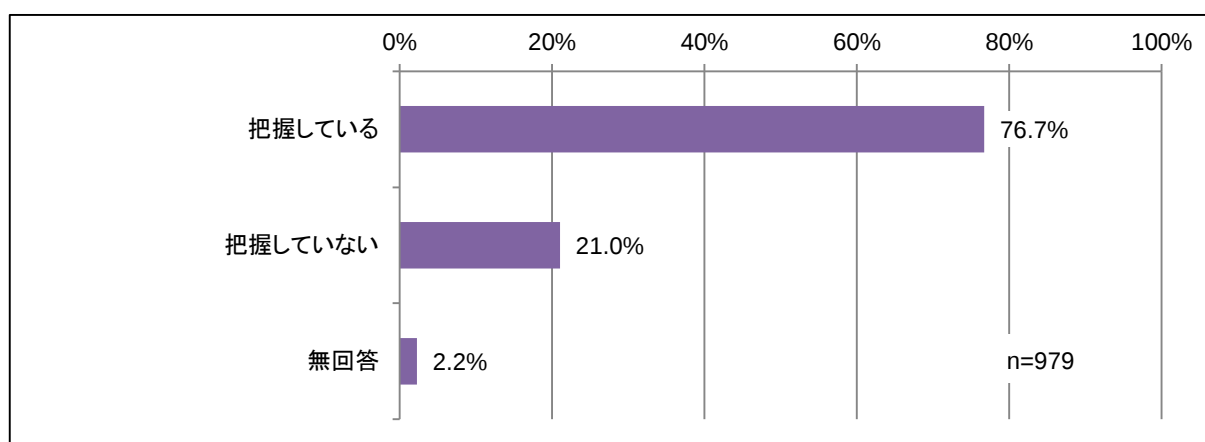
(2) 保護者からの申し出のない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての対応方針

1) 保育所管課での障害の有無や程度・発達の状態などの把握状況

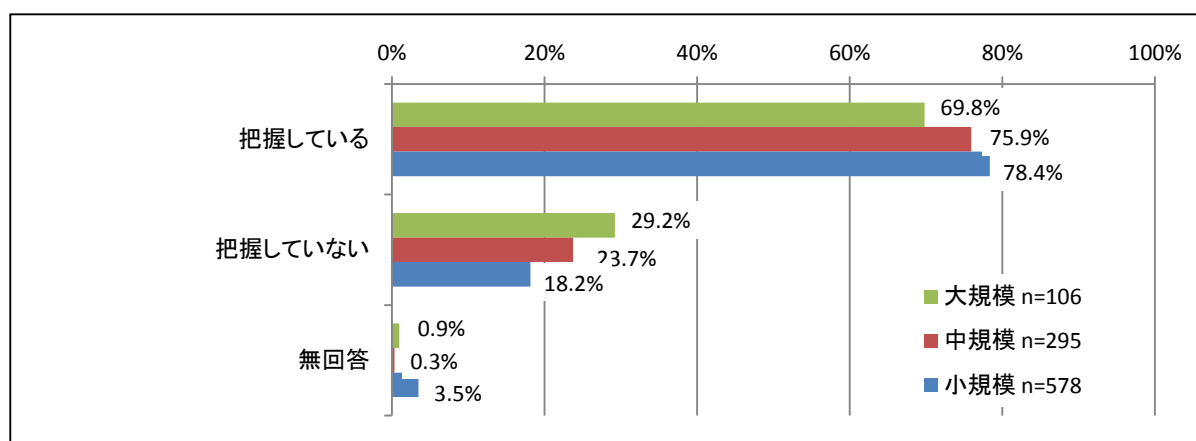
保護者から「障害児保育」の申し出がない場合であっても、8割弱の市区町村では保育所管課において障害児やその疑いのある子どもについての、障害の有無や程度・発達の状態などを把握していた。

自治体規模別に把握状況を見ると、規模が大きい自治体のほうが対象となる保育所数や児童数が多いためか、把握していないという割合が高くなっていた。

図表 10 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての状況の把握



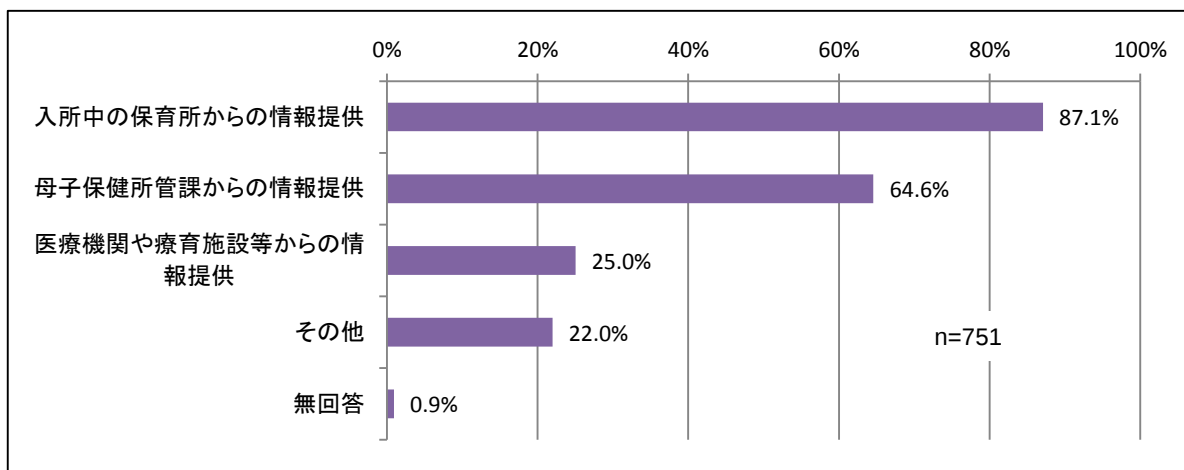
図表 11 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての状況の把握＜自治体規模別＞



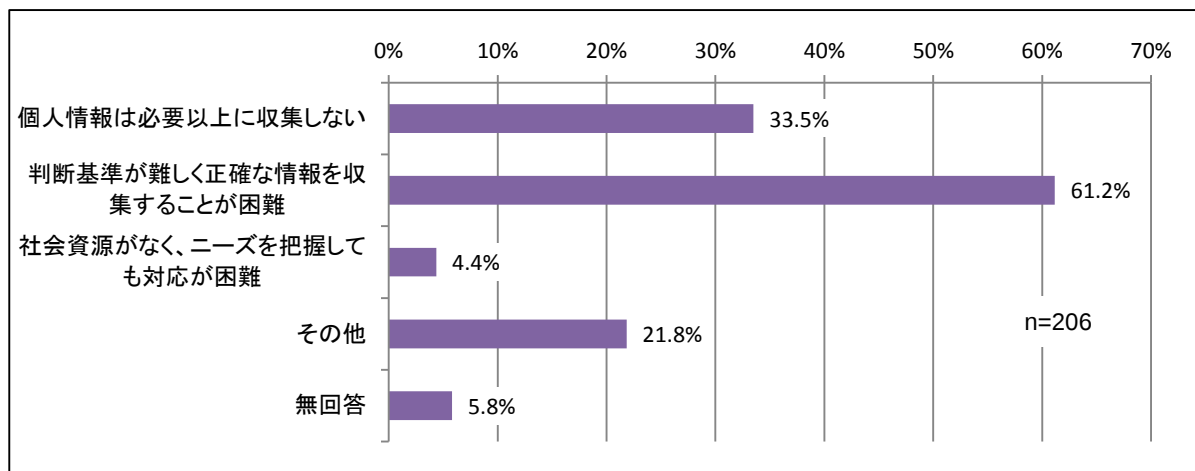
保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての状況把握の方法としては、保育所からの情報提供が9割強と最も多かったが、母子保健所管課から情報提供を受けているケースも6割強見られた。

一方、把握していないと回答した2割強の市区町村に把握していない理由を尋ねたところ、「判断基準が難しく、正確な情報を収集することが困難」が6割強と最も多く、次いで「個人情報が必要以上に収集しない」という方針を理由として挙げた市区町村が3割強見られた。

図表 12 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、
いわゆる「気になる子」についての状況の把握方法【複数回答】



図表 13 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、
いわゆる「気になる子」についての状況を把握していない理由【複数回答】

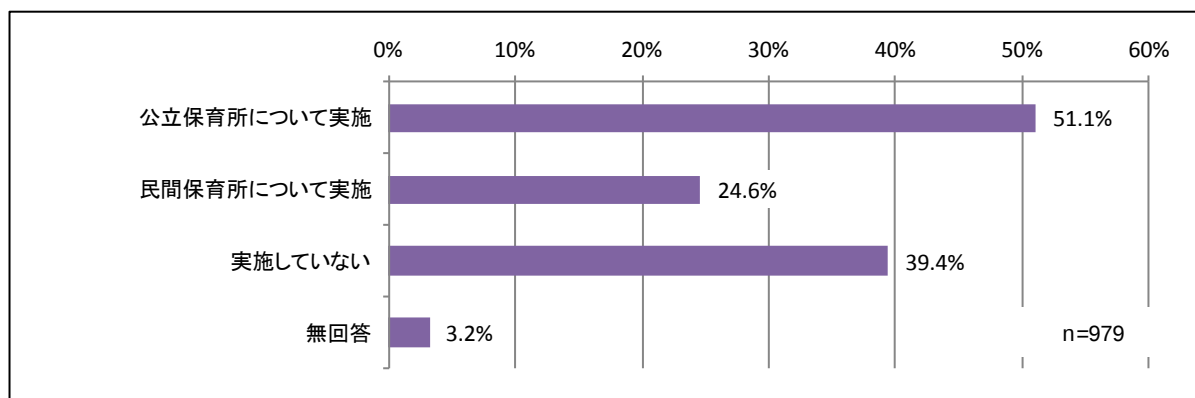


2) 保護者からの申し出のない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての職員加配の有無

保護者からの申し出がない場合であっても市区町村から職員加配や補助金支給が行われているケースが、公立保育所については5割強、民間保育所についても2割強見られた。

一方、4割弱の自治体では、保護者からの申し出がない場合には、職員加配や補助金支給は行っていないという回答があった。

図表 14 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての職員加配方針【複数回答】

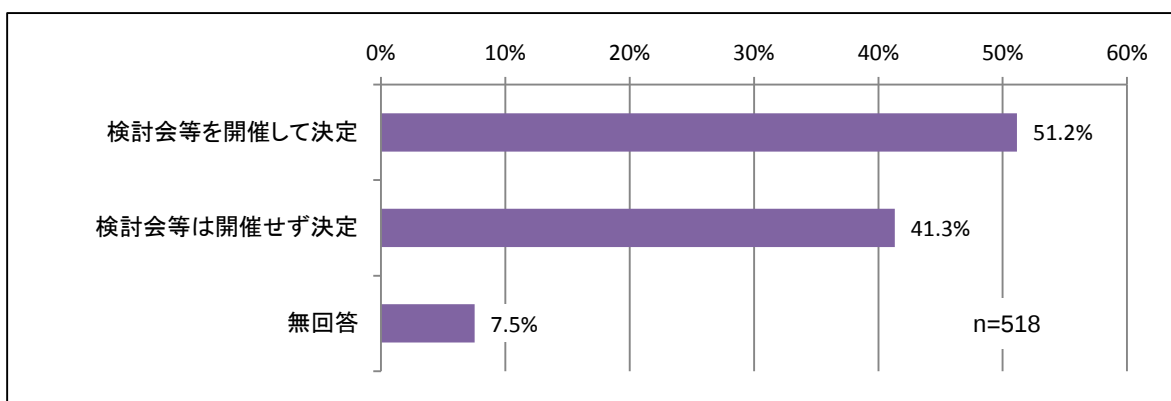


3) 保護者からの申し出のない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての職員加配のための検討会等

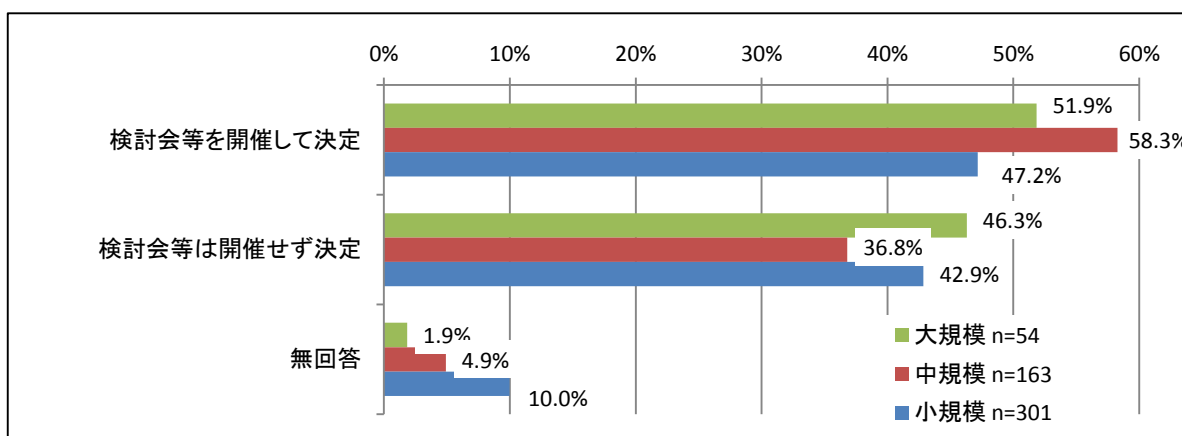
保護者からの申し出のない場合に加配を実施している市区町村のうち、職員加配にあたっての検討会等を設置している市区町村の割合は、5割程度となっていた。保護者からの申し出がある場合に比べ、その判断基準が難しいためか、会議体を設けての決定を行っているケースが多くなっていると思われる。

なお、保護者からの申し出のない場合の職員加配の検討会等については、自治体規模別の傾向はみられなかった。

図表 15 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての職員加配にあたっての検討会等の設置

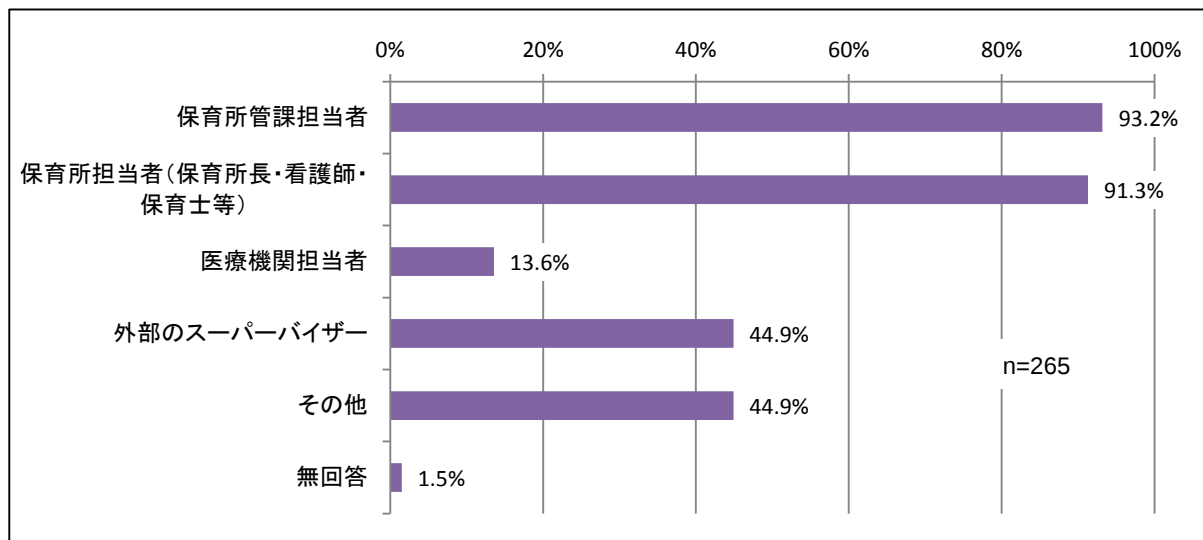


図表 16 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての職員加配にあたっての検討会等の設置<自治体規模別>



検討会の参加者については、保護者からの申し出があった場合と同様、保育所管課担当者や保育所担当者が最も多く、9割強であった。また、保護者からの申し出があった場合と比較すると、医療機関担当者が参加するケースが少なく、外部のスーパーバイザーが参加するケースが多かった。「その他」の具体的な内容は、p13の保護者からの申し出があった場合の障害児保育での職員加配に関する検討会等と同様、自治体の母子保健担当等が多かった。

図表 17 検討会等を実施している場合の参加者【複数回答】

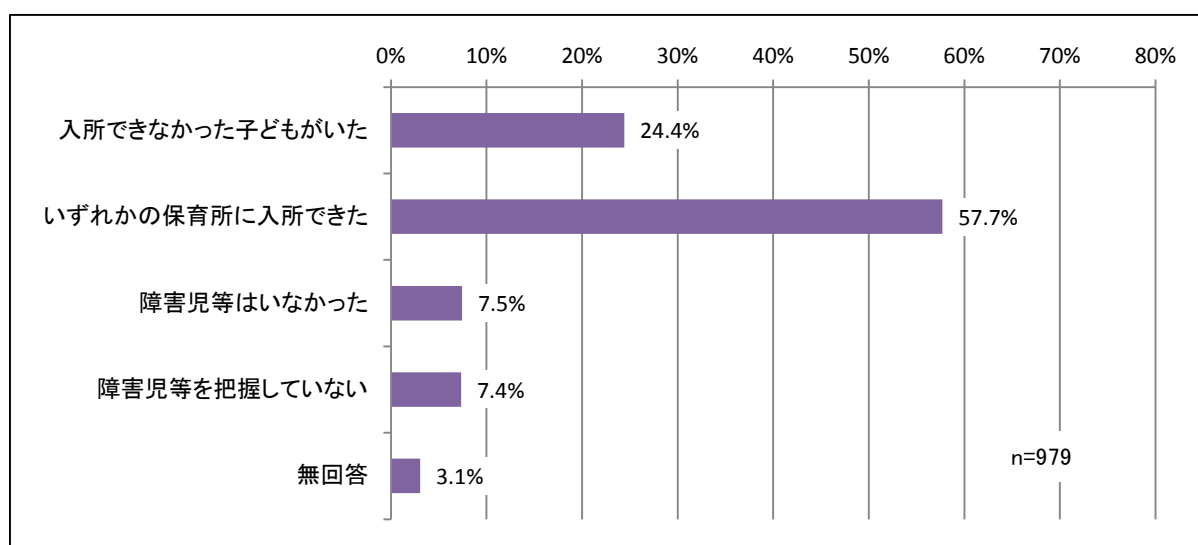


(3) 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」のうち保育所に入所することができなかった子どもの有無

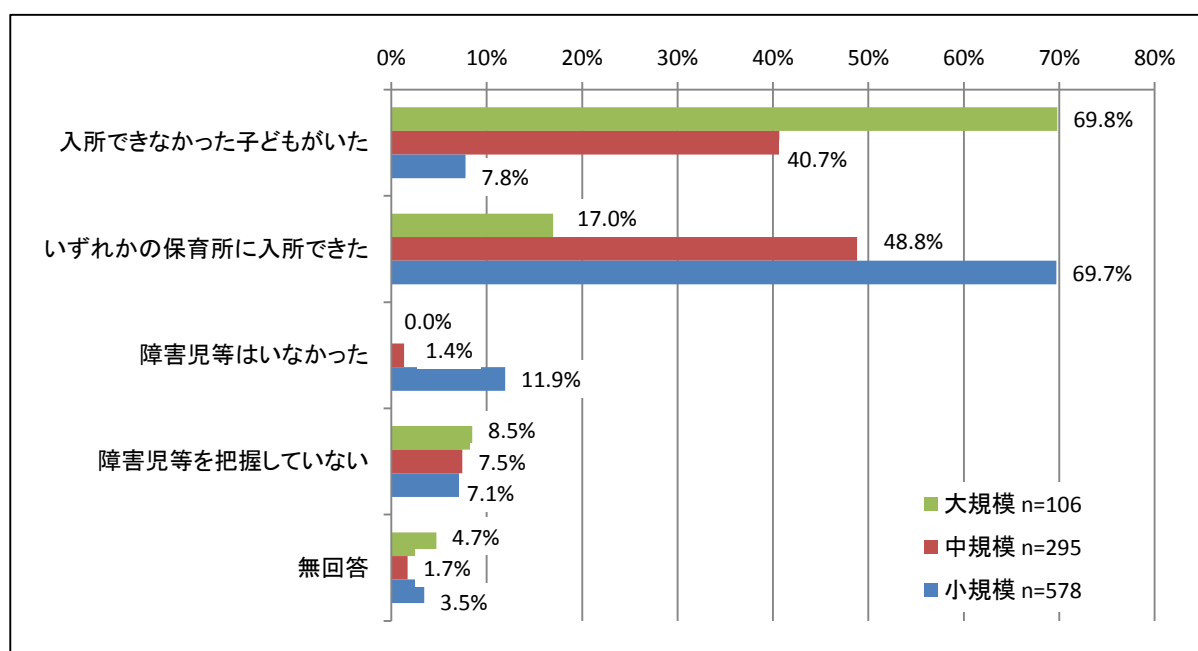
平成 28 年度の保育所入所申請時点において、回答市区町村のうち、6 割弱の市町村において、障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」のうち、いずれかの保育所に入所できた、とのことであったが、約 4 分の 1 の市区町村では、保育所に入所できなかった子どもがいたとのことであった。

自治体規模別にみると、小規模自治体ではいずれかの保育所に入所できたという割合が 7 割にのぼっていたが、大規模自治体において入所できなかった子どもがいたという回答の割合が高くなっていた。

図表 18 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」で保育所に入所できなかった子どもの有無（平成 28 年度保育所入所申請時点）

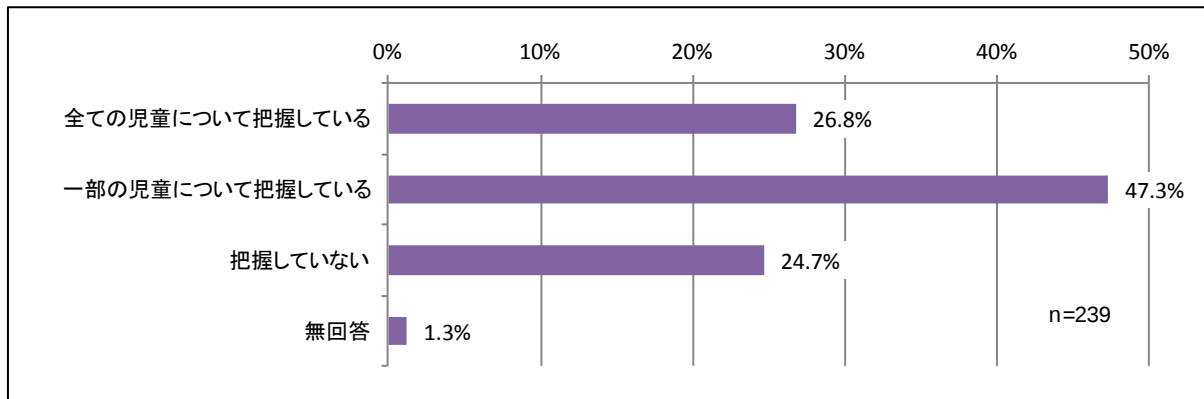


図表 19 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」で保育所に入所できなかった子どもの有無（平成 28 年度保育所入所申請時点）＜自治体規模別＞



障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」で、入所できなかった子どもがいた場合、障害福祉サービスや療育施設等保育所以外のサービスの利用状況について把握しているか否かを尋ねたところ、把握していない市区町村が4分の1いたものの、全ての子どもについて把握している市区町村が4分の1、一部の子どもについて把握している市町村が半数弱となっていた。

図表 20 入所できなかった子どもの他のサービスの利用状況の把握状況



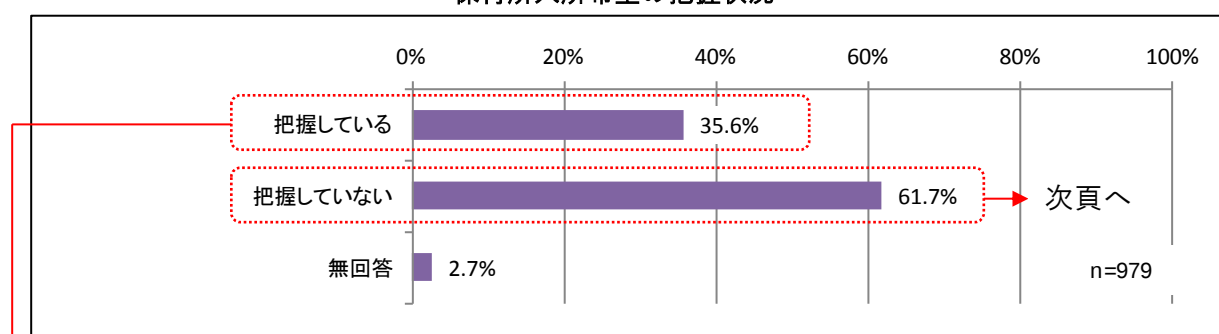
(4) 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の入所希望の把握状況

保育所の入所申請をしていないものの、障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」が保育所への入所を希望しているかを把握しているかについて尋ねたところ、全体の4割弱の市区町村が把握していると回答していた。

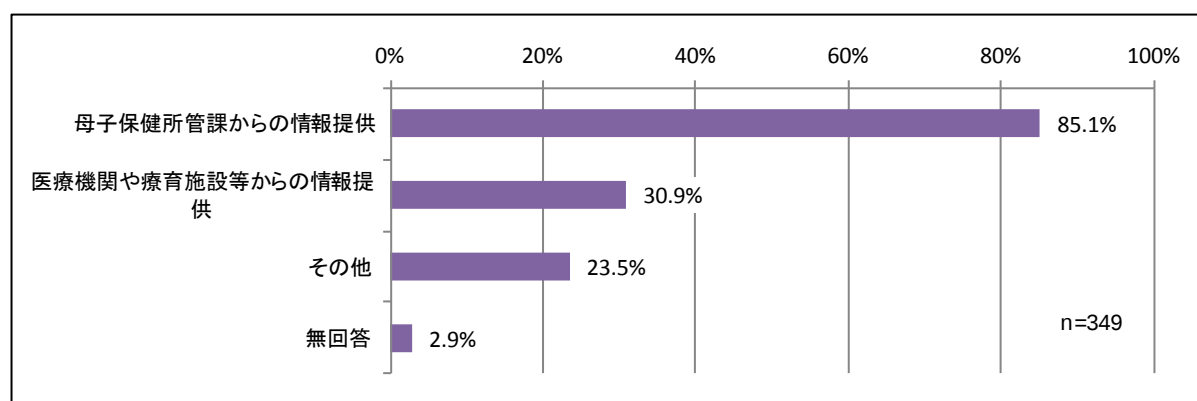
把握している市区町村のうち、9割弱が母子保健所管課から情報提供を受けていた。医療機関や療育施設等からの情報を得ているケースも3割程度見られた。

また、保育所の入所申請がない障害児等からの入所希望を把握していない市区町村がその理由として挙げていたもののうち、最も多かったのは、保育所利用の申請がないことからニーズもないと考えていたとの回答であり7割にのぼっていた。また、5割弱の市区町村が入所申請がないにも関わらず入所希望等を把握することは、保育所管課の業務範囲を超えていると考えていた。

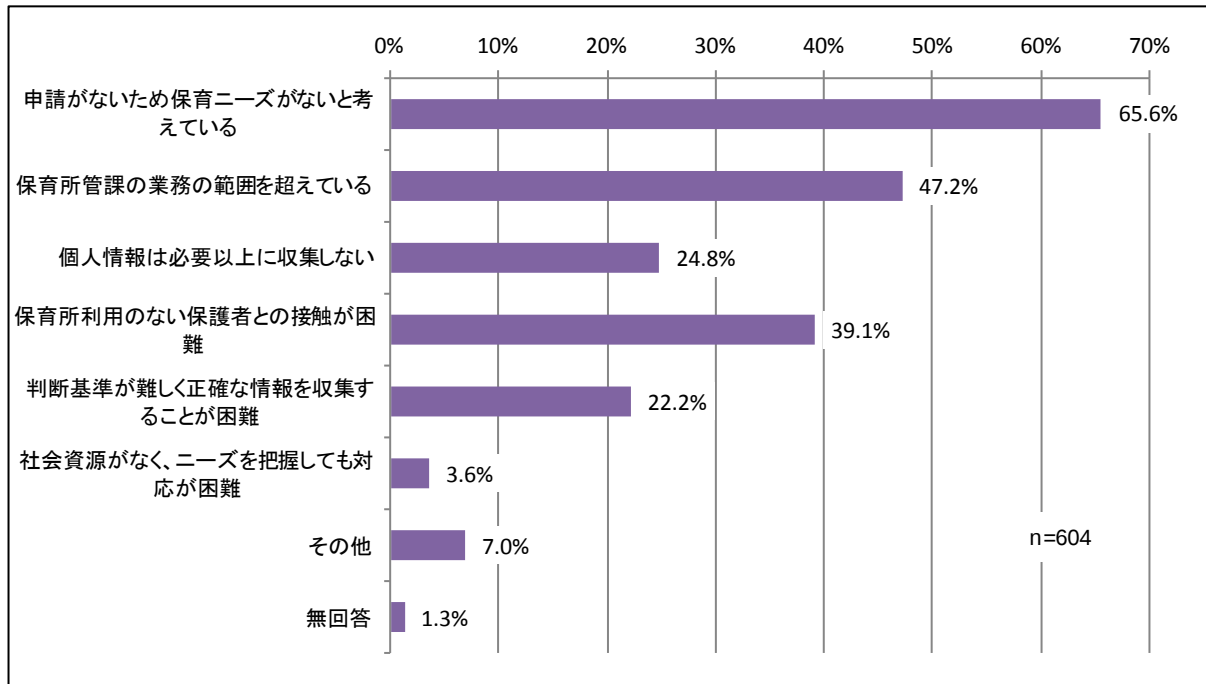
図表 21 入所申請をしていない障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の保育所入所希望の把握状況



図表 22 把握している場合の把握方法【複数回答】



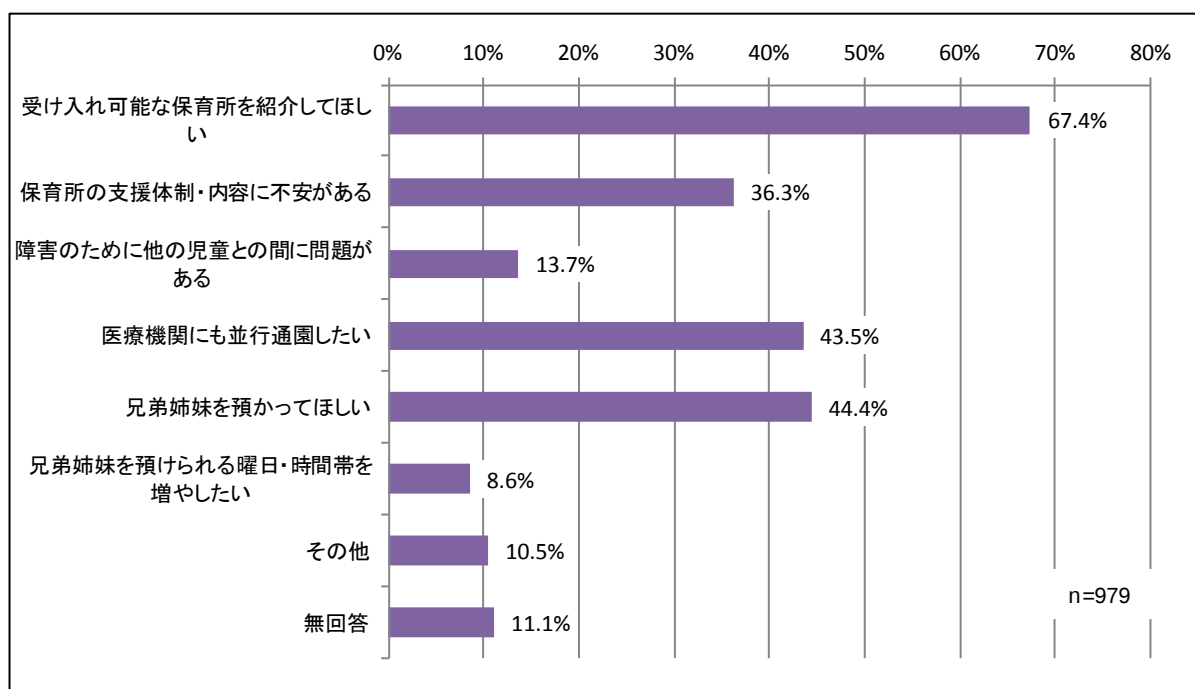
図表 23 把握していない理由【複数回答】



(5) 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の保護者からの相談

障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の保護者からの保育に関する相談内容について尋ねたところ、9割弱の市区町村が、何らかの相談を受けていた。具体的には、受け入れ可能な保育所の紹介が最も多く7割弱となっているほか、障害児の兄弟姉妹を受け入れることへの希望や医療機関にも並行通園したいという希望についての相談が4割程度挙げられていた。

図表 24 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の保護者からの相談内容
【複数回答】



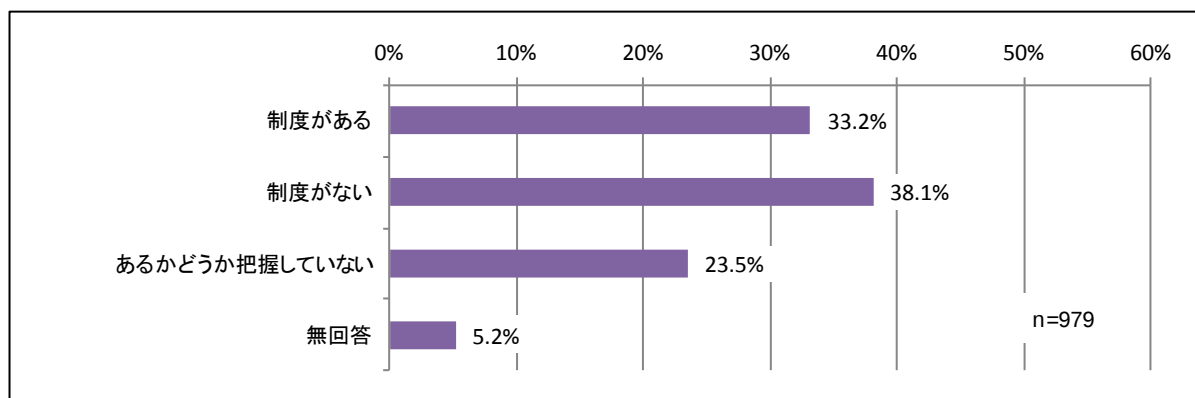
(6) 都道府県による障害児保育に係る支援制度や施策の認知度・活用状況

1) 障害児保育を実施する保育所への補助金制度

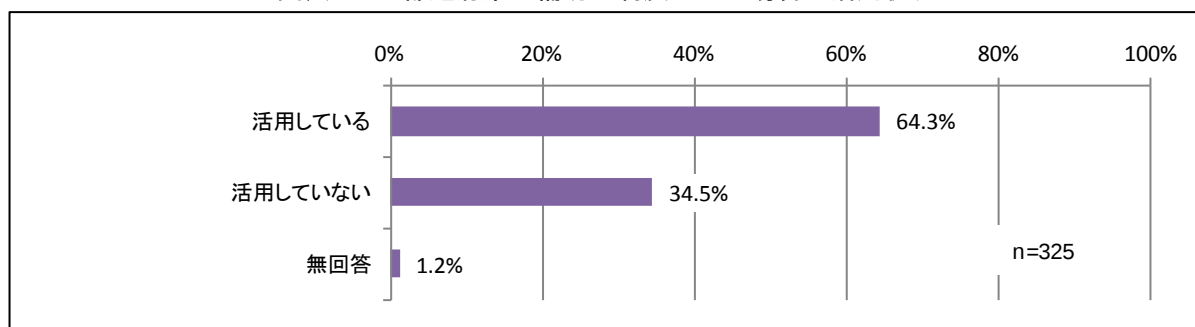
市区町村に対し、所在する都道府県に障害児保育を実施する保育所への補助金制度があるかを尋ねたところ、制度があると回答した割合は3割強にとどまった。また、2割強の市区町村は制度があるかどうかを把握していないと回答していた。

一方で、制度があると回答した市区町村でも、実際に活用しているのは6割強であった。

図表 25 障害児保育を実施する保育所に対する都道府県の補助金制度



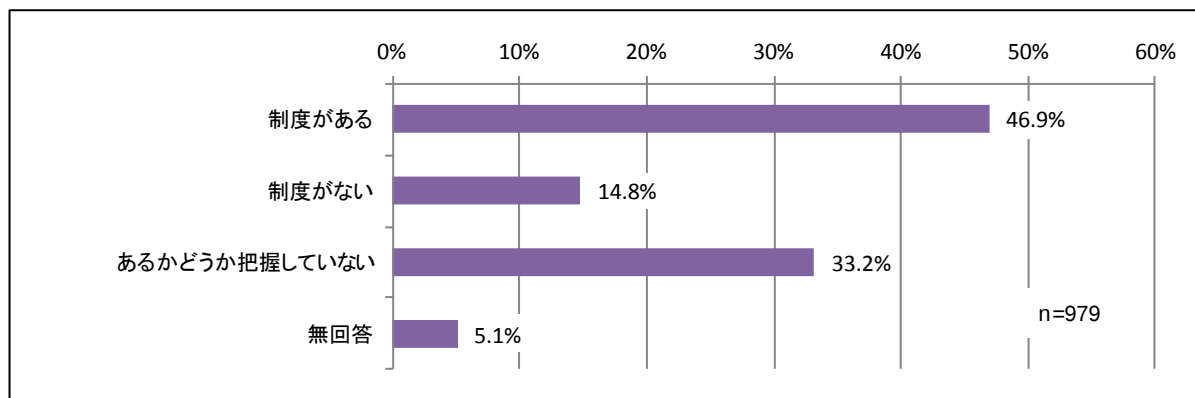
図表 26 都道府県に補助金制度がある場合の活用状況



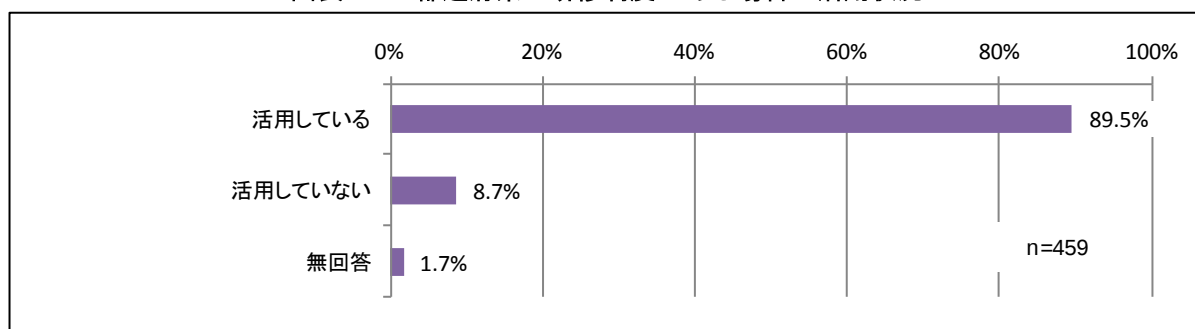
2) 障害児保育に係る研修

都道府県による障害児保育に係る研修制度があるかについて尋ねたところ、5割弱の自治体があると回答していた。一方で、3割強の市区町村は制度の有無を把握していなかった。制度がある場合には、9割近くの市区町村が研修制度を活用していた。

図表 27 障害児保育に係る都道府県の研修制度



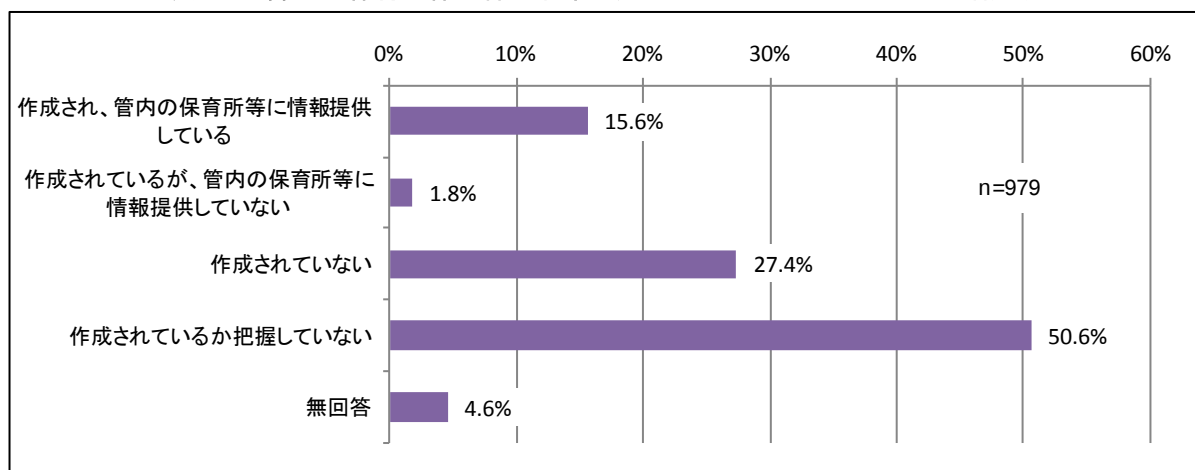
図表 28 都道府県に研修制度がある場合の活用状況



3) 障害児保育に係るパンフレット・冊子等

都道府県が作成した障害児保育に関するパンフレットや冊子の取扱等について尋ねたところ、管内の保育所等に情報提供している市区町村は2割弱存在していた。一方、半数以上の市区町村が作成されているかどうかを把握していないと回答した。

図表 29 障害児保育に係る都道府県作成のパンフレット・冊子等の活用状況



4) その他の都道府県による障害児保育に係る支援制度・施策

その他、都道府県による障害児保育に係る支援制度・施策として、活用されているもの、活用はされていないが自治体として把握しているものとしては、以下のようなものが挙げられていた。

図表 30 研修やパンフレット以外での都道府県による障害児保育に係る支援制度・施策

	支援制度・施策
活用されているもの	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 発達障害相談センターの巡回訪問による支援者支援 保育カウンセラーが年2～4回訪園し、該当児に対する支援方法やアドバイスを実施 小学校への接続にかかる情報提供ツール検討事業 等
活用されていないものの把握されているもの	障害児保育質向上事業 市町村発達障害者支援体制サポート事業 等

(7) 障害児保育における関係機関との連携

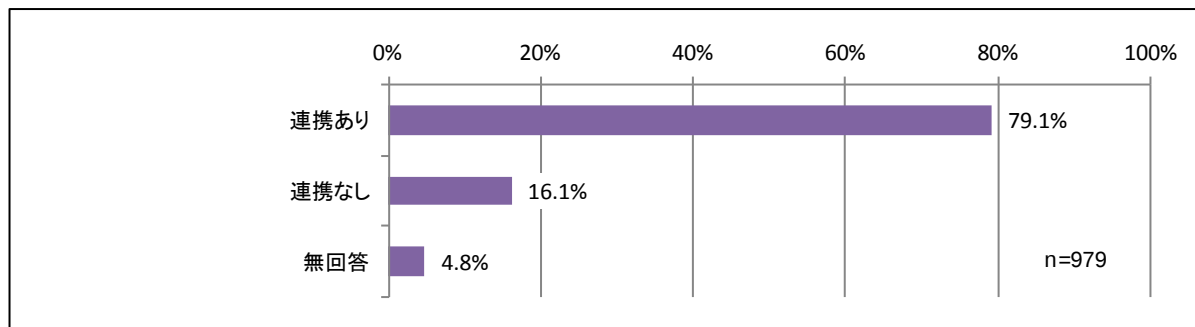
保育所は、障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の保育を行うに当たり、各種関係機関・団体等情報提供をはじめとした様々な連携を実施している。情報提供以外での連携状況について、市区町村の保育所管課に尋ねたところ、8割弱の市区町村で何らかの関係機関・団体との間での連携がなされていた。

具体的な連携先としては、市町村の保健センターが7割強、庁内の障害担当部署が6割強で比較的多数を占めていた。医療機関や療育センター、児童発達支援センターと連携しているケースも3割程度と、比較的多く見られた。

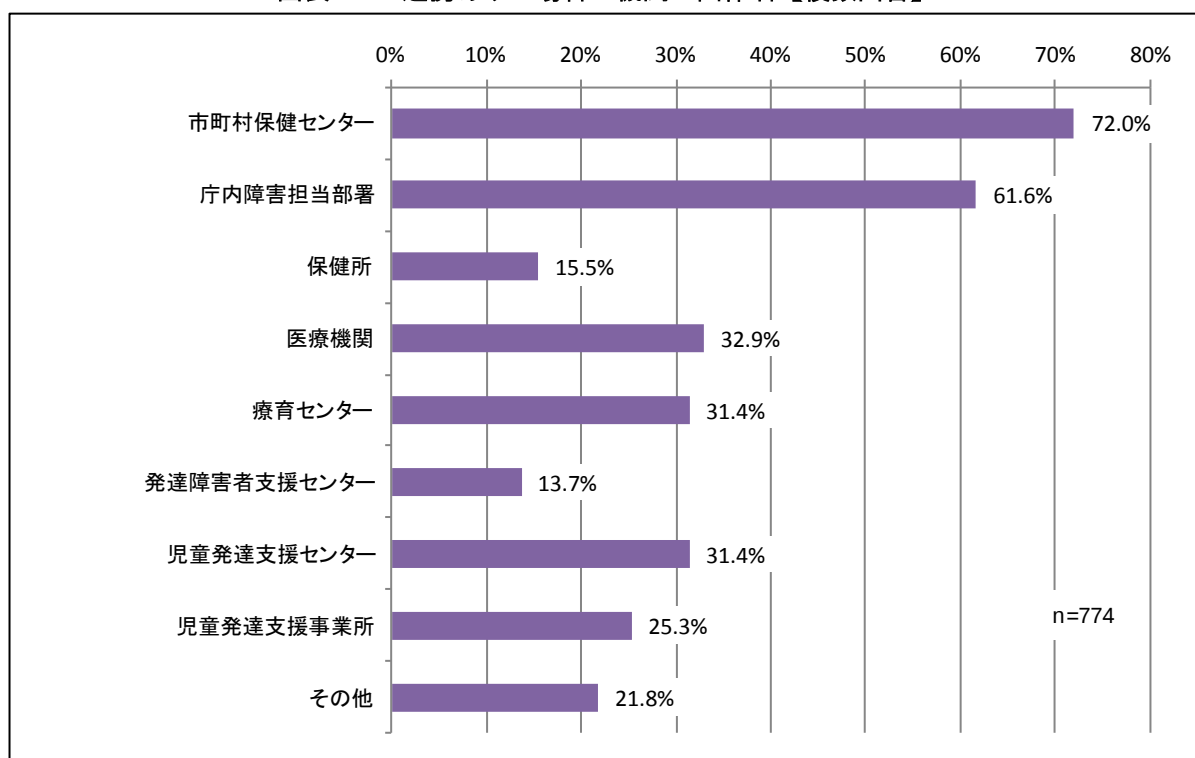
連携の具体的な内容としては、障害児保育での加配に関する検討会への出席を求めたり、障害児や気になる子、その保護者への接し方等に関する助言・指導、関連するサービスの紹介等が挙げられていた。

また、その他の連携先としては、教育委員会や小学校、特別支援学校、幼稚園等の教育機関、児童相談所が挙げられていた。

図表 31 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」の保育での情報提供以外の連携状況



図表 32 連携ありの場合の機関・団体名【複数回答】



図表 33 主な連携先との具体的な連携内容

連携先	連携内容
市町村保健センター	担当保健師へ児童の情報の聞き取りや検討会議への出席を依頼し連携
	特定の「気になる子」「保育に配慮が必要な子」を保育所がピックアップし、その子について関係機関で協議し、医療機関や必要な支援へつなげる
	障がい児保育判定委員会への参加
	園訪問を通じて子どもの状況確認及び保育における助言、指導
	入園時の面談の際、保健師が同席
	おやこ教室（療育事業）における保育所と保健師との連携懇談会
	保健師が未就園児の保育園体験に付き添い様子を観察
	障害児の親と共に病院受診に保健師が同行し、園と担当係へ繋げ、連携
庁内障害担当部署	障害担当と共同で療育関係者と保育園の保育士との療育関係者のつどいを開催
	障害担当部署が、障害児通所サービス（児童発達支援や保育所等訪問支援）の支給量を決定する際に、各保育所の園長や先生と話し合いをする機会を設定
	本人、保護者へ寄り添い方、保護者の障がい受容を深めるための勉強会や情報共有を定期的で開催
	特別児童扶養手当該当、障害者手帳の等級確認
	保育所以外で他に利用できるサービス等の紹介
	こども発達支援室と各保育所とで、気になる子どもの個別支援計画を立てて支援
	不安のある親からの相談、また相談を受け入れない親に対する保育士からの相談への対応
	市内保育施設等への巡回相談
	医療的ケアが必要な児童が入所する際の連携

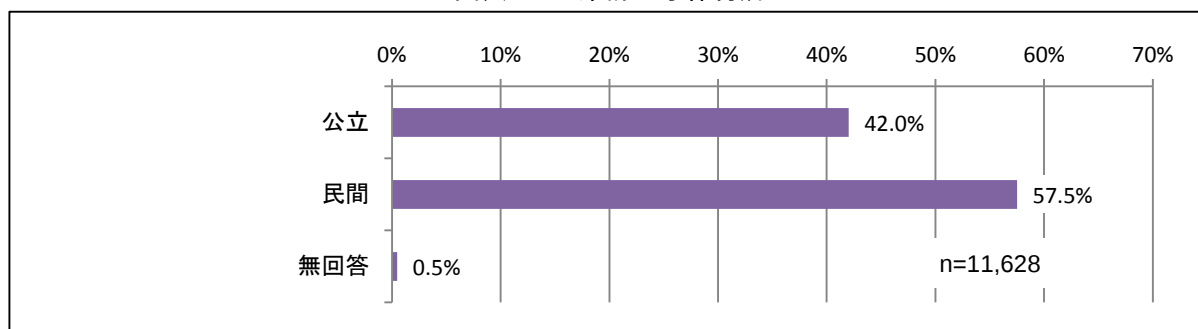
2. 保育所における障害児保育の概況

※本調査は、認可保育所の障害児保育の状況について、自治体の保育所管課で把握している範囲で回答を依頼したものである。

(1) 集計対象保育所の属性

集計対象となった保育所は、公立が4割強、民間は6割弱であった。

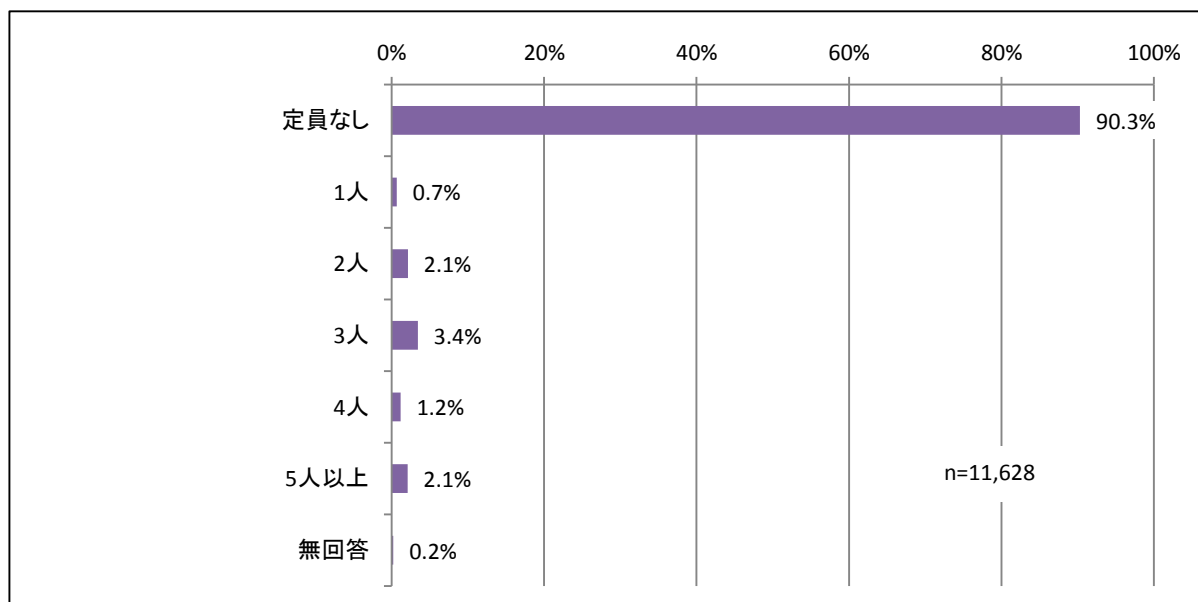
図表 34 集計対象保育所



(2) 障害児保育の定員

回答があった自治体における保育所のうち、9割以上の保育所が障害児保育の定員を設けずに障害児を受け入れることとしていた。

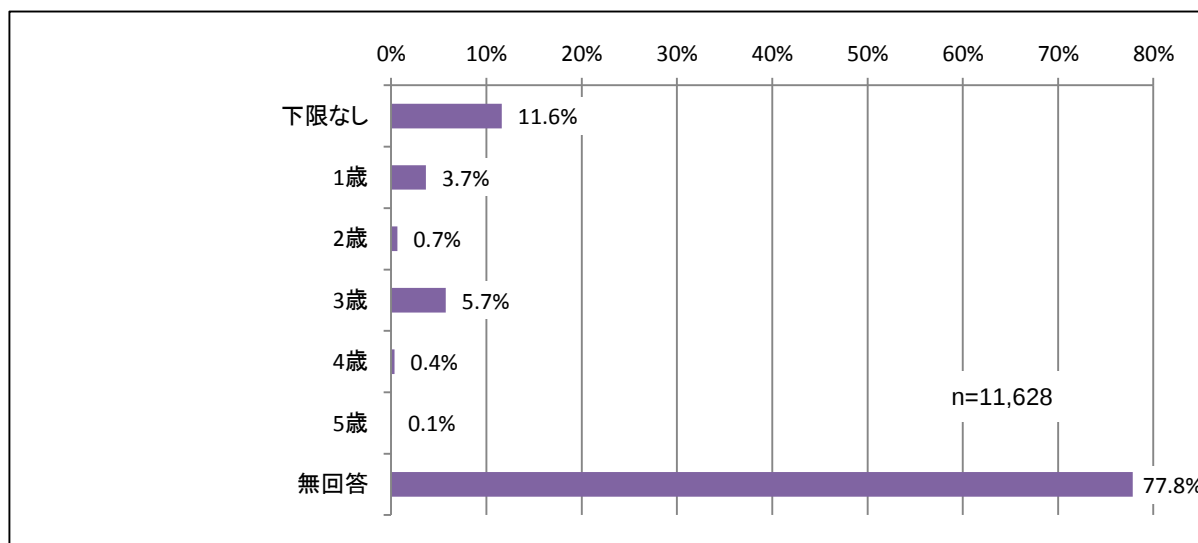
図表 35 障害児保育の定員の有無



(3) 障害児保育の下限年齢

障害児の受け入れにあたっては、一部保育所では一定年齢以上でないと受け入れないところもある。そうした障害児保育での下限年齢の設定について尋ねたところ、今回の調査対象の保育所では、ほとんど障害児保育の年齢に下限を設けていなかった。下限を設けている保育所はわずかなではあるものの、そのうちで最も多かった回答は、3歳であり、自治体アンケートの回答にもあった、3歳以上児でしか障害児を受け入れないという保育所があった。

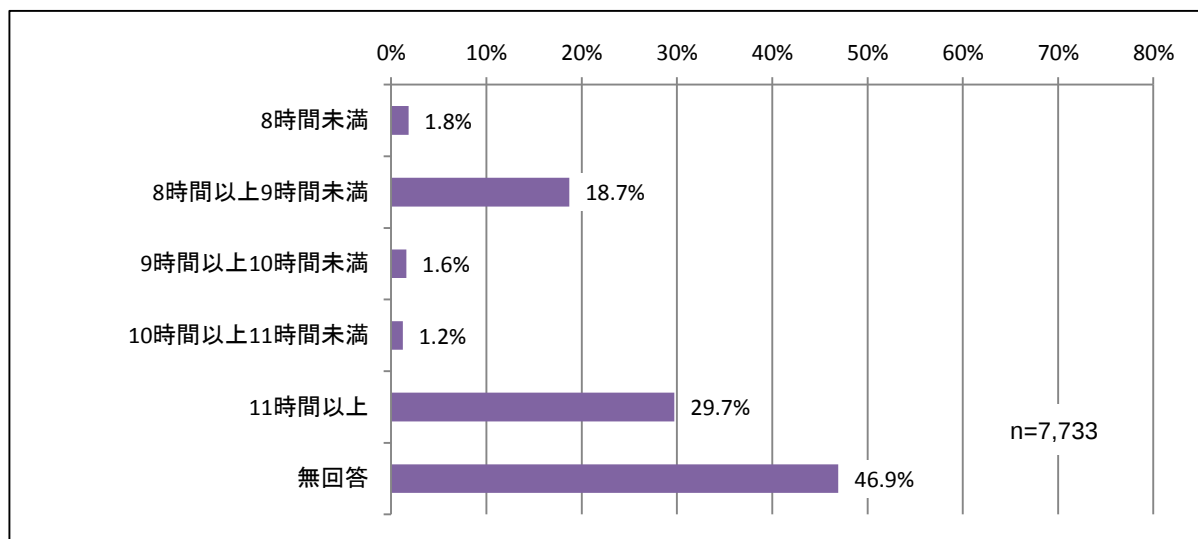
図表 36 障害児保育の下限年齢の設定



(4) 障害児の保育時間

保護者からの申し出に基づき障害児保育を実施している保育所のうち、障害児に関しての基本的な受け入れ時間の設定をしているかを尋ねたところ、最も多かった回答は、11時間以上で3割弱であった。また、8時間以上9時間未満との回答も2割弱見られた。ただし、大半の保育所では特段障害児保育の対象となる児童の保育時間を設定していないようであった。

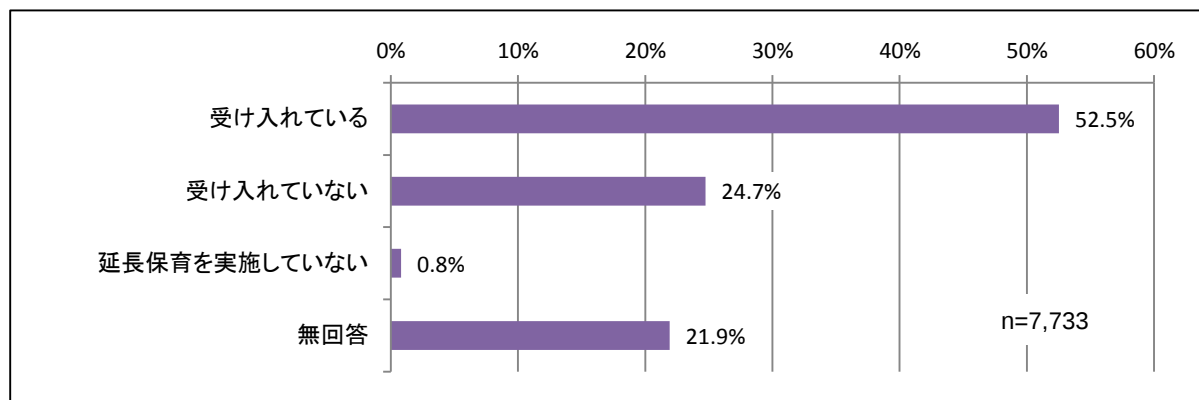
図表 37 障害児の基本的な受け入れ時間



(5) 延長保育での障害児の受け入れ

保護者からの申し出に基づき障害児保育を実施している保育所のうち、障害児について延長保育での受け入れを行っているかを尋ねたところ、半数近くの保育所では延長保育で障害児を受け入れていた。一方で、受け入れていない保育所も全体の3割弱存在した。

図表 38 延長保育での障害児の受け入れ

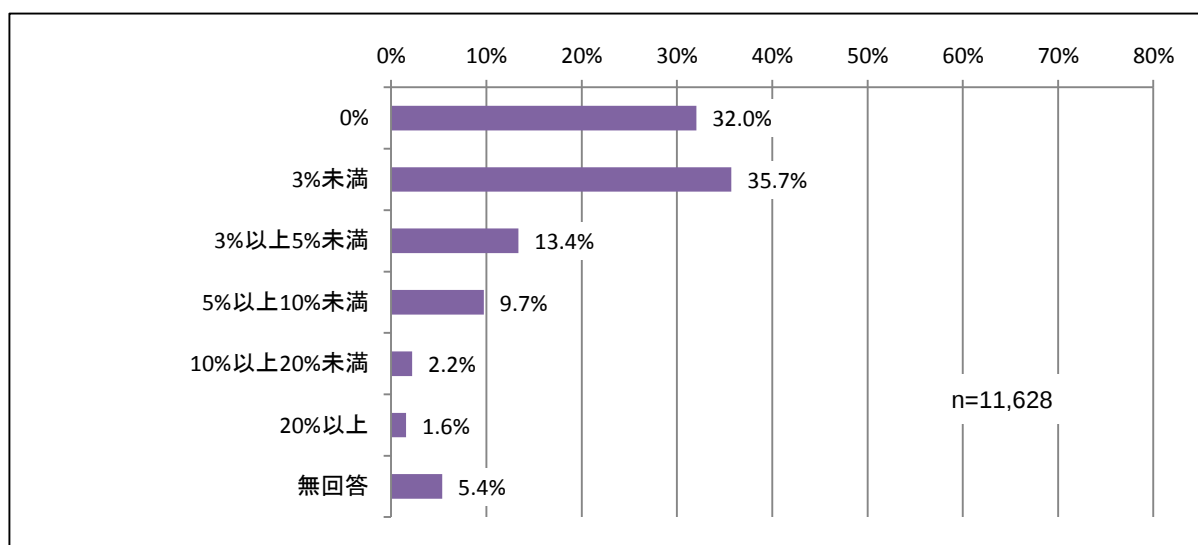


(6) 入所児童に占める障害児の割合

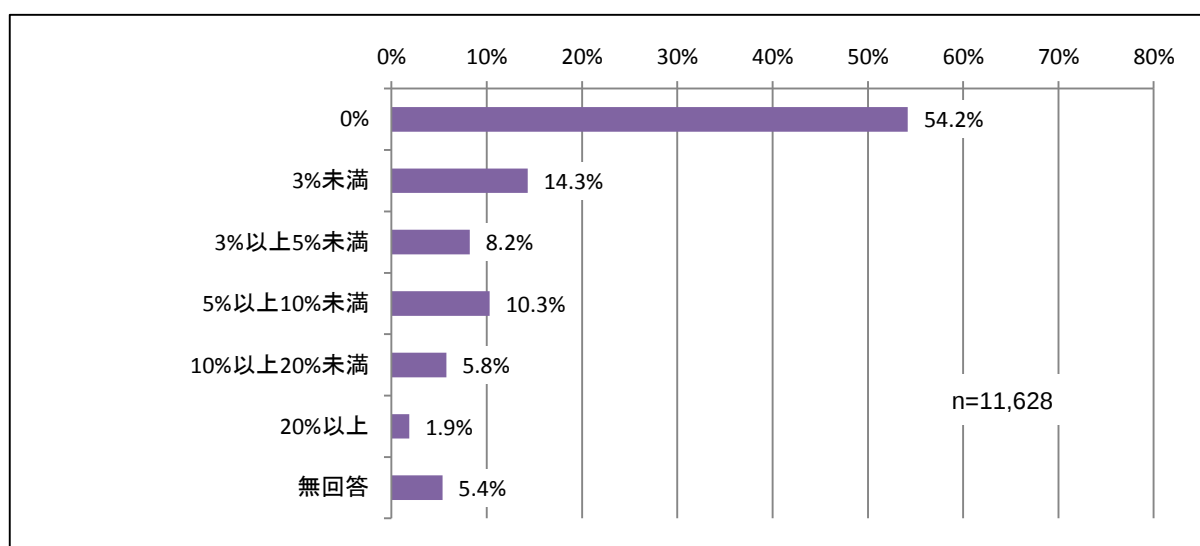
回答いただいた市区町村の保育所における入所児童に占める障害児の割合をみた。全体の6割強の保育所について、保護者からの申し出により障害児保育の対象としている子どもが在籍していると回答があった。該当する子どもが1人以上在籍している保育所では、入所児童に占める割合は3%未満が最も多かったが、10%を超える保育所も4%弱存在した。

また、保護者からの申し出はないものの、保育所側が障害またはその疑いがあると認識している子どもについて在籍していると回答があった保育所は約4割であった。該当する子どもが1人以上在籍している保育所では、入所児童に占める割合は3%未満が最も多かったが、10%を超える保育所も8%弱存在した。

図表 39 保護者からの申し出による障害児保育対象児が入所児童に占める割合



図表 40 保護者からの申し出はないが、保育所として障害またはその疑いありと認識している子どもが入所児童に占める割合



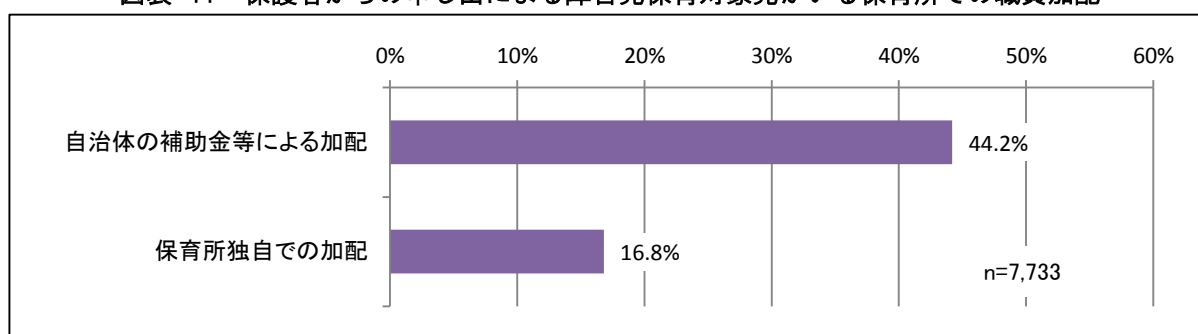
(7) 障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」についての加配状況

1) 保護者からの申し出がある場合の加配方針

保護者からの申し出により障害児保育を行っている保育所の職員加配の状況をみると、全体の約4割で、自治体の補助金等による加配が行われていた。また、保育所独自に加配を行っているケースも2割程度見られた。

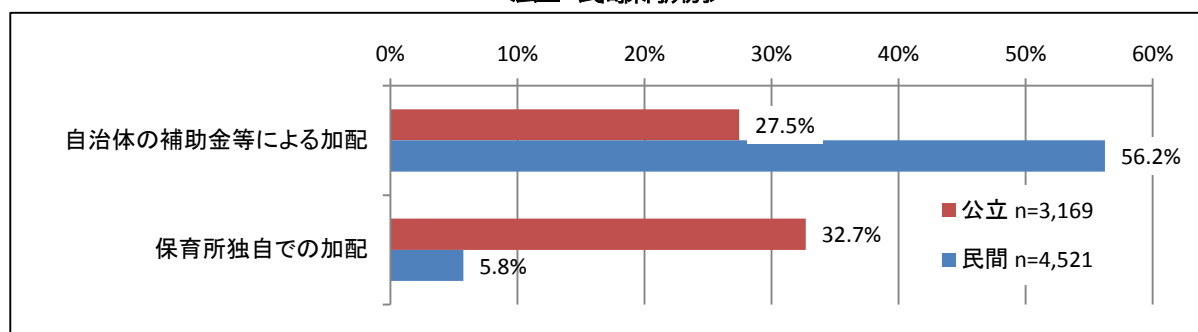
なお、保育所の公私別に加配の状況についてみると、民間保育所では自治体の補助金等による加配を実施している割合が高くなっており、公立では保育所独自に加配している割合が高くなっていった。

図表 41 保護者からの申し出による障害児保育対象児がいる保育所での職員加配



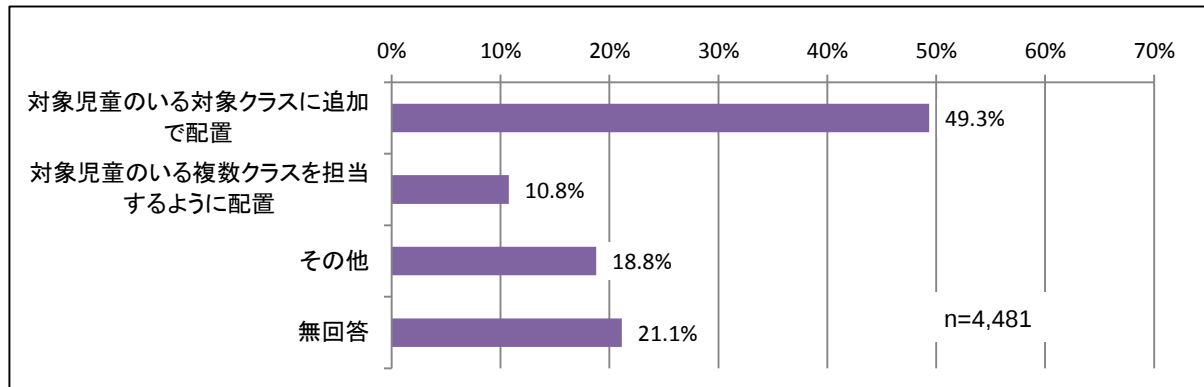
図表 42 保護者からの申し出による障害児保育対象児がいる保育所での職員加配

<公立・民間保育所別>



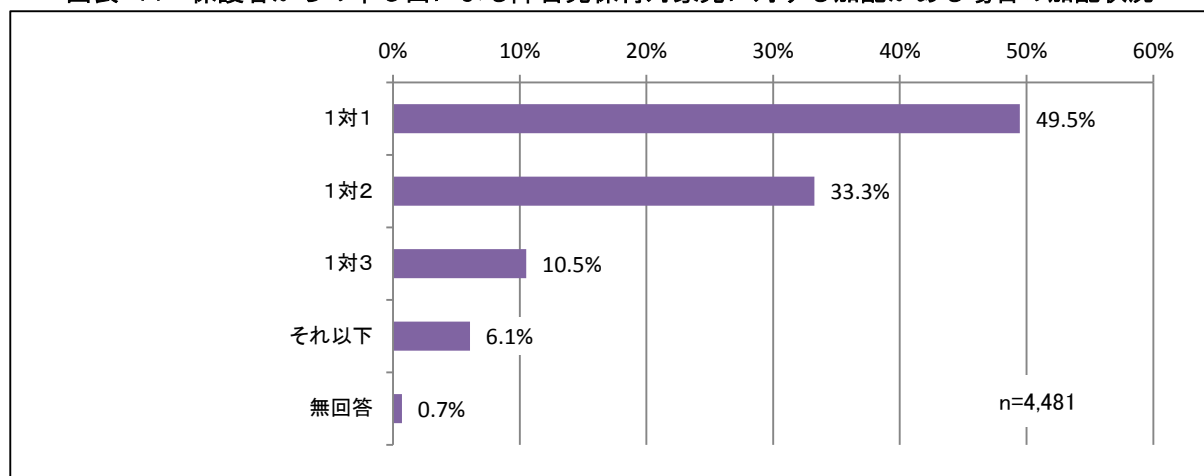
保護者からの申し出による障害児保育対象児に対しての加配がある場合の、職員の配置方針をみたところ、対象児童のいるクラスに追加で配置する保育所が 5 割弱、対象児童のいる複数のクラスを担当するよう配置する保育所が 1 割程度であった。

図表 43 保護者からの申し出による障害児保育対象児に対する加配がある場合の方針



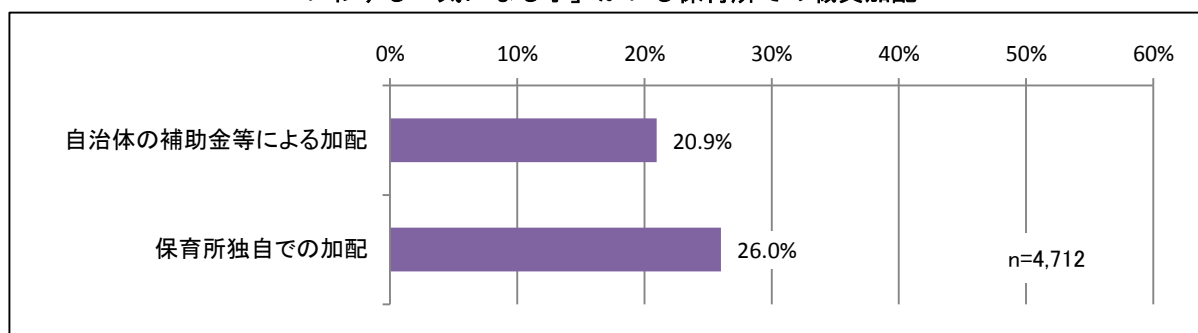
保護者からの申し出による障害児保育対象児に対する職員の加配がある場合の、実際の加配状況としては、職員対対象児童の比が 1 対 1 という回答が最も多く半数近くに上ったが、1 対 2 という保育所も 3 割程度存在した。

図表 44 保護者からの申し出による障害児保育対象児に対する加配がある場合の加配状況

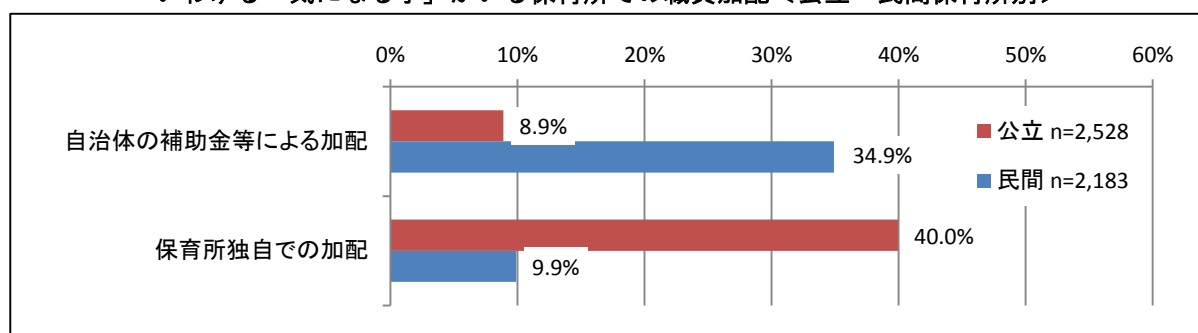


また、保護者からの申し出はないものの、保育所側が障害またはその疑いがあると認識している子どもについても職員の加配は行われていることがあるが、自治体の補助金等による加配が2割、保育所独自での加配を実施している割合が4分の1程度であり、保護者からの申し出のある障害児に対する加配とは傾向が異なっていた。その状況について公立・民間保育所別にみると、保護者からの申し出による障害児についての加配の状況と同様に、公立保育所では保育所独自の加配が多く、民間保育所では、自治体の補助金等による加配が多くなっていた。

図表 45 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、
いわゆる「気になる子」がいる保育所での職員加配

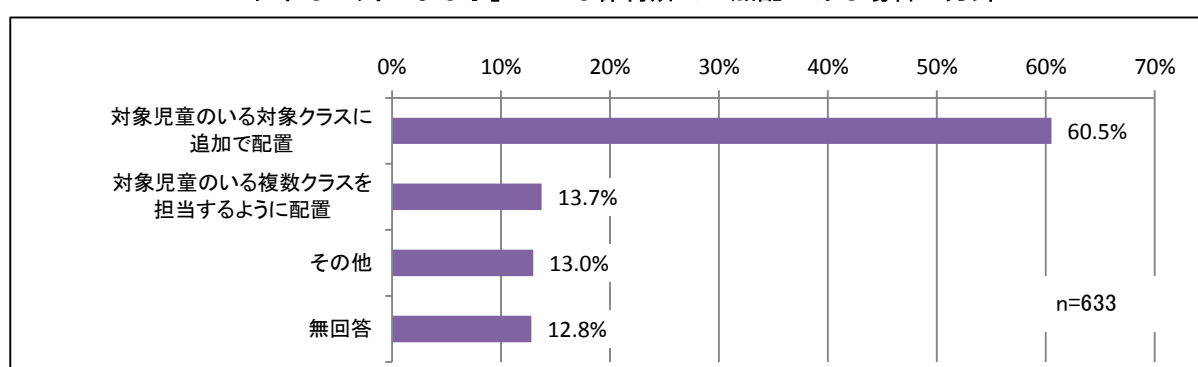


図表 46 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、
いわゆる「気になる子」がいる保育所での職員加配＜公立・民間保育所別＞

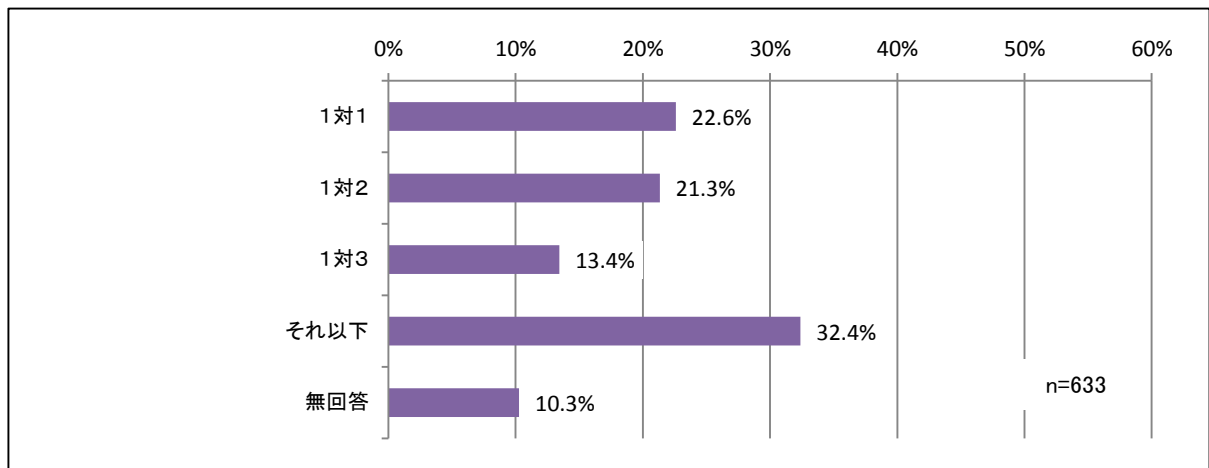


実際の加配状況としては、6割程度が、対象児童のいるクラスに職員を追加配置していた。また、職員と対象となる子どもの人数比が、1対3よりも手厚い配置となっている保育所が6割弱、それ以下の保育所が3割程度であった。

図表 47 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、
いわゆる「気になる子」がいる保育所での加配がある場合の方針



図表 48 保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども、
いわゆる「気になる子」がいる保育所での加配がある場合の加配状況



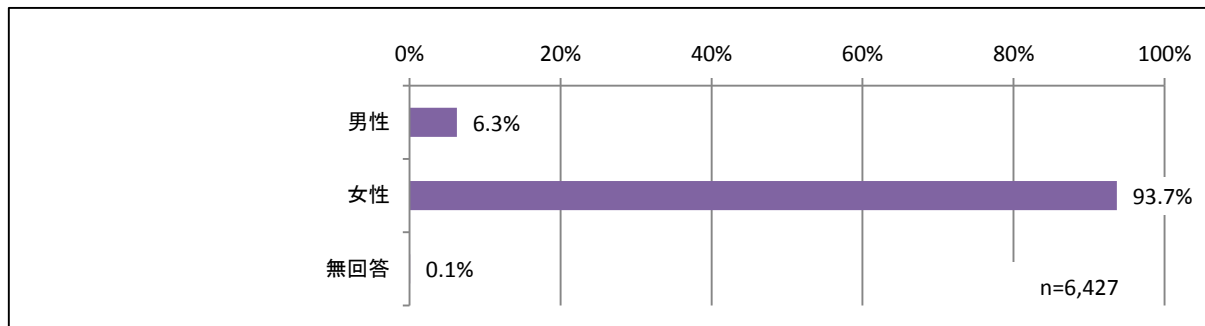
第3章 障害児のいる 世帯の生活実態

1. 回答者の属性

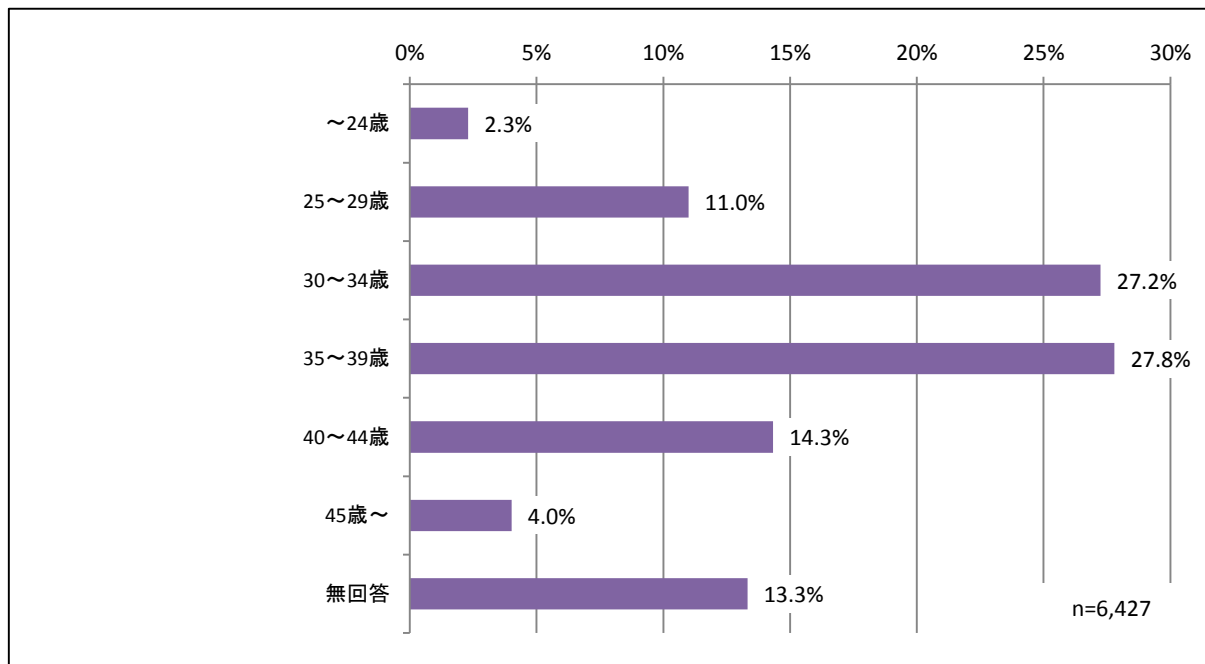
(1) 基本属性（性別・年齢）

今回の保育所通所児に関するアンケート調査の回答者は、約 9 割が女性で、年齢は 30 代が最も多かった。

図表 49 回答者の属性



図表 50 回答者の年齢

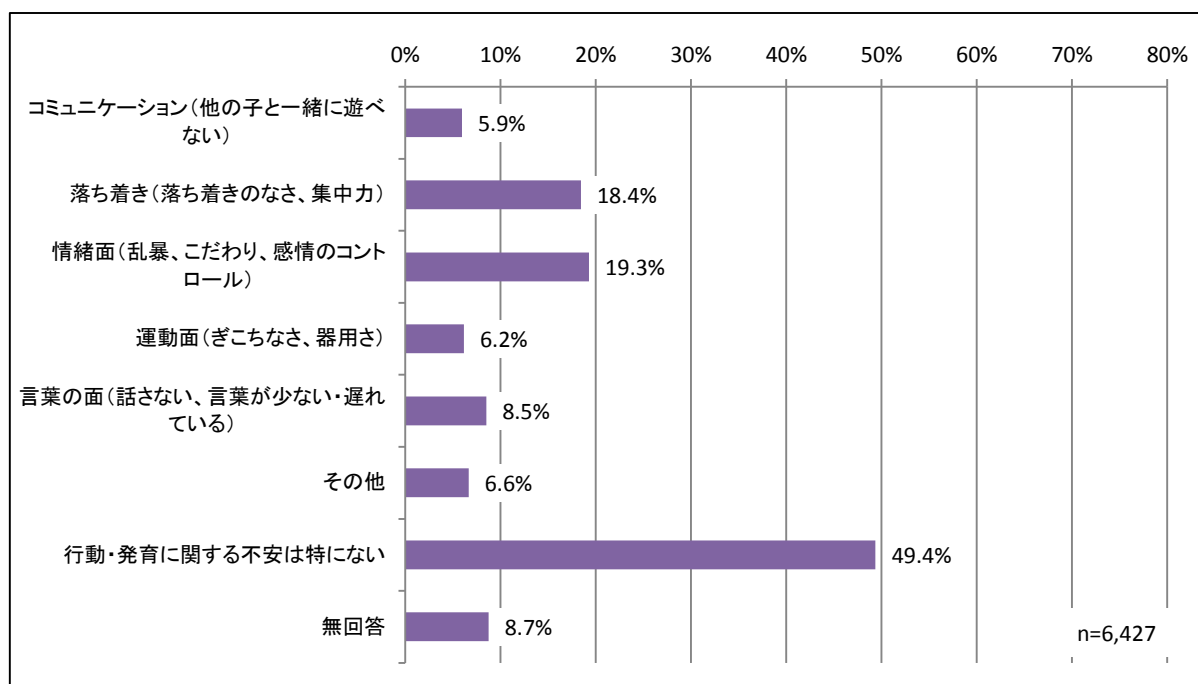


(2) 保育所通所児の気になること等

1) 心身の成長について気になる点や不安を感じている点

保育所に通う子どもがいる家庭において、保育所通所児の気になる点や不安について尋ねたところ、全体としてみると特にないという回答が半数を占めていた。その一方、気になる点や不安の具体的な内容としては、子どもの情緒面や落ち着きについて挙げたものが比較的多く、それぞれ2割程度見られた。

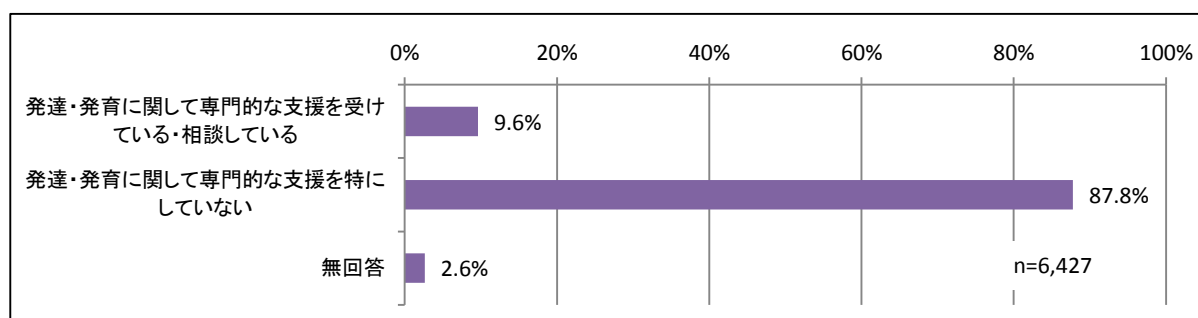
図表 51 保育所通所児の気になること【複数回答】



2) 発達・発育に関する専門的な支援や相談の状況

保育所通所児について子どもの発達・発育に関して専門的な支援を受けている、あるいは相談をしているかを尋ねたところ、1割程度の世帯で専門的な支援を受けていたり、相談していると回答していた。

図表 52 発達・発育に関する支援や相談の状況

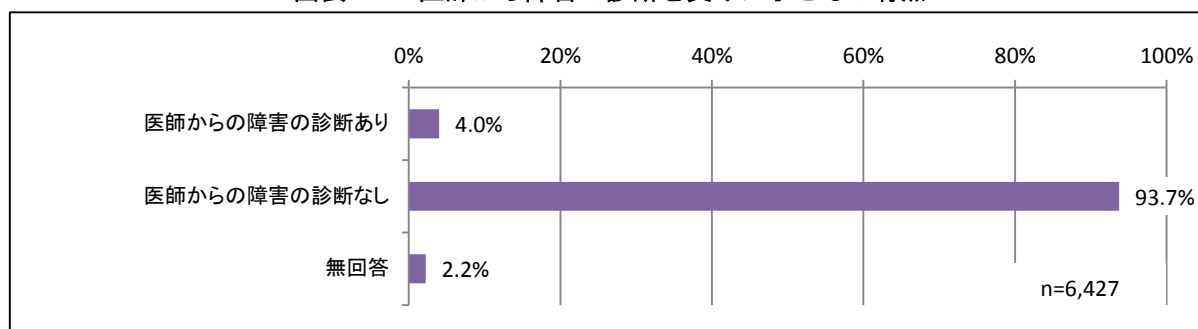


3) 医師からの障害の診断の有無・障害の種類

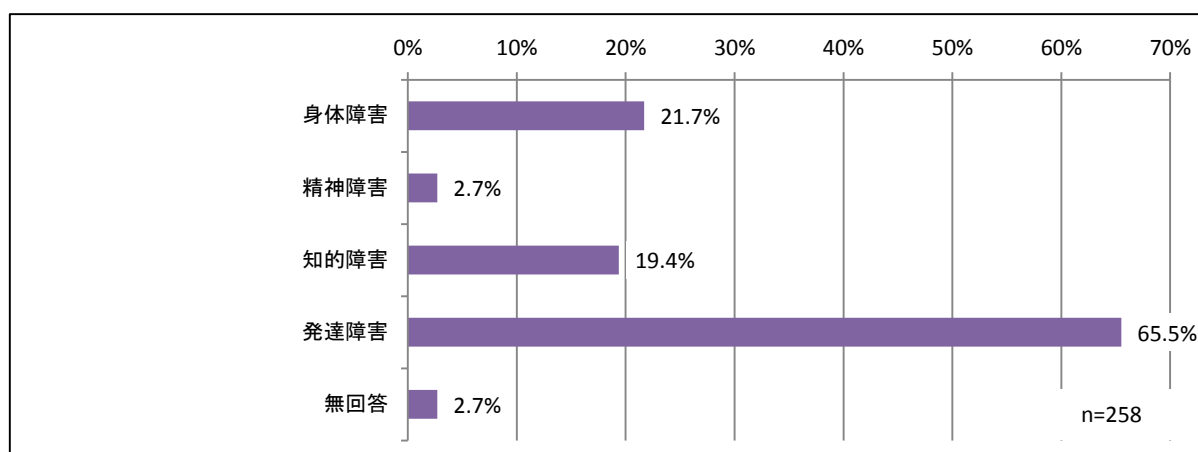
保育所通所児について、医師から障害の診断を受けているかを尋ねたところ、障害の診断があるとの診断を受けた子どもがいる世帯は、ごくわずかではあったが存在した。

診断を受けている場合の障害の種類としては、発達障害が最も多く、6割を超えていた。

図表 53 医師から障害の診断を受けた子どもの有無



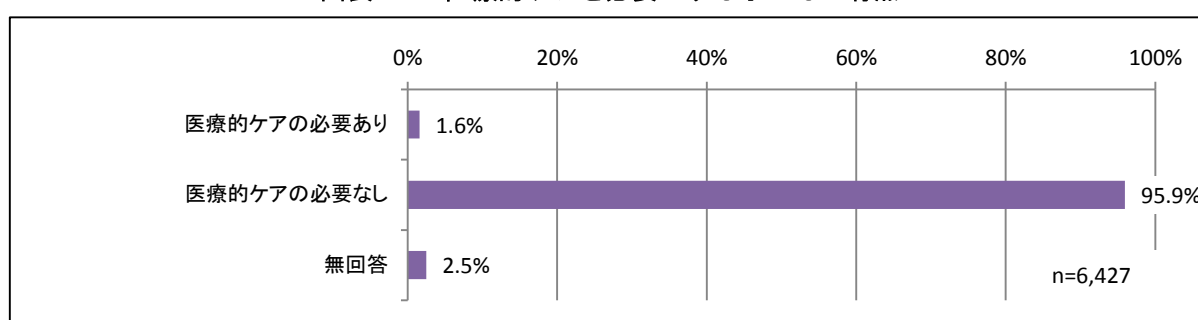
図表 54 診断を受けている場合の障害の種類【複数回答】



4) 医療的ケアの必要性

保育所通所児について、医療的ケアを必要とする子どもがいるかを尋ねたところ、必要があるという子どもがいる世帯は、2%弱であった。

図表 55 医療的ケアを必要とする子どもの有無



2. 保育所に通う障害のある子どもの専門的サービス利用状況

p42 に示した発達・発育に関して専門的な支援を受けている、あるいは相談をしている子どものいる世帯について、具体的な支援を受けていたり、相談している先をみたところ、3 割以上が児童発達支援センターや療育支援センター、専門病院を利用していた。

利用している場合での児童発達支援センターや療育支援センターの 1 か月当たりの利用日数（回数）は 3 回程度となっており、専門病院の 3 倍程度、利用頻度も高くなっていた。また、児童発達支援センターや療育支援センターについては専門病院よりも地域の身近な施設であるため、送迎に要する時間も専門病院の半分程度となっていた。

一方、地域の病院も 2 割強の保護者に利用されており、専門病院と比べると送迎時間は半分以下であった。

図表 56 支援を受けている・相談している場合の施設の利用状況

	件数 (複数 回答)	割合	1か月あ たりの平均利 用日数 (回数)	1回あたり の平均利 用時間 (分)	通所(送 迎)に要す る平均時間 (片道・分)
地域の病院	154	24.9%	1.40	43.20	21.50
専門病院(大学病院・子ども病院)	197	31.9%	1.04	59.65	49.07
市町村役所、保健センター	104	16.8%	1.06	51.53	13.28
児童発達支援センター、療育支援センター	210	34.0%	2.97	74.91	24.48
保育所等訪問支援	21	3.4%	3.43	108.85	17.78
訪問看護・訪問リハ	4	0.6%	5.67	70.00	30.00

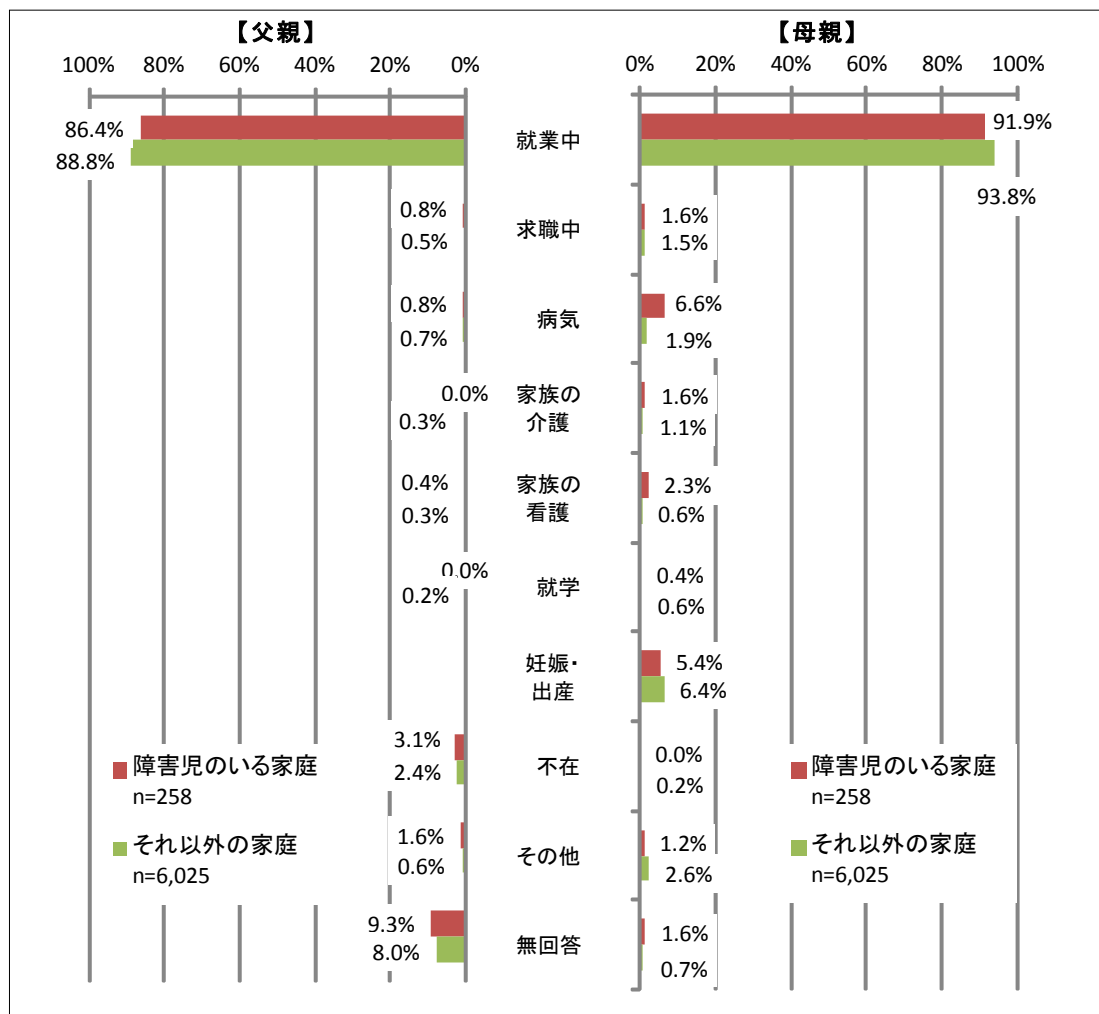
※上記利用日数や利用時間等は記載があった回答の平均値

3. 障害のある子どもの保育所利用状況

(1) 保育が必要な理由

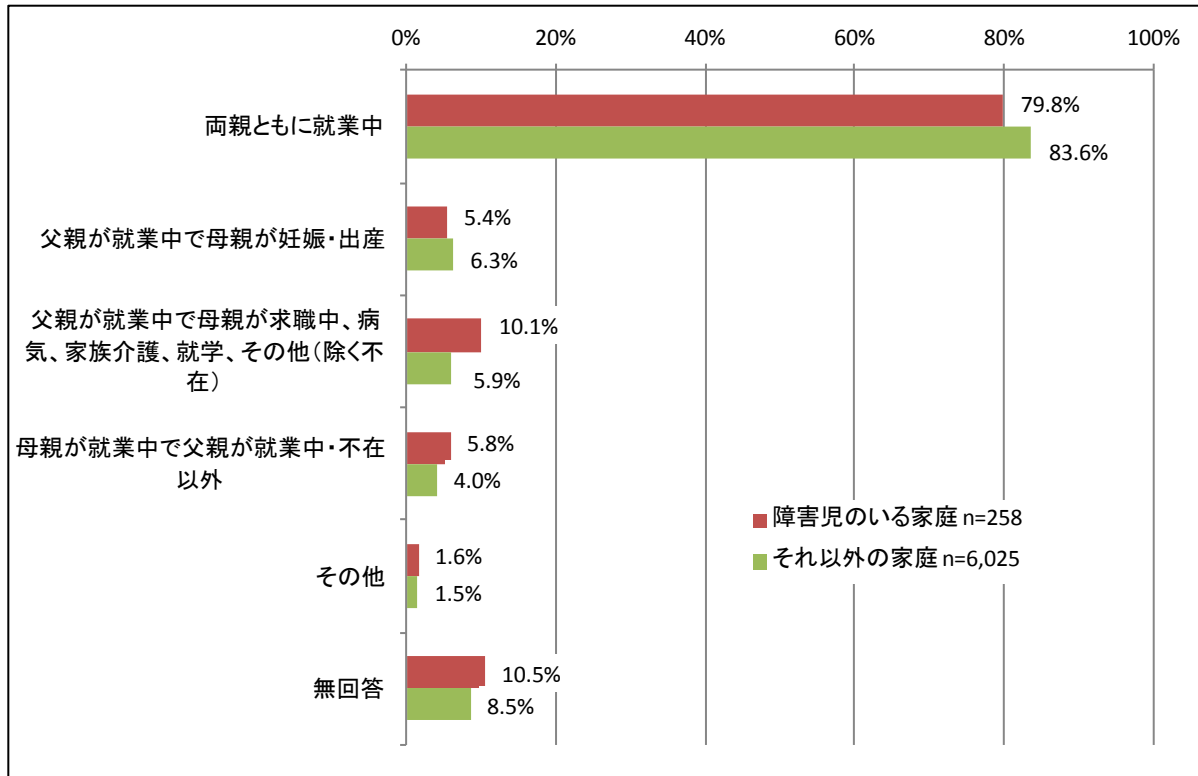
保育所通所児のいる家庭において、保育が必要な理由をみたところ、障害児²がいるか否かに関わらず、ほぼ同じ傾向が見られ、大半が父親・母親ともに就業中であることが理由となっていた。

図表 57 保育が必要な理由



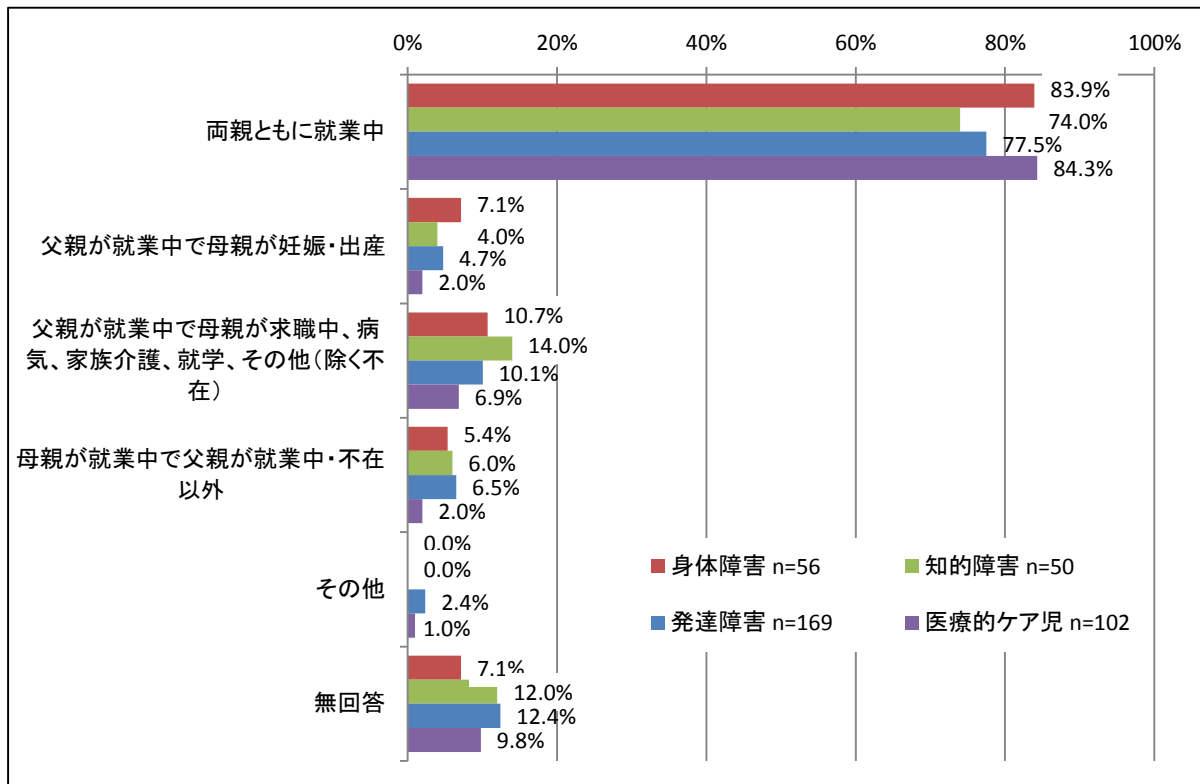
² この場合の障害児は、医師による障害児としての診断を受けた子どものことを指す。

図表 58 両親の就業状況等による保育が必要な理由



なお、障害の種別や医療的ケアの必要な子どもについての両親の就業状況等による保育が必要な理由は、知的障害がある子どものいる家庭では、両親ともに就業中以外の理由の占める割合が若干高くなっていた。

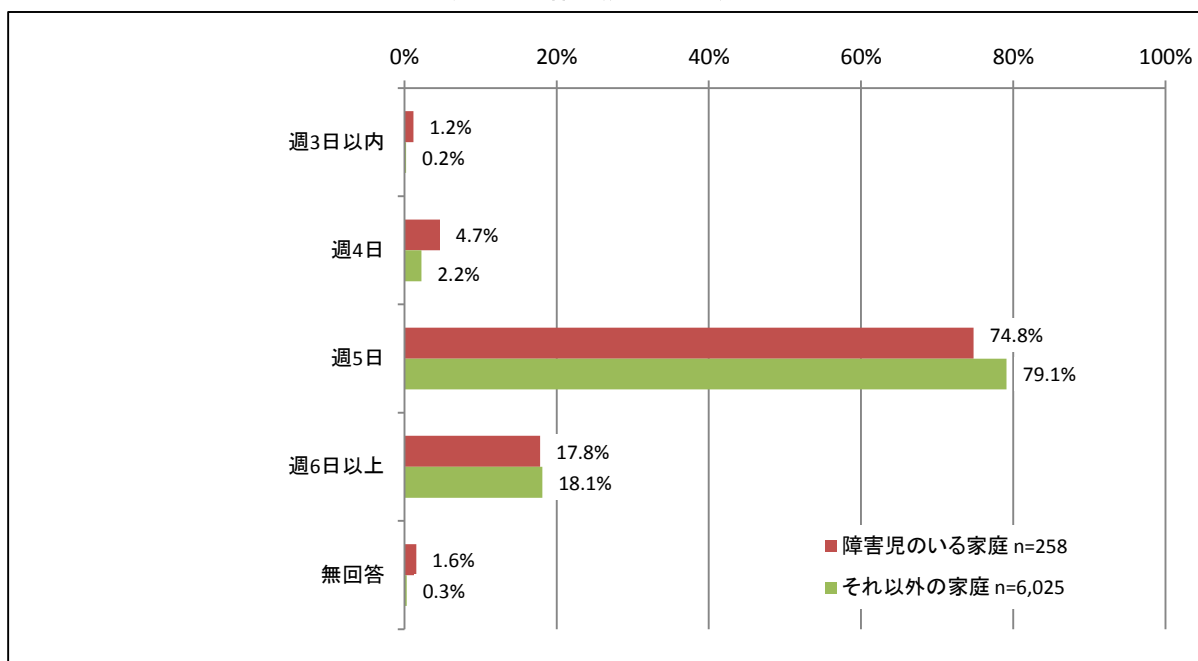
図表 59 両親の就業状況等による保育が必要な理由＜障害種別・医療的ケア必要性＞



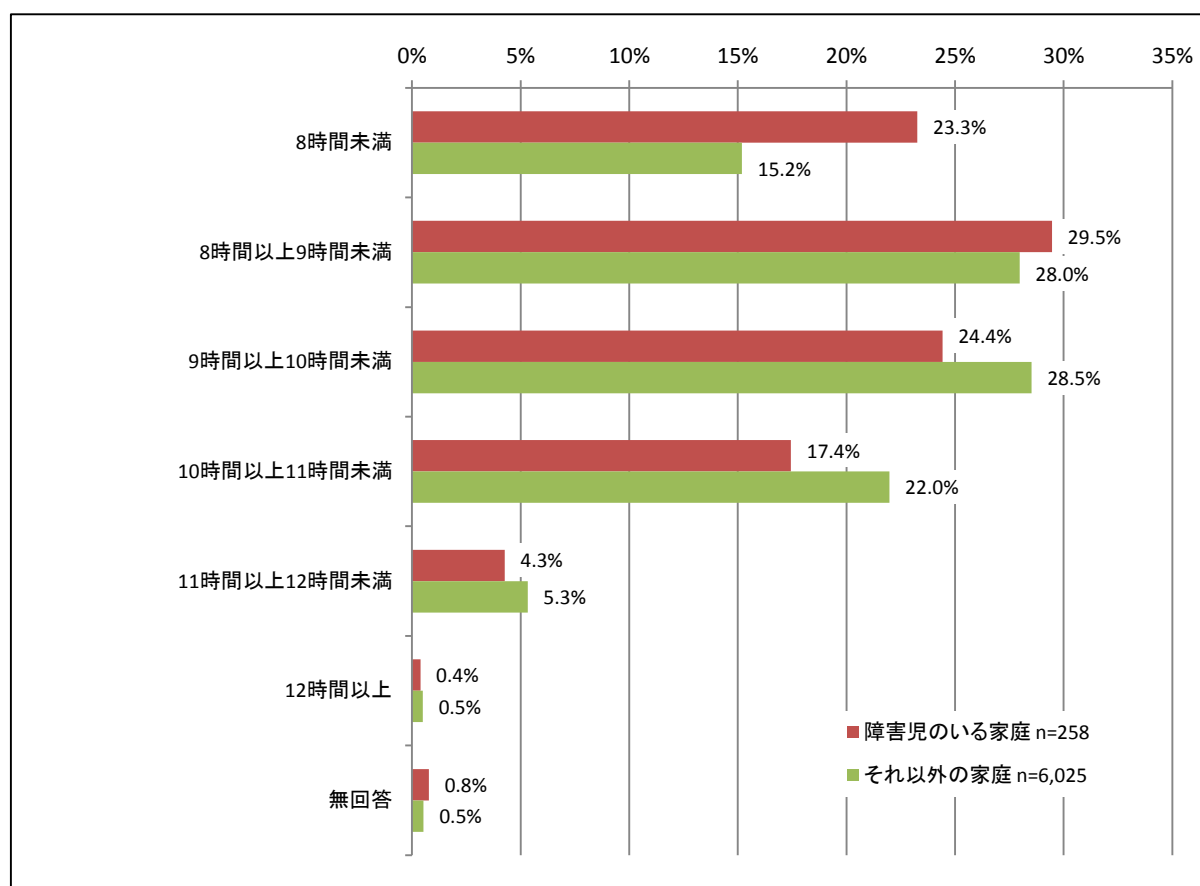
(2) 利用日数・利用時間

障害児のいる家庭とそれ以外の家庭で、保育所の利用日数や利用時間をみたところ、利用日数については障害児のいる家庭では週3日以内や週4日の利用が若干多かったが、大きな差は見られなかった。利用時間については、障害児のいる家庭の方が短い傾向にあった。

図表 60 保育所利用日数

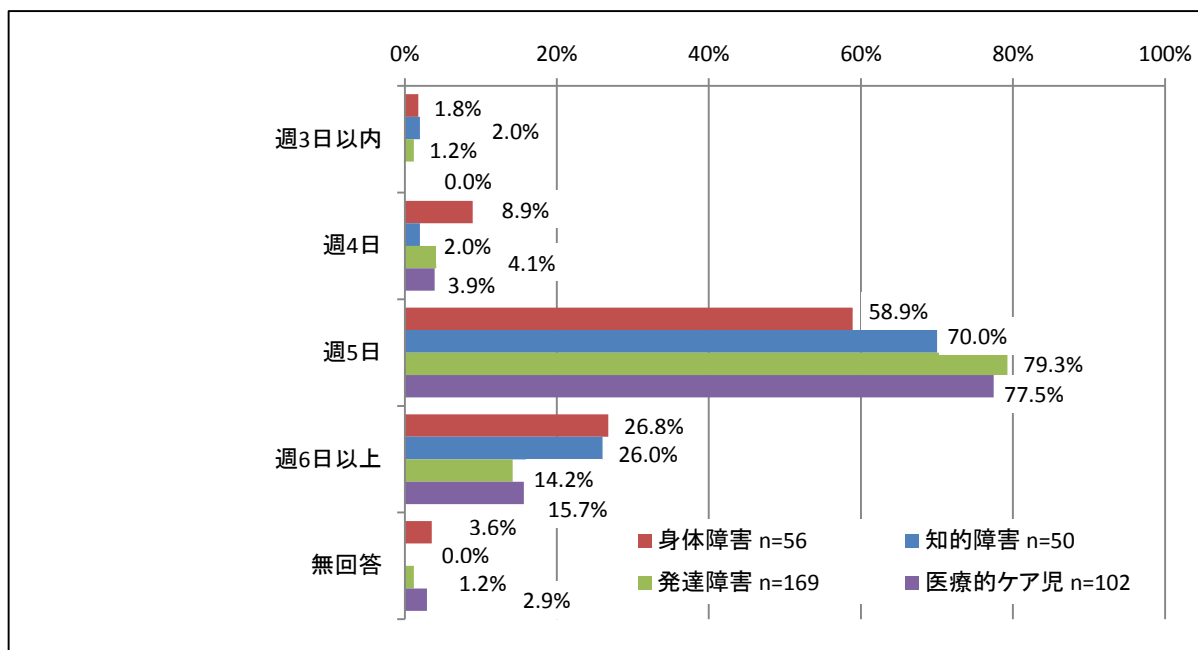


図表 61 保育所利用時間

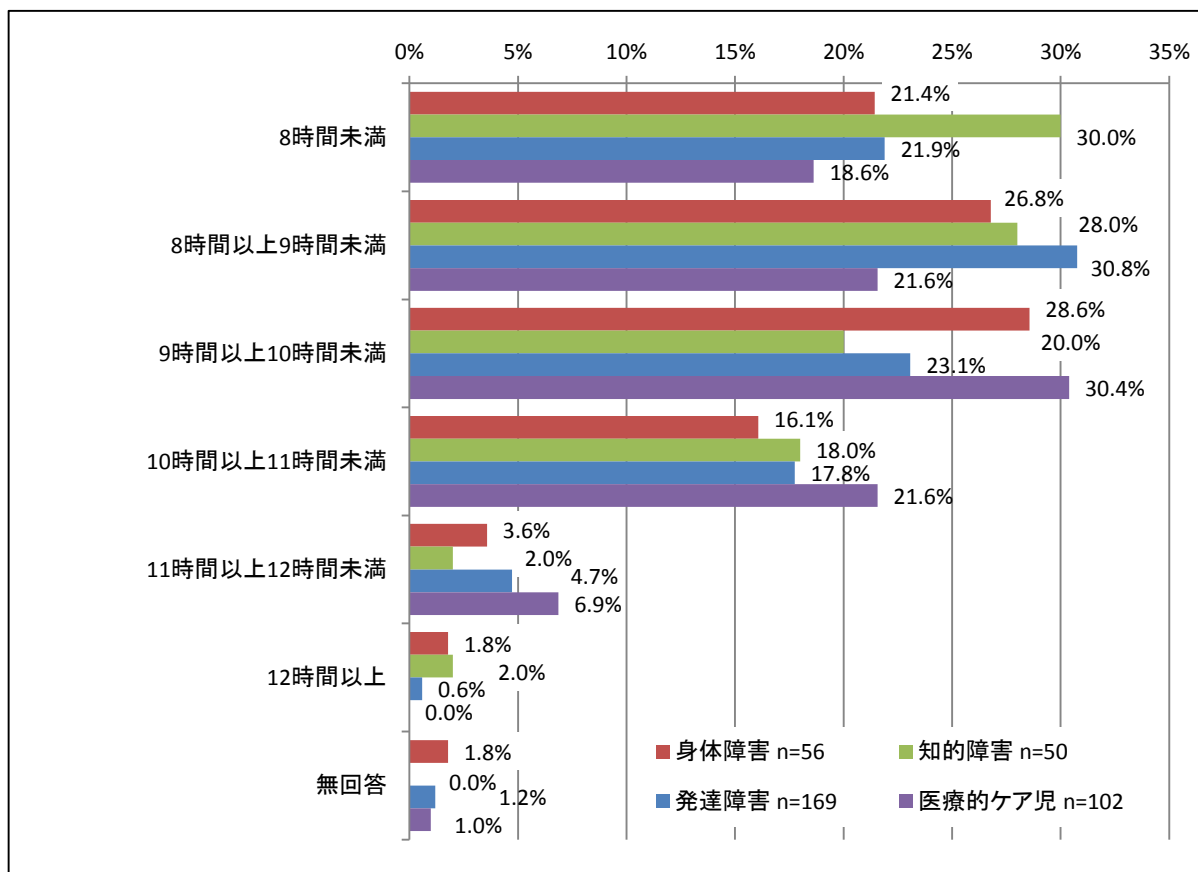


障害種別等で見たところ、身体障害のある子どものいる家庭の利用日数は若干少ない傾向にあった。利用時間については、知的障害のある子どもの場合、8時間未満の利用である割合が若干高くなっていた。

図表 62 保育所利用日数＜障害種別・医療的ケア必要性＞



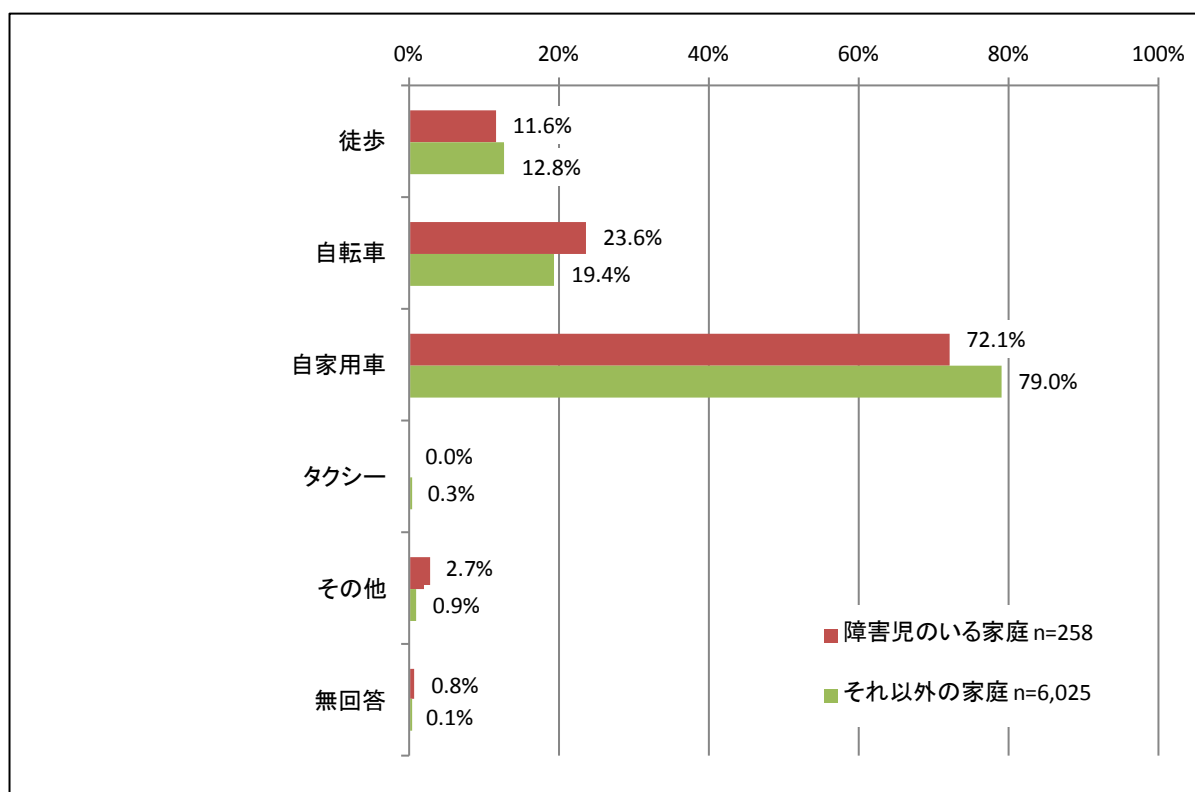
図表 63 保育所利用時間＜障害種別・医療的ケア必要性＞



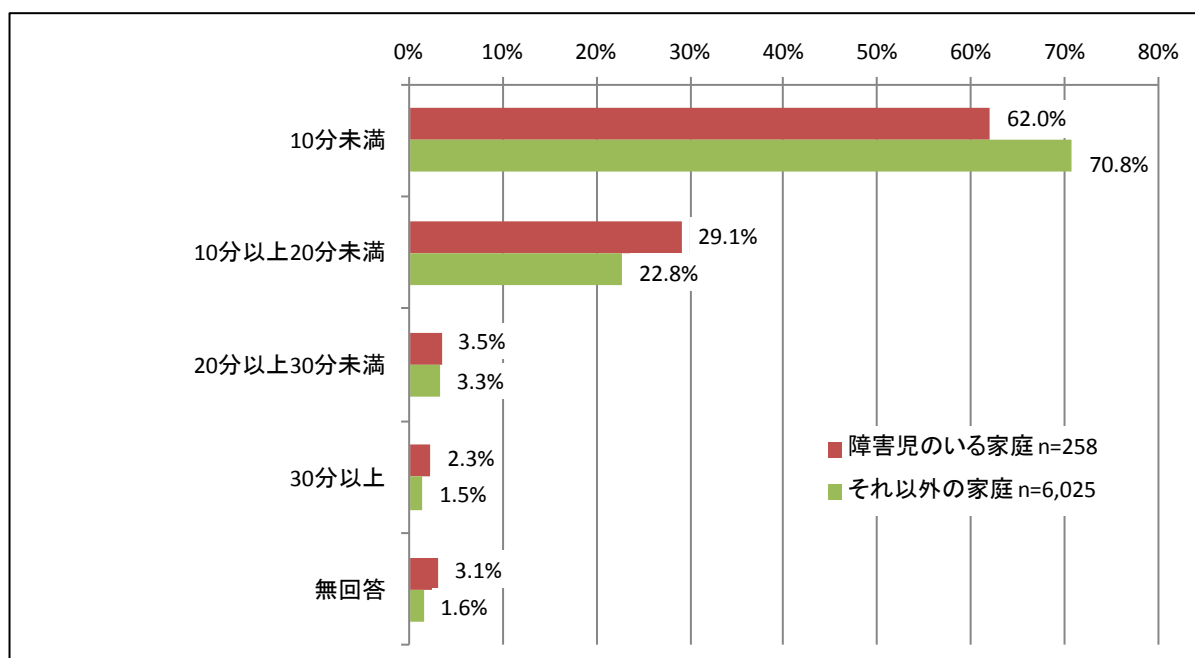
(3) 送迎方法・送迎時間

障害児のいる家庭とそれ以外の家庭で、送迎方法や送迎時間についてみたところ、送迎方法については、障害児のいる家庭で自家用車の利用が若干少なくなっており、それを反映してか、送迎に要する時間は、障害児のいる家庭では、それ以外の家庭よりも若干長い傾向にあった。

図表 64 送迎方法【複数回答】



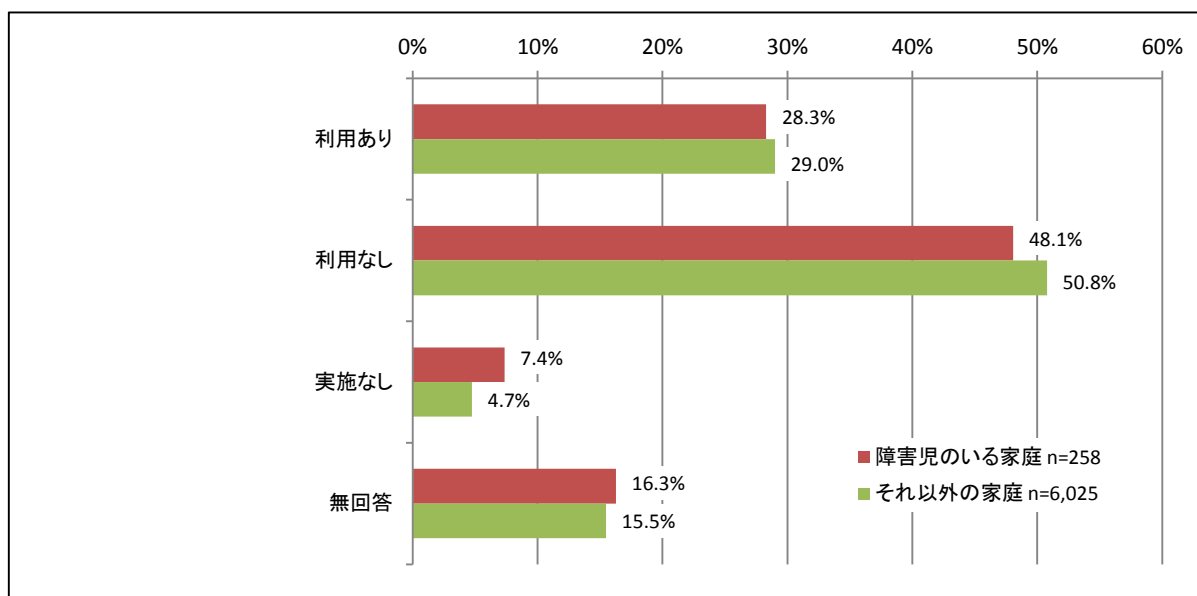
図表 65 送迎時間



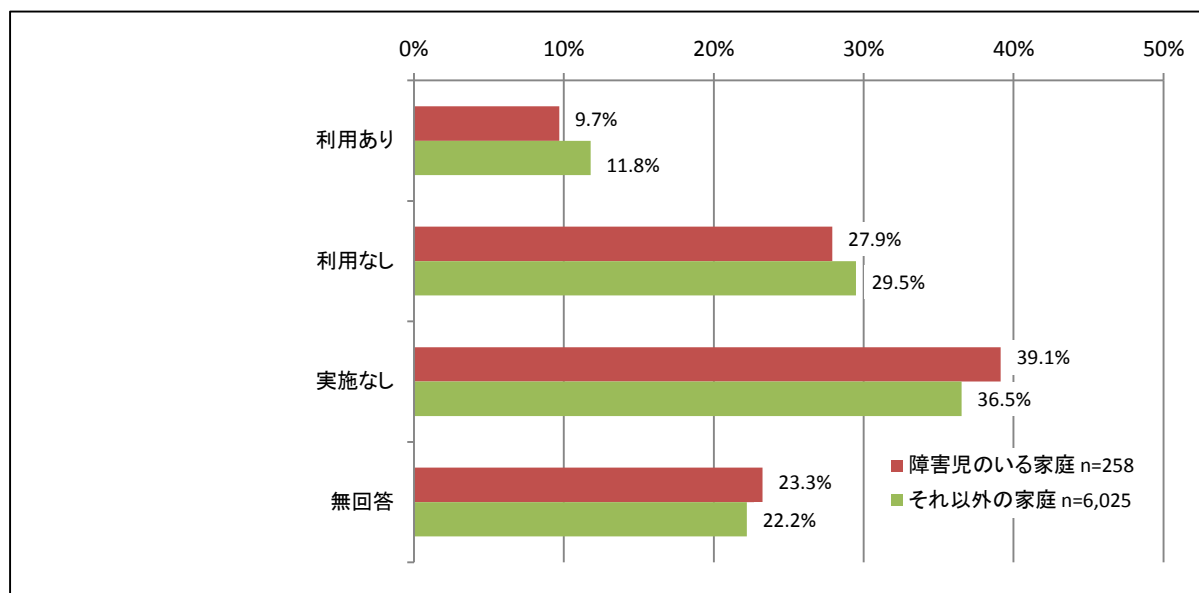
(4) 延長保育・休日保育

障害児のいる家庭とそれ以外の家庭で、延長保育や休日保育の利用状況に大きな差はなかった。また、休日保育を実施していない保育所を利用している割合についても、ほぼ同程度であった。

図表 66 延長保育の利用状況



図表 67 休日保育の利用状況

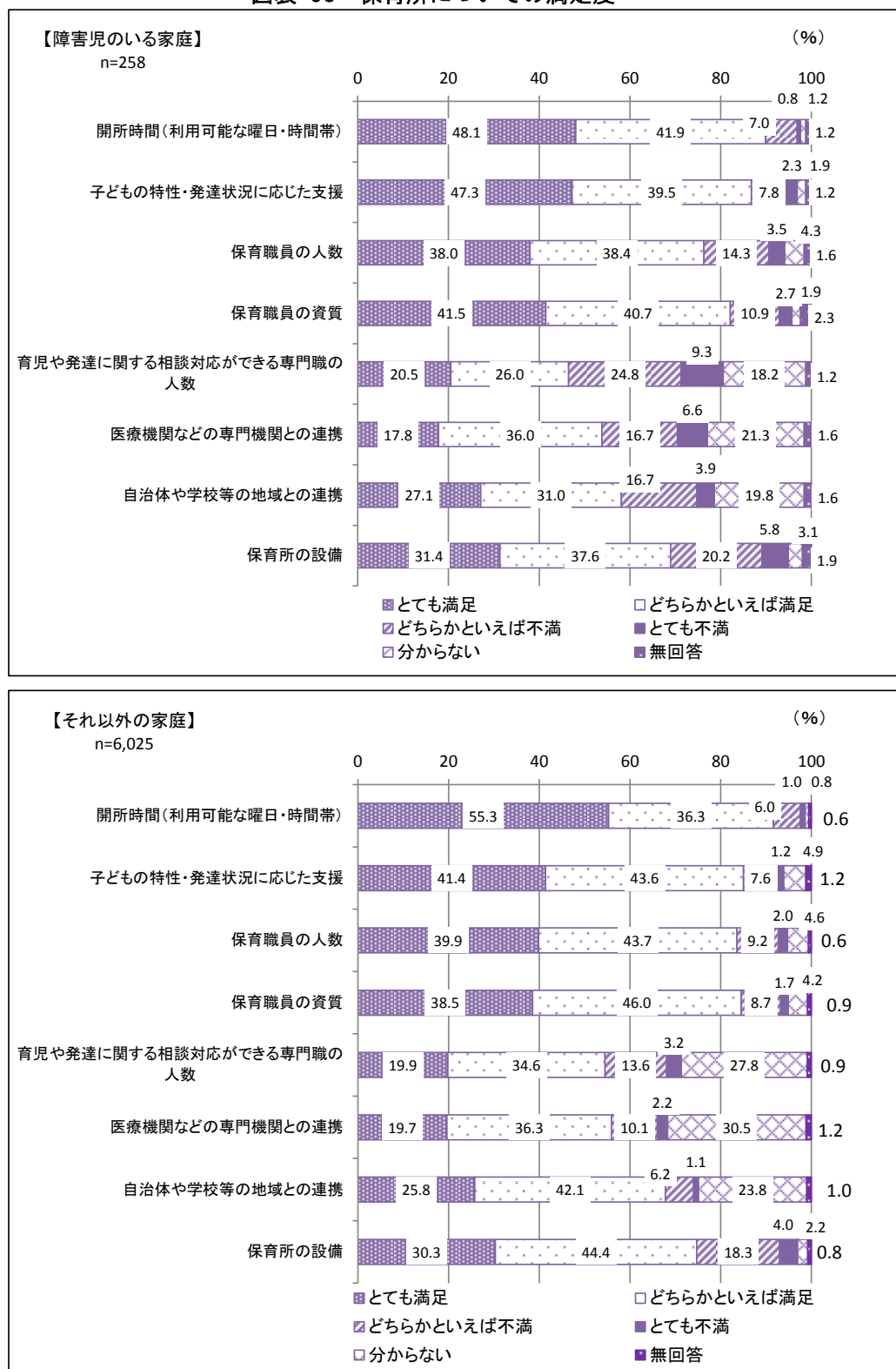


(5) 保育所についての満足度

障害児のいる家庭はそれ以外の家庭に比べて、「育児や発達に関する相談対応ができる専門職の人数」「自治体や学校との連携」において、「とても満足」または「どちらかといえば満足」と回答している保護者の割合が低かった。

その他の点においては、障害児のいる家庭とそれ以外の家庭で、大きな差はなかった。

図表 68 保育所についての満足度

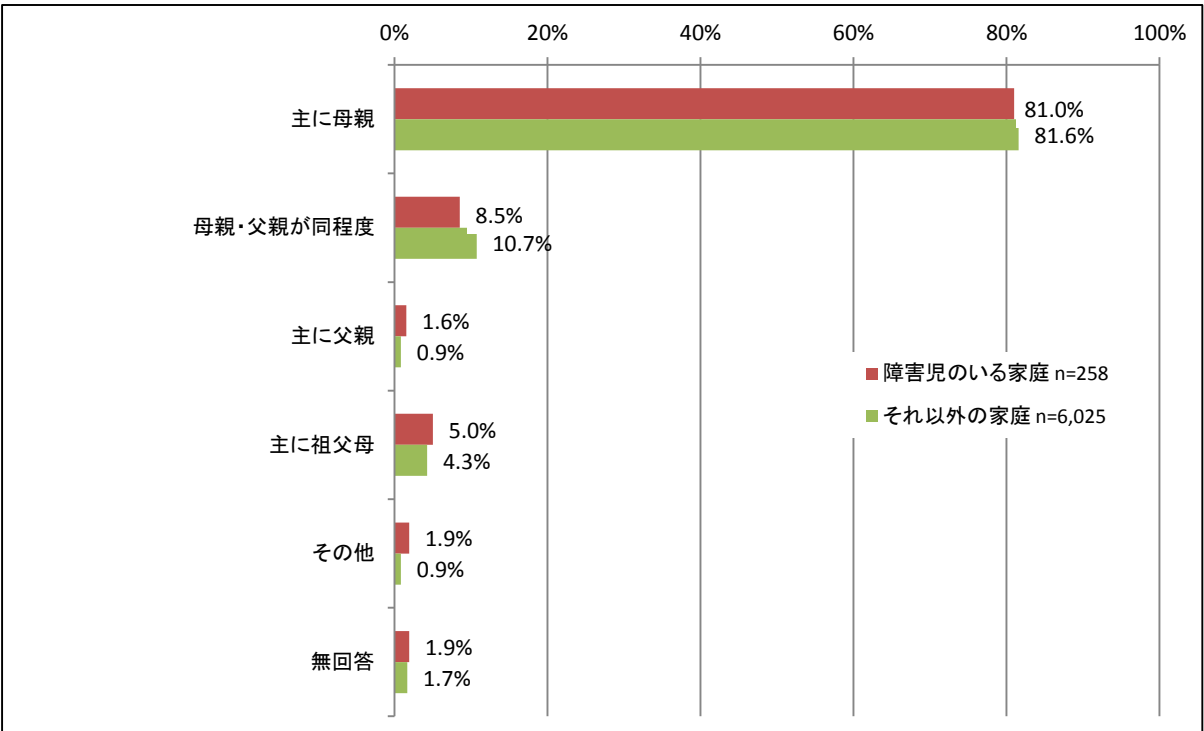


4. 障害のある子どもの世帯の状況

(1) 主な育児担当者

保育所に通所する子どもがいる家庭において、主に育児を担当しているのは、障害児がいるか否かに関わらず、8割以上が母親であった。

図表 69 主な育児担当者



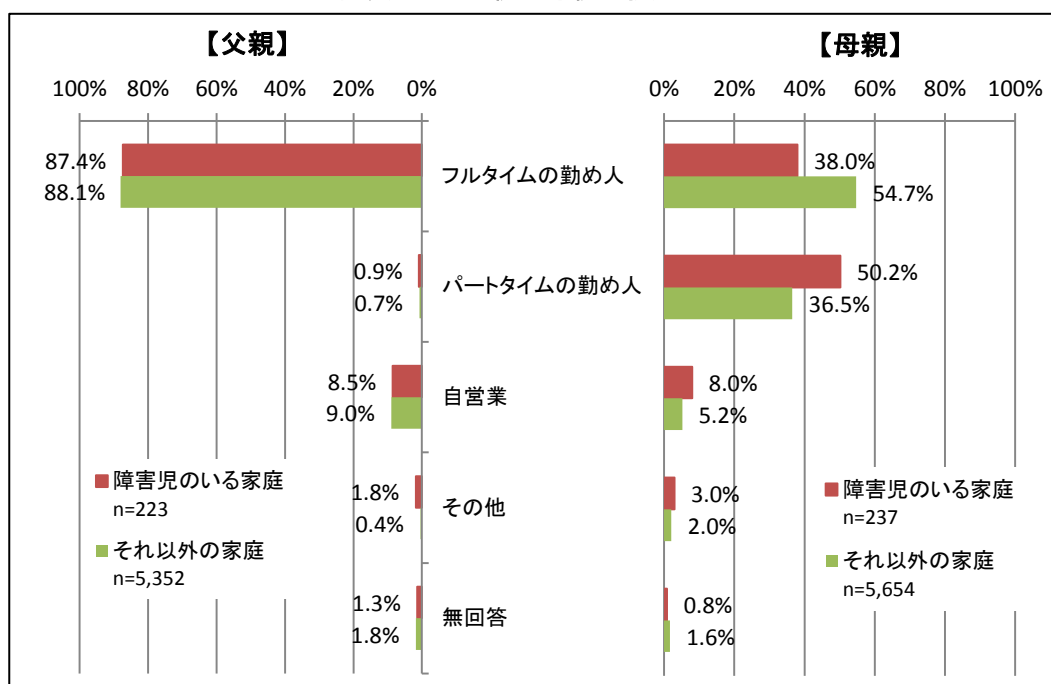
(2) 保護者の就労状況

1) 就労形態

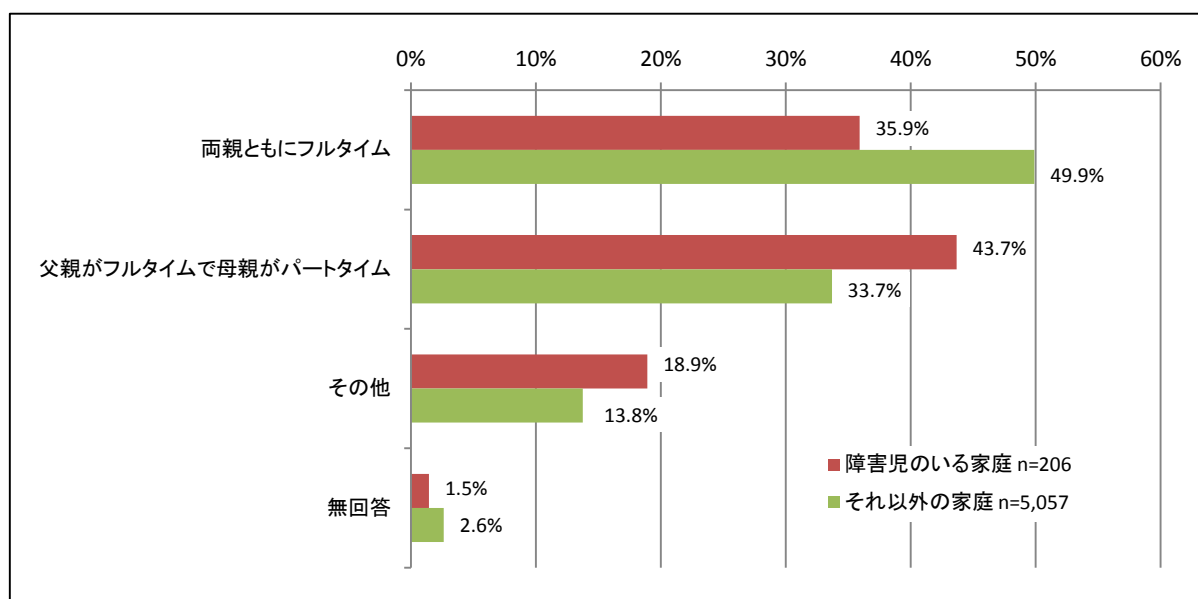
障害児のいる家庭はそれ以外の家庭に比べて、母親がフルタイムで勤めている割合が低く、パートタイムで勤めている割合が高かった。それを反映し、両親の就労形態についても両親ともにフルタイムの割合が低く、父親がフルタイムで母親がパートタイムの割合が高かった。

なお、障害種別等でみると、医療的ケア児の両親は、両親ともフルタイム勤務が最も多く5割を超えているが、発達障害のある子どものいる両親では、父親がフルタイムで母親がパートタイムである割合が最も高くなっていた。

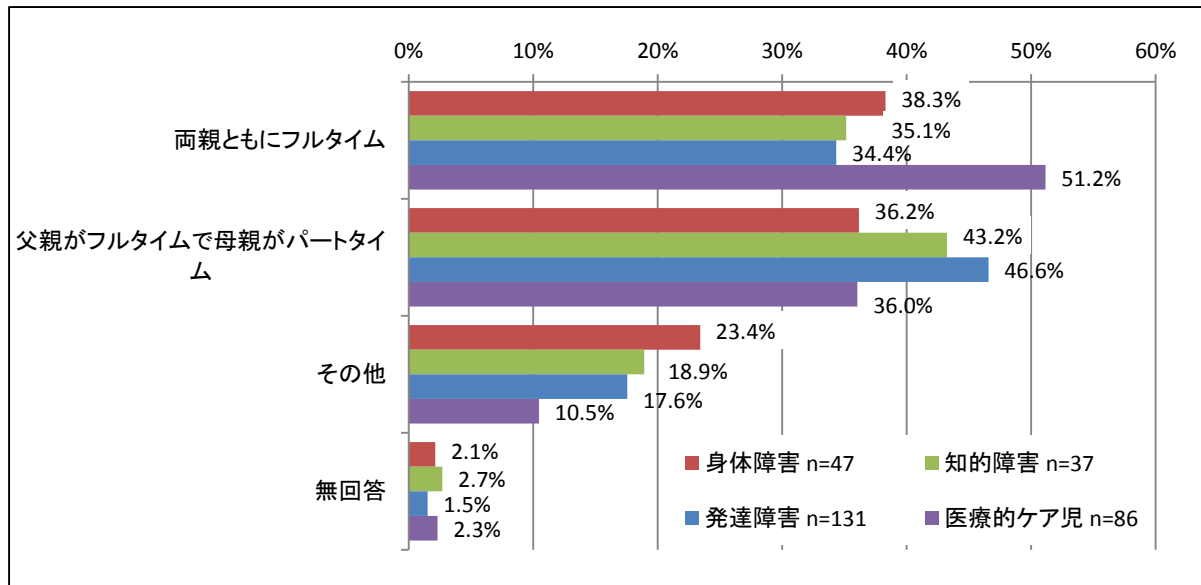
図表 70 父親・母親の就労形態



図表 71 両親の就労形態



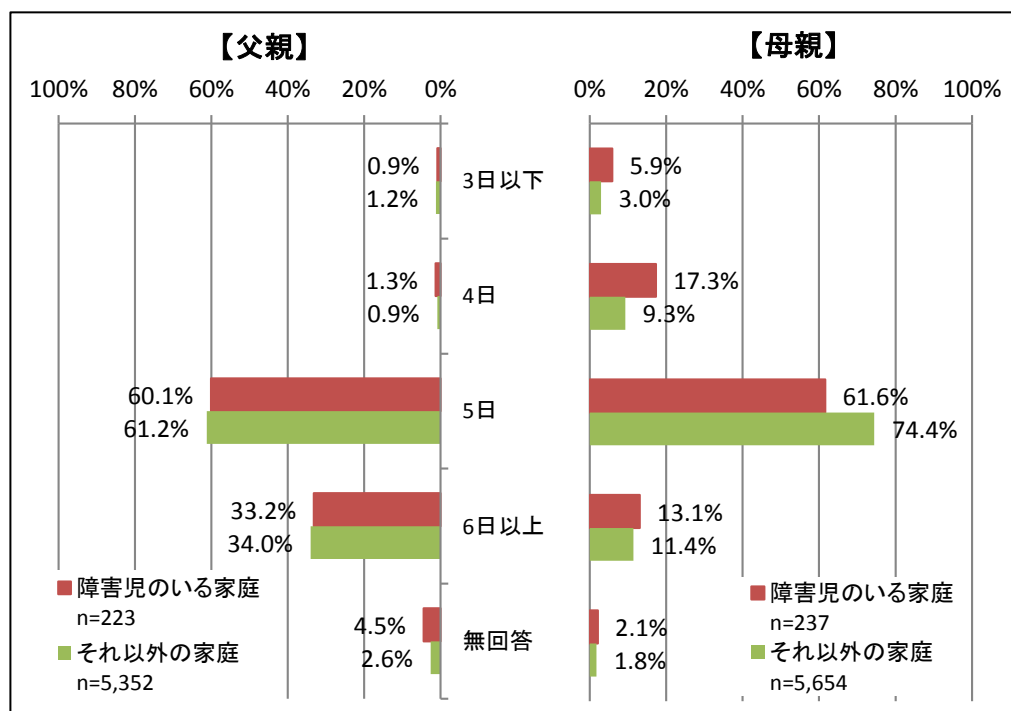
図表 72 両親の就労形態＜障害種別・医療的ケア必要性＞



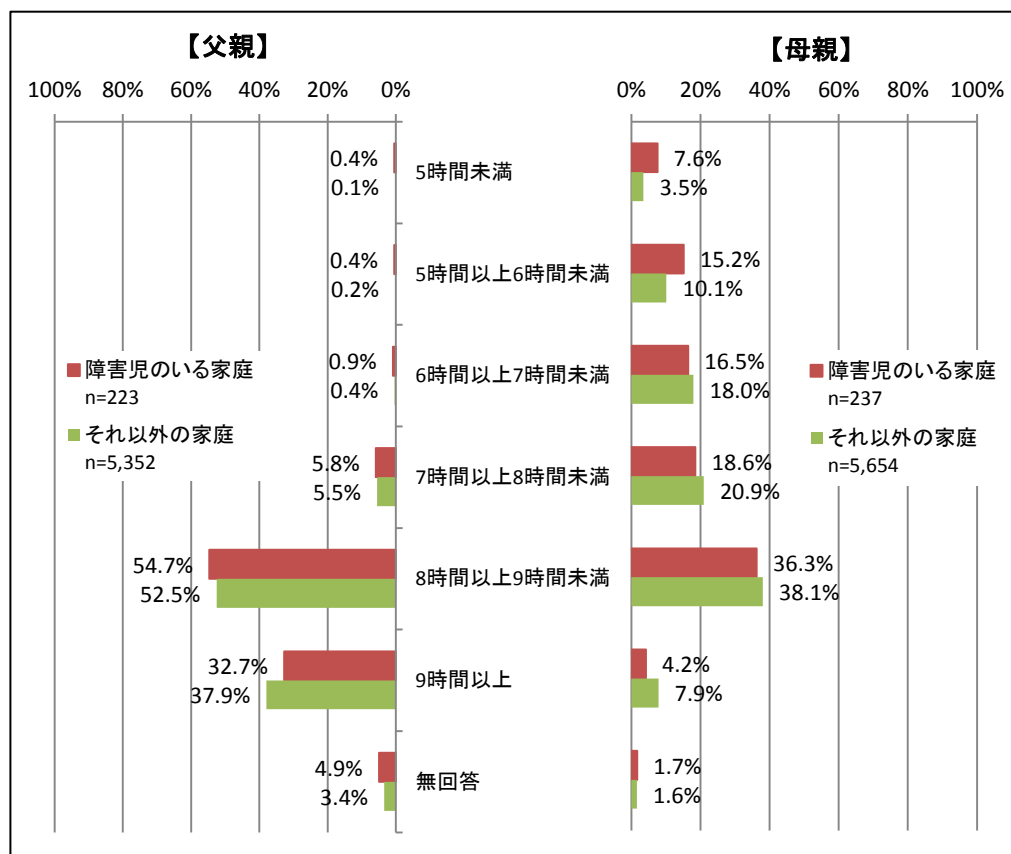
2) 就労日数・時間

両親の週当たりの就労日数や1日あたりの就労時間をみたところ、障害児のいる家庭では、それ以外の家庭と比較して母親の就労日数が4日以下の割合が高い傾向が見られた。また、1日の就労時間が6時間未満の割合も、それ以外の家庭と比較して高い傾向にあった。

図表 73 就労日数



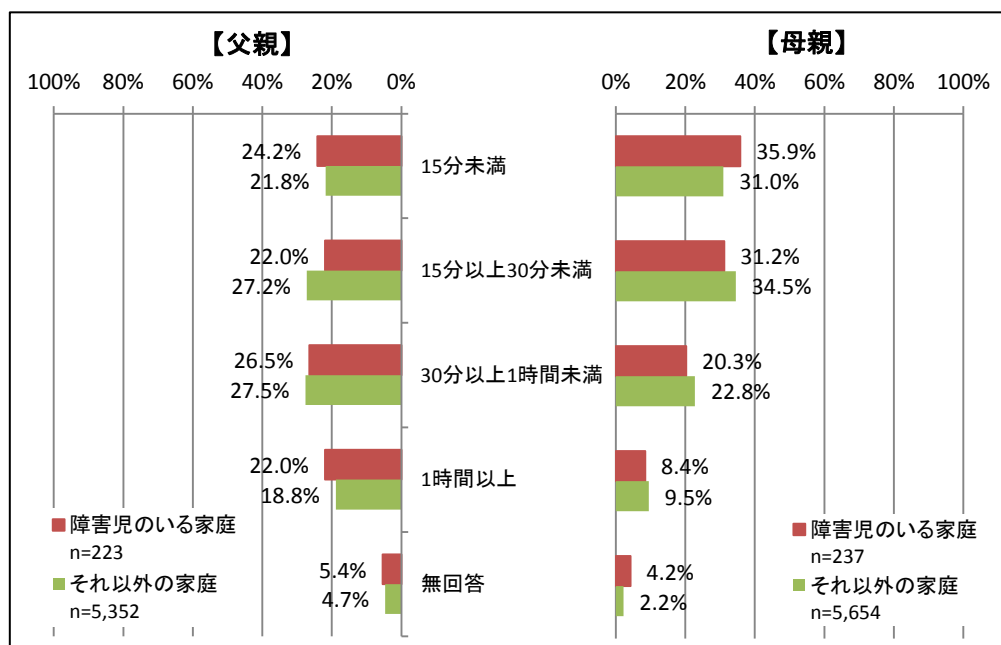
図表 74 就労時間



3) 通勤時間

障害児のいる家庭とそれ以外の家庭で、母親、父親それぞれの通勤時間についてみたところ、大きな差はなく、どちらの家庭でも、母親の方が通勤時間が短い傾向にあった。

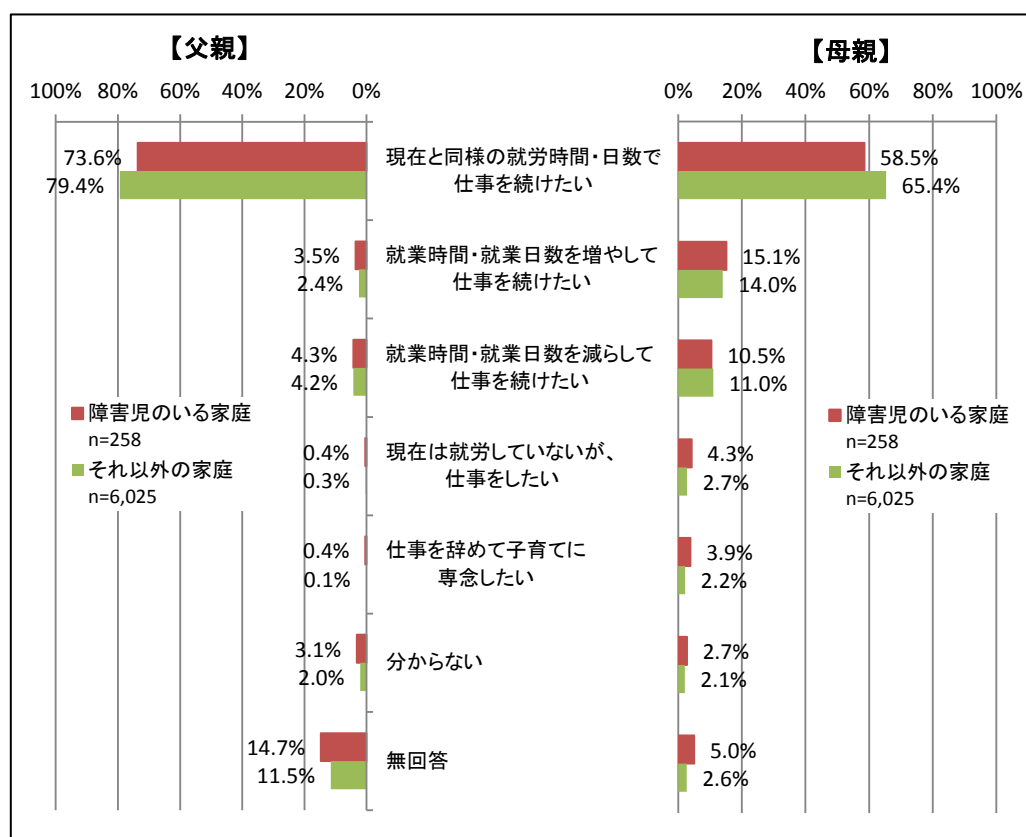
図表 75 通勤時間



(3) 今後の就労意向

保護者の今後の就労意向についてみたところ、障害児のいる家庭はそれ以外の家庭と比べて、母親、父親ともに、「現在と同様の就労時間・日数で仕事を続けたい」という回答が少ない傾向にあった。しかし、就業時間・就業日数を増やしたいという割合と、減らしたいという割合に大きな差はなく、就労形態をどのように変更するかについて、一貫した傾向は見られなかった。

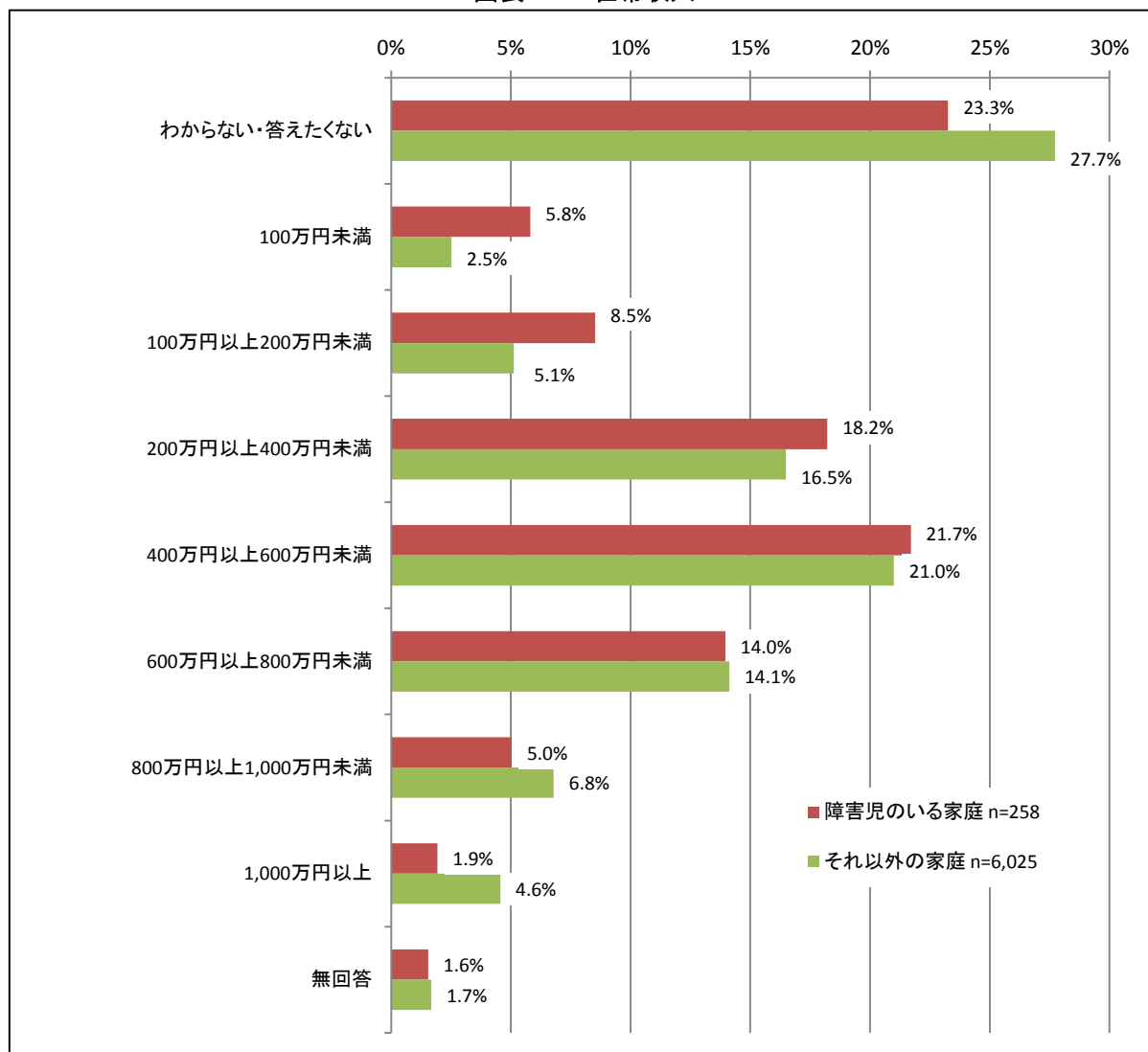
図表 76 今後の就労意向



(4) 世帯収入

世帯収入についてみたところ、母親がフルタイム勤務よりもパートタイム勤務である世帯が多い傾向にあることを反映してか、障害児のいる家庭の方が若干低い傾向にあった。

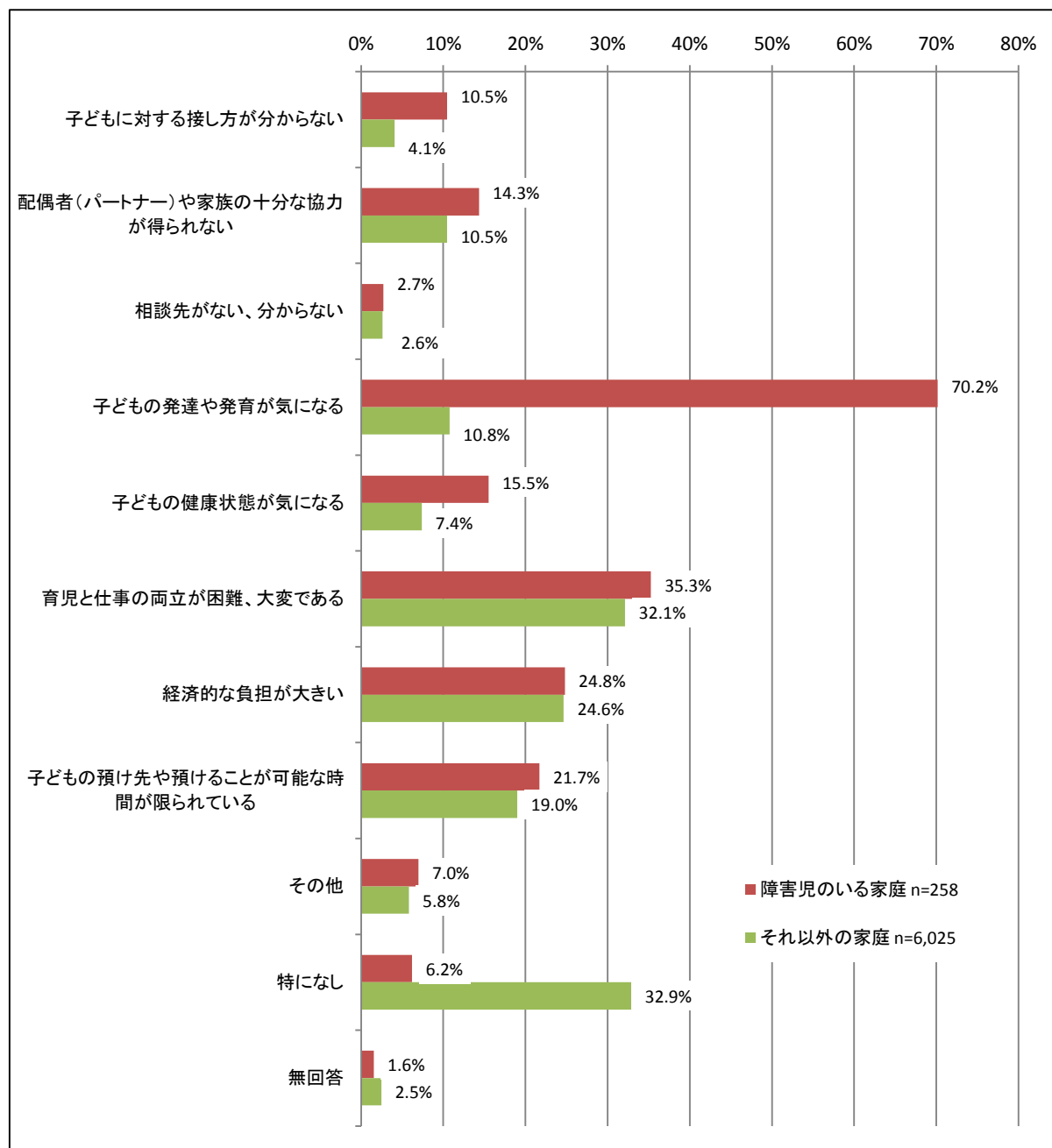
図表 77 世帯収入



(5) 子育てに関する悩みや不安

保育所通所児の世帯に対して、子育てに関する悩みや不安について尋ねたところ、障害児のいる家庭ではそれ以外の家庭に比べ、全ての項目で悩みや不安を感じている割合が大きかった。特に、「子どもの発達や発育が気になる」「子どもの健康状態が気になる」「子どもに対する接し方が分からない」については、差が大きかった。

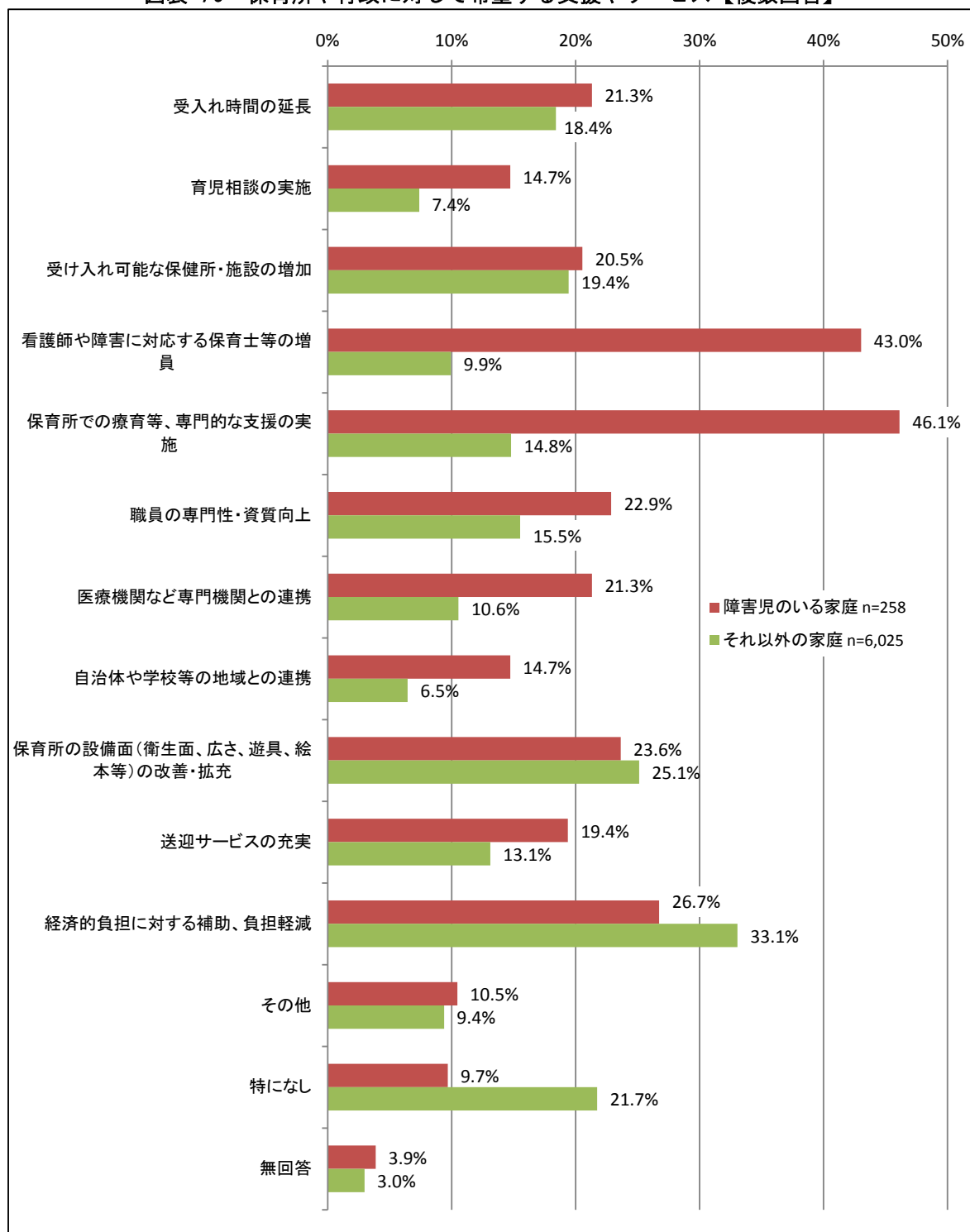
図表 78 子育てに関する悩みや不安【複数回答】



(6) 保育所や行政に対して希望する支援やサービス

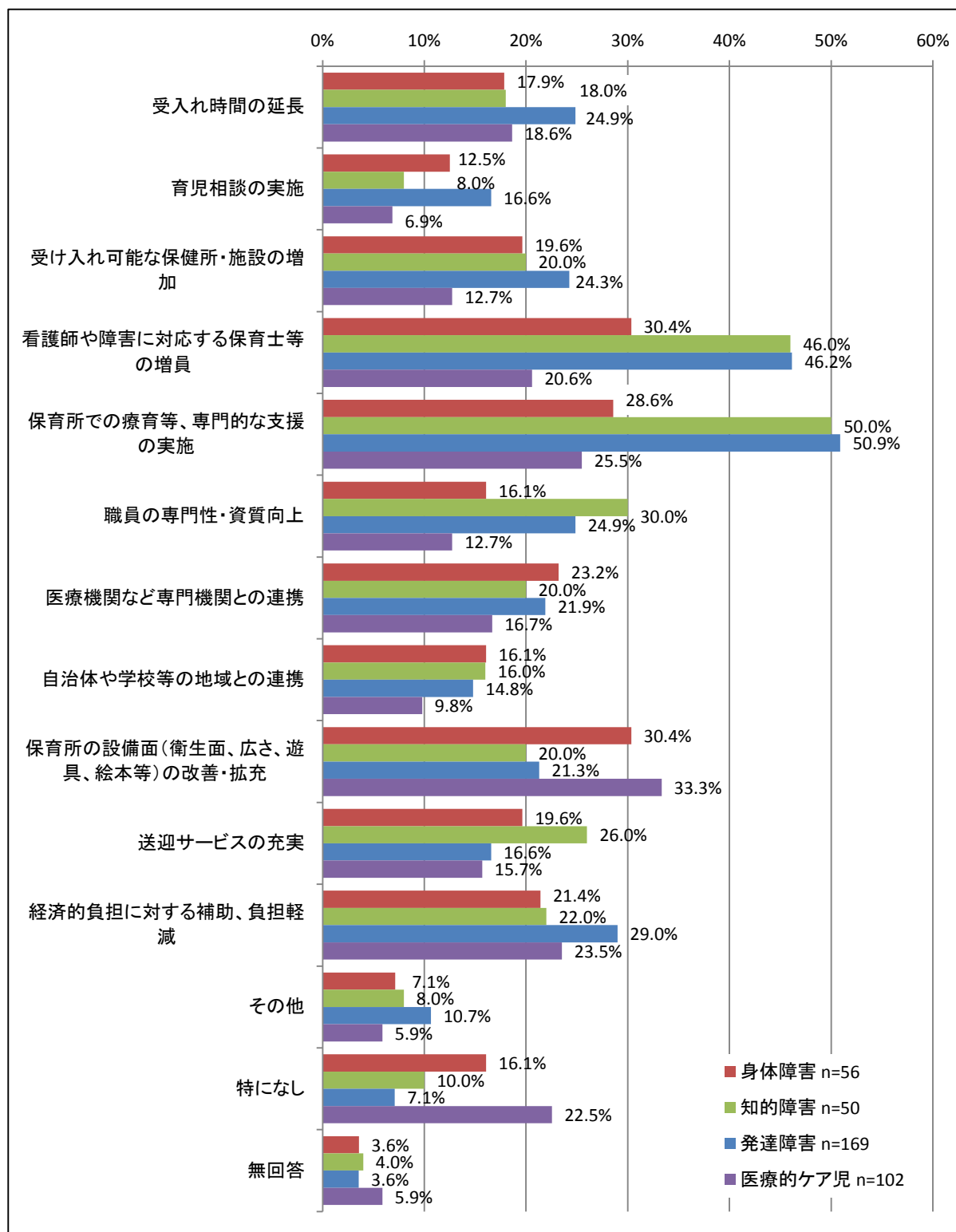
保育所や行政に対して希望する支援やサービスの状況について尋ねたところ、障害児のいる家庭ではそれ以外の家庭と比べて、「看護師や障害に対応する保育士等の増員」や「保育所での療育等、専門的な支援の実施」、「医療機関など専門機関との連携」を挙げた割合が特に高くなっていた。

図表 79 保育所や行政に対して希望する支援やサービス【複数回答】



また、障害の種別等での要望をみたところ、知的障害や発達障害のある子どものいる家庭からは、「看護師や障害に対応する保育士等の増員」や「保育所での療育等、専門的な支援の実施」に対する希望がより高い割合で挙がっていた。また、身体障害や医療的ケアの必要性のある子どもいる家庭からは、「保育所の設備面（衛生面、広さ、遊具、絵本等）の改善・拡充」という要望が挙がっている割合が高くなっていた。

図表 80 保育所や行政に対して希望する支援やサービス【複数回答】＜障害種別・医療的ケア必要性＞



第4章 保育所における 医療的ケアの実態

みんなで一緒に卒園を目指して!!

横浜市立M保育園

受け入れている児童は？

5歳児男児1人 疾患名：脊椎骨端骨異形成症 保育所利用状況：週3日 9:00～16:00
必要とされる医療的ケア：たん吸引、経管栄養（平成29年1月31日時点）

●●● 保育園利用に至った経緯 ●●●

平成25年、それまで療育センターに通っていた2歳のA君のお母さんは、働きたいと思い、市内の2か所の保育園に入園の申請を出した。横浜市には看護師が配置されている保育園が数か所あり、A君は医療的ケアが必要であったため、隣の区のB保育園を第1希望に、都筑区のM保育園を第2希望で申し込んだ。横浜市では、医療的ケア等が必要な児童については入園前に経験保育を実施しており、A君はB保育園にて経験保育をした。当時B保育園の体制では人工呼吸器も利用していたA君の保育に設備等が対応できないと判断され、入園には至らなかった。

その後、A君は療育センターと民間の一時保育、民間の障害児・療養児と健常児の統合保育を行う認可外保育施設を利用しながら過ごしていたが、4歳児の段階でやはり認可保育園を利用したいとのことで、M保育園を第1希望として申請した。

M保育園では市の入所判定で、入園が決定した1月に経験保育を行い、現在のA君であれば受け入れが可能と判断し、4月からの入園となった。

●●● 受け入れにあたっての準備 ●●●

受け入れが決定してから、保育園では加配のための人員体制の整備を進めた。医療的ケア児のための保育士の加配にあたっては横浜市の基準³があり、それに従ってA君には、1:1の加配が行われることになった。園長は、A君受け入れのための加配保育士並びに非常勤看護師の採用の準備をし、4月の入園に間に合わせた。

また、A君の保護者及び関係者と話し合い、通園の日数や時間を調整（週3日、9:00～16:00、他の日は療育センター等他機関を利用）し、M保育園は医療的ケアのための特別な設備はないことを伝えた承を得ると共に、医療的ケアに必要な器材は毎日持参・使用済みのものは全て自宅に持ち帰ってもらうこと等を取り決めた。

³ 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱

さらに、常勤の看護師は、A 君が通っている療育センターを訪問し、日中どのように過ごしているか、どのような遊びをしているか、どのようなケアや用具が必要か等を確認した。その際には筋肉が硬直しないように行われているマッサージの手順も学び、保育園でも実践するようにした。

必要とされるケア

4 歳で保育園に入園した A 君だが、歩行が困難であり、体格も小柄であったため、4 歳児クラスではなく、2 歳児クラスでの受け入れとなった。A 君は現在は人工呼吸器を使う必要はないものの、入園当初は人工呼吸器を常にスタンバイしている状態だったため、気管切開部の器具を自分で抜かないように、看護師は目を離すことができなかった。また、日中のたん吸引も必要のため、A 君の通園日には、常勤もしくは非常勤の看護師並びに加配の保育士が、A 君の在籍するクラスに入り、A 君専属で保育することとなった。

たんの吸引は、家庭から持参された器材を使い、大半は Disposable であるが、繰り返し使用するものの中の必要部品はアルコール綿で消毒する等しながら、看護師が行っている。気管分泌物が多い場合は、チューブの脇からたん等が噴き出るので、適宜吸引及び拭き取りを行い、清潔を保つようにしている。

栄養摂取は経鼻であり、自宅から持参した缶詰に入った栄養剤を看護師が準備し、鼻に留置しているチューブに繋げ滴下している。療育センターが強化段ボールで作った A 君用の椅子と高さの低いテーブルを使って、他の子どもたちの昼食時、おやつの時間帯に同じ場所で摂っている。

経管栄養の A 君は、経口での食事摂取はまだ難しいものの、他施設での実践を動画で確認しながら、M 保育園でも「ごっくん」の練習を徐々にはじめつつある。食後の歯磨きを実践している M 保育園では経口の練習をした際、A 君も保育士の介助を受けながら一緒に歯磨きをしている。

午睡の時間は、医師の指示により呼吸の状態を確認するために SpO2 モニターをつけ、緊急時の対応がしやすいことと保育士が駆け付けやすい場所に布団を並べる等の配慮はしているが、他の子どもたちと一緒に並んで寝るようにしている。

<吸引（気管内、口腔・鼻腔内）セット>



気管用蒸留水、気管用吸引チューブ、口腔・鼻腔用蒸留水、口腔・鼻腔用チューブ、速乾性手指消毒剤、消毒用アルコール綿、ウェットシート、アンピューバック、吸引器の一式を手つきのかごに入れて持ち運び

<経管栄養注入時の様子>



注入前には、胃管チューブにピストンを接続吸引し、胃内容物の有無を確認する。栄養剤の注入時はスタンド代わりのカーテンレールに S 字フックをかけ吊るし、本人専用のいすに座らせて、指示通りに注入速度を調整し、滴下する。

●●● 保育園での日常 ●●●

療育センターでの遊びも経験しているが、A君にとって園庭の砂場で遊ぶのは初めての体験であり、はじめのうちは屋外に出ることも、砂に触ることも嫌がっていたが、看護師・保育士に抱っこされながら徐々に屋外で遊ぶ機会を増やし、A君も外遊びを少しずつ受け入れてきている。

たん吸引の器材は持ち運びが可能で、園外保育や、遠足等も一緒に出かけている。暑い日や寒い日はA君の体調等を勘案しながら担当看護師や保育士と早めに部屋に戻る等をすることもあるが、日常の保育はA君のできることを検討しながら、できるだけ他の子どもと一緒に空間での保育を経験できるようにしている。

卒園を迎える年齢になった平成28年度は、2歳児クラスからの持ち上がりで3歳児クラスに在籍する形をとらず、卒園式だけの参加にならないよう、みんなと一緒に卒園させてあげたいという保育園の思いから、5歳児クラスに在籍することとなった。

A君の在籍する5歳児クラスはA君を含めて31人が在籍している。そのため、クラスには通常の担任が2人と加配の保育士1人の3人体制となっている。担任同士の役割分担は週ごとにかえており、A君の担当は加配保育士が中心であるが、リーダーはクラス全体をケアし、サブリーダーと加配保育士は時に交替でA君の保育にあたっている。

<日常の様子>

少しずつ体力もついてきたため、室内で他の子どもと一緒に座っていることができるようになり、制作等もできる範囲で一緒に楽しんでいる。A君の椅子には転倒することがないように強化段ボールで支えを作る等の配慮をしている。気管切開しているため、夏の水遊びは他の子どもと同じようにプールに入ることはできないものの、同じ時間帯にプール脇にたらいを用意し、水遊びを楽しむようにしている。



A君は運動会、発表会等も他の児童と一緒に参加する。運動会は、保育士が抱きかかえながら跳び箱を超えたり、縄跳びの際にはマットの上に座りながら縄を回したりと可能な限り各種目に参加した。発表会の際には鈴を振り、みんなと一緒に演奏した。

●●● 保護者との情報交換 ●●●

送り迎えはほとんどA君のおじいちゃんが行っており、通園は車であるものの、医療的ケアに必要な機材を毎日バギーに乗せて運んでいる。家庭と情報交換は送迎時十分に時間をとって行っている。

それ以外にも家庭の様子、園での様子を詳細に伝えるため、連絡ノートを使用し、保護者との情報交換も日々行っている。

●●●● 他の園児との関わり ●●●●

他の子と一緒にの生活を送る中で、小柄な A 君は特に女の子の人気を集める存在になっている。発表会の演奏の練習では、他の子が率先して A 君に演奏の仕方を教える姿も見られた。看護師がクラスの児童に、A 君はなぜ医療的ケアが必要なのか、どんなことに気をつけないといけないのかということ折に触れ話をするようにしているため、子どもたちも「どこは触ってはダメ、ここは大丈夫！」ということを理解し、医療的ケアが必要であるということを自然に受け入れている。そのような中、A 君の方からも、好きな子の方に自分から寄っていく姿も見られている。

M 保育園は毎年 5 歳児クラスについて、療育センターと交流保育を行っている。A 君が在籍する 5 歳児クラスが訪問した際、M 保育園の子どもたちが、療育センターの子どもたちにためらいなく、いたわりの気持ちをもって非常にやさしく接してくれたとの感想も届いており、日常での A 君との交流が、やさしさや気遣いにつながっているのではないかと感じられる。

●●●● 受け入れにあたっての課題 ●●●●

M 保育園では、A 君の受け入れが決まってから、加配のための非常勤の看護師、保育士の手配をはじめた。市立保育園であるものの、非常勤職員の採用は各保育園に任されており、園長がハローワークに求人を出したり、区の登録保育士や知人に声をかける等を行った。最終的には園長の知人経由での紹介で職員の確保ができたが、場合によっては 4 月までに採用が間に合わないこともあり得、その場合は必ず加配の職員を確保するという前提のもとに保育をスタートせざるを得ないこともある。

また、M 保育園には、医療的ケアを必要とする児童のための専用の部屋は用意されていない。A 君の場合には、保護者の理解があり、通常の保育室の一角でのケアを行っているが、日常のケアの中で専用の部屋があった方がよいと感じることもある。

●●●● 今後の方針 ●●●●

現在 A 君を受け入れているという情報をもとに、来年度 M 保育園への入園を希望する児童の中には、他の医療的ケアを必要とする児童もいた。結果として入園には至らなかったが、今後もそれぞれの児童の状態等を鑑みながら、可能な範囲で受け入れを行っていきたい。

A 君は卒園後、特別支援学校に進学することが決まっている。A 君の保護者は「同い年の健常の子と一緒に過ごせる時間は今だけだから」と話しており、残りの期間、保育園は他の子との関わりの中で、A 君が安全・安心して楽しく過ごし、みんなと一緒に卒園できるように努めていきたい。

小さいころからみんな仲良し！

北陸地方 C 市立 H 保育園

受け入れている児童は？

5 歳児女児 1 人 疾患名：二分脊椎症 保育所利用状況：週 5 日 7：00～17：30
必要とされる医療的ケア：導尿（平成 29 年 1 月 31 日時点）

●●● 保育園利用に至った経緯 ●●●

D ちゃんのお母さんは、D ちゃんの 1 歳になったのを機に職場復帰するために、保育園の入所申請をした。希望した保育園は、自身の住む地域の身近な H 保育園。C 市では、すべての公立保育園に看護師を配置しているものの、障害のある子ども・医療的ケアの必要な子どもの保育園入所希望に際しては、医師からの診断書等を市の担当者や保育園関係者との間で協議し、保育園入園の可否を個別に決定している。平成 24 年 4 月からの入園に向けて、H 保育園は事前に両親とも面談を行い、保育園でも対応が可能と判断し、D ちゃんの入園が決まった。

●●● 受け入れにあたっての準備 ●●●

通常 C 市では、D ちゃんのような医療的ケアが必要な子どもについては 1：2 での保育士の加配をしている。そのため、D ちゃんの場合も市の方で必要人員の調整を行い、嘱託職員（非常勤職員）で加配保育士を H 保育園に配置することとなった。

1 歳児クラスに入るようになった D ちゃんの受け入れにあたっては、導尿が必要であるということから、H 保育園の看護師がまず外部で導尿のやり方を学ぶために研修を受けた。

●●● 必要とされるケア ●●●

1 歳児で入園した D ちゃんは、はじめ歩けなかったものの、徐々に歩けるようになり、導尿と排泄面での配慮が必要な以外は、他の子どもたちと同様の生活ができたため、他の同年齢の子どもたちと一緒に進級していった。

ただし、1，2 歳児の際は、園でも初めての経験であり、導尿だけではなく、常時見守りが必要であったために、看護師がほぼ専属で D ちゃんの保育にあたった。3 歳児以降は、保育園でも慣れてきたために、看護師は導尿時だけ D ちゃんのケアを行い、それ以外の時間は加配の保育士が D ちゃんのクラスにつくこととなった。（神経が麻痺しているため）便意を感じることができず、便が

出ても気が付かないことが多いので、便の処理も必要となるが、便については看護師だけではなく、気が付いた保育士が随時対応している。

Dちゃんは、家庭の事情で1, 2歳児のときは7:00~18:45までの保育で、1日4回導尿が必要であった。4歳児以降は保育時間が17:30までと短くなったこともあり、導尿は1日3回となっている。

また、4月からの小学校生活を見越して、家庭で徐々に自己導尿の練習をはじめ、家庭での成功が多くなってきた小学校入学3か月前から保育園でも看護師が見守りながら、自分で導尿することをはじめた。

導尿に際しては、園にある多目的トイレ（普段は職員用トイレとしても使用）を使用していた。導尿のためのセットは、多目的トイレの一角にDちゃん用の棚が用意されており、そこから1回分ずつを取り出して使用している。必要な医療材料は、この棚にある程度のが数が保管されているため、一定期間で家庭から持参して補充している。

決まった時間での導尿のため、低年齢児の時は、その時間に看護師がDちゃんをトイレに連れて行き、導尿を実施。年齢があがってからは、Dちゃんが低年齢児を担当している看護師を呼びに行き、Dちゃん自ら多目的トイレにある棚の中から1回分の必要となるカテーテル、消毒綿、潤滑剤としてのゼリーを準備し、導尿する。自分で導尿するようになった現在は、園の中でも普段は他の子どもたちが使用しないホール脇の子ども用トイレを使用して導尿している。

導尿のためのカテーテル、脱脂綿等はセットで用意したビニール袋にしまい、トイレ脇のおむつ用ごみ箱にDちゃん自ら捨てるようになった。

Dちゃんの導尿は必ず看護師が見守る体制をとっている。看護師が休暇等の際には、家族が導尿のタイミングで来園し、導尿を行うようにしている。

<Dちゃん用の棚>



Dちゃん専用の棚から、かごに1回分のカテーテル・消毒綿・ゼリーのセットを用意する。看護師が導尿する際には、この棚の横におむつマットを敷き、仰向けになりおむつを脱がせ、カテーテルを用いて、おむつに排尿させていた。5歳児の1月からは自己導尿のために、この棚からカテーテル・脱脂綿・ゼリーとナイロン袋・おしりふき・紙パンツ・広告紙も入れて、導尿と排便処理を一緒に行う。

●●● 保育園での日常 ●●●

1歳児からH保育園に通うDちゃんは、違うトイレを使用すること以外は、他の子どもたちと何ら変わらない生活を送っている。二分脊椎症のため、体が大きくなるにつれて、歩行の際に若干足を引きずるようにはなったものの、みんなと一緒にかけっこや縄跳びも楽しんでいる。

みんなと唯一一緒にできないのは、5歳児で行われるプール指導だった。H保育園では年間を通して（5月から2月）、外部の施設に出向き、外部のスタッフによるプール指導を受けている。そ

のため、便意をうまく伝えることができないためにおむつを使用しているDちゃんは参加することができない。ただし、そのことについて、1歳児から一緒に過ごしてきている仲間である他の子どもたちが何か言うこともなく、Dちゃん自身も受け入れて、みんながプール指導に行っている時間は、保育園に残っている他の子どもと一緒に過ごしていた。

導尿はタイミングが決まっているため、園の日常生活、お散歩等の外出に際しても、その前後に行うようにしているため、導尿のセットを持ち歩く必要はない。遠足の際だけは長時間保育園を離れることになるため、外部での導尿が必要となるが、H保育園では数年前より、祖父母ふれあい遠足として、祖父母と一緒に遠足を行っている。Dちゃんの場合はおばあちゃんが一緒に出かけてくれたため、遠足時の導尿はおばあちゃんが実施した。

●●● 保護者との情報交換 ●●●

朝の送りはお父さん、お迎えは1, 2歳児のときはお母さん、3歳児以降はおばあちゃんが行っていて、昨年からは弟も一緒に通園している。H保育園では在園児すべてが家庭との間で連絡帳のやり取りをしているが、Dちゃんはそれとは別途、看護師との間の連絡帳をもっており、その中に日々の家庭での様子、園での導尿、排便のタイミング等を情報交換している。

それ以外、日々の生活の中で気になること、行事の際の対応等、気になることがあれば、随時保護者と時間をとって面談を行うようにしている。特にプール指導については、Dちゃんだけが参加できないこととなったので、その点については園からは丁寧に説明を繰り返して、ご両親にも理解いただいたうえで対応した。

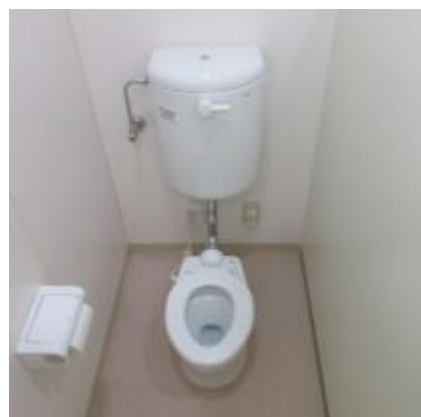
●●● 他の園児との関わり ●●●

日々、一緒に生活しているクラスの仲間は、Dちゃんがどのようなことを行っているかは知らないものの、他の子と違うトイレを使用していることは理解している。だからといって、特別視することなく、プール指導を一緒に受けられないことはあるものの、一緒に遊んでいる。

●●● 受け入れにあたっての課題 ●●●

1歳1カ月で入園したDちゃんは、まだ歩くことはできず、医師からも歩けるようになるかは分からないと言われていた。そのため、受け入れ当初は、園も今後どのような対応となるかについては先が見えない部分もあったが、無事に1, 2歳児を看護師と一緒に進級することができた。

<自己導尿に利用するトイレ>



石鹸で手洗いし、便器の手前に広告紙を敷き、その上でおむつをおろした後、便器に座る。自分で脱脂綿で尿道口を消毒し、カテーテルにゼリーをつけ尿道口に入れてトイレの中に排尿する。尿がすべてできたら、尿道口を脱脂綿で拭く。新しいおむつをはいた後、廃棄物はナイロン袋に入れて、燃えるゴミとして処分する。

なお、看護師の勤務時間帯については、工夫が必要であった。D ちゃんの降園が 18：45 だったときは、4 回目の導尿は 17：30 となり、看護師にはその時間まで在園してもらわなければならなかった。現在は D ちゃんの降園時間は、17：30 であるため、看護師がその時間まで在園する必要はなくなったが、以前は、看護師の勤務時間のシフトを 8：45～17：30 と最後の導尿が終わる時間までとし、他の職員の勤務時間とはずらして対応していた。

C 市では、過去には H 保育園以外にも、医療的ケアが必要な子どもたちが在籍していた。D ちゃんに必要とされるケアは、配置されている看護師と家庭との協力により対応可能であったが、より多くのケアが必要な場合には、十分な体制が組まれないと難しいと考えられている。また、保育園での医療的ケアについては、家庭の協力と理解が欠かせず、そのために十分な時間を掛ける必要がある。

●●● 今後の方針 ●●●

今後、D ちゃんは地域の普通学校に進学することになる。その準備のため、小学校や教育委員会の担当者が H 保育園に様子を見にきて、随時情報交換を行っている。

小学校でも多目的トイレを使用できることは決まっているものの、学童保育にはそのようなトイレはなく、普通のトイレの一角を使用することとなっている。保育園ではクラスの仲間もみな 1 歳児から一緒に D ちゃんの状況についてはよく理解していたが、小学校では他の保育園の子ども、幼稚園の子どもと一緒に生活することになり、D ちゃんが別のトイレを使用すること等について、疑問視する子どもがでてくるかもしれない。そうしたことに D ちゃんがつまずきを感じてしまうことがあるかもしれないが、これまでの D ちゃんのがんばりを見てきた H 保育園では、みんなで D ちゃんの今後を応援していきたい。

第5章 調査のまとめと考察

1. 調査結果のまとめ

(1) 自治体間で差が見られる障害児保育の実施方針や加配基準

自治体アンケート調査によると、自治体が保護者からの申請があった場合に「障害児保育」として受け入れるとしている子どもの状態像は、障害者手帳を有すること、医師の診断書があること等を要件として挙げている市区町村が多かったが、4割弱の市区町村がそれらの基準だけではなく、独自の基準も設けていると回答した。具体的な基準としては、年齢（3歳児以上）、障害の程度（主に中程度まで）、集団保育の可否、あるいは医療的ケアの必要性がないことなどが挙げられていた。一方、具体的な基準を設けずに、保護者から保育の利用申請がある場合には、障害の有無や程度にかかわらず全ての子どもを受け入れるという市区町村も存在した。

こうした障害児保育については、多くの市区町村内では、特定の保育所に限定して対応するのではなく、公立であれば全ての保育所で対応することがほとんどであり、民間の保育所については、全ての保育所で対応することの方が多いものの、個別の保育所の方針に委ねている市町村も一定程度いた。

また、障害児やその疑いがある子、いわゆる「気になる子」の受け入れにあたっては、市区町村において、受け入れの可否や職員加配もしくは加配するための補助金等の支給を判断するための検討会等を設置しているところも一定程度見られた。特に自治体規模別にみると、大規模自治体において、受け入れのための基準や職員加配の基準等がありながらも、保育所内外、市区町村の枠を超えた複数の関係者が参加して決定する検討会等を開催している割合が高くなっていた。規模の小さい自治体の場合は、加配等にあたっての具体的な基準や検討会等の会議体がない割合が半数を超えていた。

このように、規模の大きな自治体においては、受け入れや加配職員の数等について一定の基準を設けたり、会議体により判定する等の対応がとられていた。これは、障害児保育等の対象となる子どもの数が多いこともあり、個々の事情により、対応が異なることがないようにするためであると考えられる。その一方で、小規模自治体においては、障害児保育等の対象となる子どもの数が少ないこともあり、申請があった際に受け入れの可否、受け入れる際の職員加配の状況等を、公的な会議の場ではなく、個別に行政もしくは保育所との間で判断しているケースが多いことが伺えた。

現在障害児保育については各市区町村の裁量により実施されており、アンケート調査結果より、障害児保育での受け入れ方針や加配基準は様々で、そもそも明確な方針や基準を持たない場合も一定数存在するなど、全国的にみると、居住する自治体によって障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」が保育を受けられるか否かや職員体制について差があることが示された。

(2) 障害児に関しての更なる保育ニーズの存在

自治体アンケート調査によると、約4分の1の市区町村において、障害児やその疑いのある子ども、いわゆる「気になる子」のうち、保育所に入所できなかった子どもがいたとの回答があった。その傾向は大規模自治体に強く見られ、障害の有無に関係なく、待機児童が問題となること

が多い大規模自治体では、障害児の受け入れが希望通りにされていないケースが多くあることが伺われる。

また、過半数の市区町村では、保護者からの保育所入所申請がない場合については、障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」の保育所利用の希望について把握していなかった。市区町村としては、保育所利用申請がなければニーズがないと判断していることが多く、それを超えて保育所管課が障害児等の情報を入手するのは、課としての業務範囲を超えるといった見解が多く、自治体としての障害児保育への対応はあくまでも保護者からの保育所の入所申請をベースに行っているケースが多かった。保育所の入所基準において、障害の程度や医療的ケアの必要について明示されている自治体に居住している場合は、保護者がそもそも保育所の入所をあきらめていることもあると思われる。そうしたことを踏まえると、障害があつたり、医療的ケアが必要である子どものいる家庭の保護者は就労等により保育所に入所させることを希望していても、入所申請すること自体をそもそも諦めているケースもあると考えられ、顕在化しているニーズだけではなく、潜在的なニーズも一定程度存在すると思われる。

(3) より安心した保育のための専門機関との連携

自治体アンケート調査によると、障害児保育を実施している市区町村の8割弱は、障害児保育の実施にあたり、他機関・団体と情報共有の枠を超えた連携をしており、その多くが市町村保健センターや庁内の障害担当部署と連携していた。一方で、医療機関や療育センター、発達障害者支援センター等の専門機関と連携している市区町村は3割程度に留まっていた。

なお、保護者アンケート調査によると、障害児のいる家庭の方が、育児や発達に関する相談対応ができる専門職の人数について満足度が低く、5割弱の家庭が、保育所での療育等の専門的な支援を望むと回答していた。

障害児を抱えた保護者は、自ら療育の専門機関を利用していることもあるが、保育所が専門機関と連携しながら保育を推進することについても希望している。そうすることで、保育所自体での保育の質が向上し、保護者も安心して子どもを預けることができると考えられる。

(4) 障害児のいる家庭の就労傾向

保護者アンケート調査によると、保育所通所児のいる家庭では、障害の有無等に関係なくほとんどの場合、両親が就労しているために保育所を利用している。障害のある子どもの保育所の利用日数や1日当たりの利用時間、休日保育・延長保育の利用状況は、障害の種類により若干差が見られるものの、そうでない子どもと比較して大きく変わることはない。一方、母親の就労形態については、障害児のいる家庭においては、他の家庭と比べてパートタイムで働いていることが多く、週当たりの就労時間も若干短い傾向にあった。このことから、子どもの通院や療育のための時間の確保（休日取得）をしやすいするために、パートタイムを選択する保護者が一定数いることが推察される。

今後の就労意向をみると、障害児のいる家庭においては、就業時間を減らしたり、あるいは仕事を辞めて子育てに専念したいというような、子どもへのより一層の関わりを求める声よりも、現状維持や仕事を増やしたいという要望の方が、障害児のいない家庭と同様に多く挙がっている。

既に保育所に預けることができている家庭については、現状ベースでの就労を続けていくことを希望する声が多かった。

2. 考察

～全ての家庭が等しく保育を受けられる社会を目指して～

現在、障害児保育について国による統一的な基準はなく、自治体は保育所で障害児を受け入れるにあたり、職員を加配する等によって対応していた。障害の程度や年齢、受け入れる障害児の人数により、必要とされる職員の数も自治体によって異なるが、健常児に比べてより重点的に見守ることが必要な障害児やその疑いのある子ども等に対しては、基本的には保育士等の加配が必要とされる。しかしながら、受け入れる子ども一人あたりについて保育所運営に関しての財源については、必要とされる職員の数によって増減するものではないため、財政が厳しい市町村においては、障害児の受け入れに二の足を踏むところもあると思われる。また、保育士不足といわれる昨今の状況においては、十分な数の職員を確保することが難しいため、自治体や保育所としては障害児等を受け入れたくても、受け入れを断念しているケースも少なからずあると思われる。

今回の調査は、あくまで自治体に対して行った保育所の障害児やその疑いのある子どもについての受け入れ方針等に関するアンケートと、保育所に入所している子どものいる家庭に対する生活実態に関するアンケート調査の結果から、我が国における障害児保育の実態を探ったものである。そもそも保育所に入れたくても、障害のために断念している家庭がいることも予想されるが、障害児のいる家庭の保育ニーズについては、自治体も把握していないケースが多い。それを踏まえると、現時点では、障害の有無に関係なく、保育を希望する家庭が等しく保育を受けられる環境にあるとは言えない。

しかしながら、障害児を保育所において受け入れることは、障害児やその保護者が家庭に閉じこもることなく、地域社会とのつながりを持ち、社会参加の機会を得ることへも広がる。また、保育所に通所している子どもたちが、障害児とともに育つことにより、幼いころから障害をはじめ、様々な環境にある人と接する機会をもち、優しい心をはぐくむことにつながる等、障害児保育の促進は、障害児のいる家庭が保育を受けられるという恩恵にあずかれるだけでなく、その周りの子どもへの効果も見られると期待される。今回のヒアリング調査は、医療的ケア児の受け入れに関する情報を収集したが、医療的ケア児と他の子どもが日常的に接することによって、医療的ケア児に対する理解や思いやりが生まれ、他の子どもの成長にも良い影響が生まれていることも伺えた。このような医療的ケア児の受け入れにあたっての効果は、障害児の受け入れでも同様にみられるものと考えられる。

全ての子どもが等しく成長の機会を得られるようにするためには、障害の有無や医療的ケアの必要性により保育の機会を奪われることがないよう体制が整備される必要がある。国として障害児および医療的ケア児を保育所において受け入れることを推進しようとしても、体制整備には財源の確保が必要となるため、自治体のみ委ねてはなかなか進まないことが予想される。これまで自治体に認めてきた地域の事情に応じた柔軟な受け入れを一定程度認めつつも、障害児等の受け入れが推進されるよう、国による後押しが一層求められるといえよう。

参考資料 アンケート調査票

1. 自治体アンケート調査票

厚生労働省 平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 障害児保育等に関する実態調査

本調査における「障害児」とはそれぞれの市区町村において保護者からの申請に基づき、「障害児保育」の対象としている児童について指すこととします。
各市区町村における「障害児」とする状態像については、設問の中で伺います。
特段の断りのない場合、平成28年10月1日時点の状況についてご回答ください。

1. 貴市区町村についてお答えください。

都道府県名				市区町村名			
調査回答部署				回答者名			
回答部署電話番号				メールアドレス			
保育所数 (平成28年 10月1日時点)	公 立		力所	民 間		力所	
	(うち障害児保育実施施設)		力所	(うち障害児保育実施施設)		力所	

2. 貴市区町村における障害のある子どもの保育についての対応方針はどのようなものですか。

① 保護者からの申請を受け「障害児保育」としての受け入れを可能としている児童の状態像はどのようなものですか。 【複数回答可】

- ☐ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳保持者
- ☐ 特別児童扶養手当対象
- ☐ 医師等による診断
- ☐ その他市区町村の独自基準

上記選択肢も含め、貴市区町村における「障害児保育」の対象児童の状態像を具体的にご記入ください。

② 貴市区町村全体における「障害児保育」の受け入れ方針についてはどのようになっていますか。＜公立・民間別＞

＜公立保育所＞

- ☐ 特定の保育所で集約して対応
- ☐ 保育所は特定せず、市区町村内の全公立保育所で対応
- ☐ 個別の保育所の対応方針に委ねる
- ☐ 公立保育所では対応していない
- ☐ その他(具体的に:)

＜民間保育所＞

- ☐ 特定の保育所で集約して対応
- ☐ 保育所は特定せず、市区町村内の全民間保育所で対応
- ☐ 個別の保育所の対応方針に委ねる
- ☐ 民間保育所では対応していない
- ☐ その他(具体的に:)

③ 障害児保育に係る職員の加配のための(又は、補助金の支給を行うにあたっての)配置基準はどのようなものですか。以下のいずれかを選択のうえ、基準の詳細についてお答えください。

☐ 障害の程度を問わず基準が一律

→ その場合の加配の基準について、あてはまるものをお選び下さい。

☐ 概ね障害児1人当たり保育士1人

☐ 概ね障害児2人当たり保育士1人

☐ 概ね障害児3人当たり保育士1人

☐ 概ね障害児4人当たり保育士1人

☐ それ以外(具体的に:

☐ 障害の程度により基準が異なる

→ 障害の程度により基準が異なる場合、貴市区町村における「障害児保育」での職員の加配の基準を児童の状態像を含めて、具体的にご記入ください。なお、下記詳細が記載された資料等がある場合には添付ください。

記入例	身体障害者手帳1・2級の場合、障害児1人に対し保育士1人、身体障害者手帳3・4・5・6・7級の場合、障害児2人に対し保育士1人 療育手帳A1、A2の場合、児童1人に対し保育士1人以上、療育手帳B1,B2の場合、児童2人に対し保育士1人以上 重複障害の場合は重い等級を適用
-----	---

☐ 具体的な基準はない

④ 障害児保育に係る職員の加配のための(又は、補助金の支給を行うにあたっての)検討会等がありますか。

☐ 複数担当者による検討会等を開催して決定している

→ 検討会等の参加者【複数回答可】

☐ 保育所管課担当者

☐ 保育所担当者(保育所長・看護師・保育士等)

☐ 医療機関担当者

☐ 外部のスーパーバイザー

☐ その他(具体的に:

☐ 検討会等を開催せず決定している

3. 貴市区町村において、保育所入所児童のうち、保護者からの「障害児保育」の申し出がない障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などについての対応方針はどのようなものですか。

① 保護者からの「障害児保育」の申し出がない障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などについて、障害の有無やその程度・発達の状態などの状況を保育所管課において把握していますか。

☐ 障害の有無やその程度・発達の状態について把握している

→ 「把握している」場合、保育所利用申請書・障害児保育の申請書の記載事項以外からの把握方法として当てはまるものを全てお選び下さい。【複数回答可】

☐ 入所中の保育所からの情報提供

☐ 母子保健所管課からの情報提供

☐ 医療機関や療育施設等からの情報提供

☐ その他(具体的に:

☐ 把握していない

→ 「把握していない」場合、その理由として当てはまるものを全てお選び下さい。【複数回答可】

☐ 個人情報であることから、必要以上の情報は収集しないことが原則であるため

☐ 障害(もしくはその疑い)の判断基準の設定が難しく、正確な情報を収集することが難しいため

☐ 障害児保育を実施できる社会資源がなく、ニーズを把握しても対応が困難なため

☐ その他(具体的に:

② 上記のような児童について、保育所等からの要望に応じて、市区町村として職員加配のための措置を講じていますか。【複数回答可】

加配をしている場合の具体的な条件についてもご回答ください。

☐ 公立保育所について実施している

☐ 民間保育所について実施している

☐ 実施していない

【加配の具体的な条件】

③ ②に挙げた職員加配措置を行うにあたっての検討会等がありますか。

☐ 複数担当者による検討会等を開催して決定している

→ 検討会等の参加者【複数回答可】

☐ 保育所管課担当者

☐ 保育所担当者(保育所長・看護師・保育士等)

☐ 医療機関担当者

☐ 外部のスーパーバイザー

☐ その他(具体的に:

☐ 検討会等は開催せず決定している

4. 貴市区町村においては、平成28年度の保育所入所申請時点で、障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などについて、保育所に入所することができなかった子どもはいますか。

☐ 保育所に入所することができなかった子どもがいた

→ 「入所できなかった子どもがいた」場合、当該児童の他のサービス等（障害福祉サービスや療育施設等）の利用状況について把握していますか。

☐ 全ての児童について把握している

☐ 一部児童について把握している

☐ 把握していない

☐ 入所希望した子どもはいずれかの保育所に入所することができた

☐ 平成28年度の入所申請児童で、障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などの子どもはいなかった

☐ 平成28年度の入所申請児童で、障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などの子どもを把握していない
(入所申請書の様式上、把握するための項目がないなど)

5. 貴市区町村においては、保育所の入所申請をしていないものの、障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などについて、保育所の入所希望等について把握していますか。

☐ 入所希望について把握している

☐ 把握していない

→ 「把握している」場合、把握方法として当てはまるものを全てお選び下さい。【複数回答可】

☐ 母子保健所管課からの情報提供

☐ 医療機関や療育施設等からの情報提供

☐ その他(具体的に:

→ 「把握していない」場合、その理由として当てはまるものを全てお選び下さい。【複数回答可】

☐ 保育所利用申請がないので、保育ニーズはないと考えているため

☐ 保育所利用申請がない児童への対応は、保育所管課の業務範囲を超えるため

☐ 個人情報であることから、必要以上の情報は収集しないことが原則であるため

☐ 保育所を利用していない児童の保護者への接触は難しいため

☐ 障害(もしくはその疑い)の判断基準の設定が難しく、正確な情報を収集することが難しいため

☐ 障害児保育を実施できる社会資源がなく、ニーズを把握しても対応が困難なため

☐ その他(具体的に:

6. 貴市区町村で障害児保育を行っている保育所の概要について、保育所ごとに保育所票のシートにご記入ください。保育所票は、個別保育所に問い合わせるのではなく、貴市区町村で把握している範囲でご記入ください。

→

[保育所票](#)

(左記をクリックすると別シートへジャンプします)

障害児保育を行っている保育所の概要について、保育所ごとにご記入ください。対象保育所が多い場合は、行を追加してご記入ください。

連番	保育所名				公立／私立	障害児保育の定員数	障害児保育対象年齢層の下限	定員（平成28年10月1日時点）					
								0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1													
2													
3													
4													
5													
...													

連番	入所児童数 （平成28年10月1日時点）						（うち）保護者からの申請による障害児保育対象児童数					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1												
2												
3												
4												
5												
...												

連番	(うち)保護者からの申請はないものの、保育所として障害児もしくはその可能性のあるとして認識している児童数						障害児の基本的な1日当りの	延長保育		職員数			
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	時間数	延長保育の実施の有無	障害児を延長保育で受け入れているか	総数(調理スタッフを除く)			
											うち、施設長以外の保育士数	うち、保健師・看護師数	うち、保育補助員数
1													
2													
3													
4													
5													
...													

連番	保護者の申請に基づく「障害児保育」のための加配職員数				保護者の申請はないものの障害のある児童や気になる子の保育のための加配職員数(左記以外)			
	自治体からの補助金対象となる加配職員数	保育所独自の加配職員数	配置方針	「その他」の場合具体的な内容	自治体からの補助金対象となる加配職員数	保育所独自の加配職員数	配置方針	「その他」の場合具体的な内容
1								
2								
3								
4								
5								
...								

7. 貴市区町村の保育所管課ではこれまでに、障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などの保護者から保育に関してどのような内容の相談を受けたことがありますか。ご回答者が把握している範囲でご記入ください。【複数回答可】

☐ 障害のある児童を保育所で預かってほしいので、受け入れ可能な保育所を紹介してほしい

☐ 障害のある児童を保育所で預かってほしいが、受け入れる保育所の支援体制・内容に不安がある

☐ 障害のある児童を預けている保育所で、障害のために他の児童との間に問題が生じている

☐ 障害のある児童を保育所に預けているが、療育機関にも並行通園したい

☐ 障害のある児童の世話のために、児童の兄弟姉妹を保育所で預かってほしい

☐ 障害のある児童の世話のために、児童の兄弟姉妹を保育所に預けられる曜日・時間帯を増やしたい

☐ その他(具体的に:

)

8. 貴市区町村が所在する都道府県が実施(委託を含む)する、障害児保育に係る支援制度や施策があるかご存知ですか。またそれらを活用していますか。

◆ 障害児保育を実施する保育所に対する補助金制度

☐ 制度がある

→ ☐ 活用している ☐ 制度はあるが、活用していない

☐ 制度がない

☐ 制度があるかどうか把握していない

◆ 障害児保育に係る研修

☐ 制度がある

→ ☐ 活用している ☐ 制度はあるが、活用していない

☐ 制度がない

☐ 制度があるかどうか把握していない

◆ 障害児保育に係るパンフレット・冊子等の作成

☐ 作成されたパンフレット・冊子等について、管内の保育所等に情報提供している

☐ パンフレット・冊子等は作成されているが、特に管内の保育所等への情報提供は行っていない

☐ パンフレット・冊子等が作成されていない

☐ パンフレット・冊子等が作成されているかどうか把握していない

◆ その他活用している、または活用していないが存在は把握している支援制度や施策があればご記入ください。

活用している支援制度や施策

(具体的に:)

活用していないが存在は把握している支援制度や施策

(具体的に:)

9. 貴市区町村では、管内の保育所が障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」などの保育を行うにあたり、下記のような機関・団体等と情報提供以外の面で連携していますか。【複数回答可】
 している場合、具体的にどのような連携をしていますか。具体的に記入ください。

機関・団体名	連携の有無	連携の具体的内容
市区町村保健センター	☐ 有 ☐ 無	
庁内障害担当部署	☐ 有 ☐ 無	
保健所	☐ 有 ☐ 無	
医療機関	☐ 有 ☐ 無	
療育センター	☐ 有 ☐ 無	
発達障害者支援センター	☐ 有 ☐ 無	
児童発達支援センター	☐ 有 ☐ 無	
児童発達支援事業所	☐ 有 ☐ 無	
その他①	☐ 有 ☐ 無	
その他②	☐ 有 ☐ 無	
その他③	☐ 有 ☐ 無	

10. 本調査では、障害児やその疑いのある児童、いわゆる「気になる子」など、特別な配慮や支援が必要な児童の保護者が抱える子育てや就労、保育サービスに関する現状や問題、必要な支援について把握することを目的に、保育所を利用している児童がいる世帯の保護者（障害の有無を問わず全世帯）を対象としたアンケート調査（あわせて添付する「【参考資料】保護者向け調査依頼状【未定稿】」と「【参考資料】保護者調向け調査票【未定稿】」をご参照ください）を平成29年1月に実施を予定しています。

貴市区町村が所管する保育所において、このアンケート調査にご協力いただくことは可能ですか。
 御協力いただける保育所がある場合には、事務局より協力可能保育所に保育所を利用している世帯分の調査票を直接送付させていただきますので、保育所名・住所・調査票配布世帯数をご記入ください。

☐ 協力可能な保育所がある → をご記入ください

（上記をクリックすると別シートへジャンプします）

☐ 協力可能な保育所はない

質問は以上です。

ご記入いただいた調査票データは、**平成28年12月22日**までに
 hoiku2016@mizuho-ir.co.jpまでお送り下さい。
 ご協力、誠にありがとうございました。

2. 保護者アンケート調査票

厚生労働省 平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所利用者(保護者)の生活実態に関する調査

- 選択肢を選ぶ設問では、該当する番号を○（マル）で囲ってください。
- 特に断りのない限り、平成 29 年 1 月 1 日時点の状況についてご記入ください。
- ご回答いただいた調査票は、回答者ご自身により封筒に封入の上、**調査票を受け取ってから 2 週間以内（保育所には 2 月 3 日（金）まで）**に調査票が配られた保育所までご提出ください。
- お問い合わせ先： みずほ情報総研株式会社
TEL：0120-825-571（受付：平日 10:00~17:00）

I. 回答者ご自身について

問 1 性別・年齢をお答えください。

年齢	() 歳	性別	O1 男性	O2 女性
----	-------	----	-------	-------

問 2 お子さんとの続柄をお選びください。

O1 母親	O2 父親	O3 祖父母	O4 その他
-------	-------	--------	--------

問 3 配偶者・パートナーの有無・年齢をご記入ください。

O1 いる ⇒ () 歳	O2 いない
---------------	--------

II. お子さんについて

問 4 保育所に通っていないお子さんも含め、お子さん全員について、(1) 本調査票を受け取った保育所に通っているかどうか、(2) 性別、(3) 年齢（月齢）をお答えください。そのうち、本調査票を受け取った保育所に通っているお子さんについては(4) 保育所に通い始めてから現在までの期間（別の保育所に通っていた期間は除きます）についてお答えください。
回答枠が足りない場合は、表の外の空白に記入してください。

	(1) 保育所	(2) 性別	(3) 年齢（月齢）	(4) 通い始めてからの期間
第 1 子		O1 男 O2 女	() 歳 () か月	() 年 () か月
第 2 子		O1 男 O2 女	() 歳 () か月	() 年 () か月
第 3 子		O1 男 O2 女	() 歳 () か月	() 年 () か月
第 4 子		O1 男 O2 女	() 歳 () か月	() 年 () か月
第 5 子		O1 男 O2 女	() 歳 () か月	() 年 () か月

▲ 本調査票を受け取った保育所に通っているお子さんに○をつけてください。

●問 5 以降は、**本調査票を受け取った保育所に通っているお子さんについてお尋ねします。**

問 5 お子さんの心身の成長について気になる点や不安を感じている点について、該当するものに○をつけてください。（複数回答可）

※1 人でも該当する項目があれば○をつけて下さい。

O1 コミュニケーション（他の子と一緒に遊べない）
O2 落ち着き（落ち着きのなさ、集中力）
O3 情緒面（乱暴、こだわり、感情のコントロール）
O4 運動面（ぎこちなさ、器用さ）
O5 言葉の面（話さない、言葉が少ない・遅れている）
O6 その他 ()
O7 行動・発育に関する不安は特にない

問6 お子さんの発達・発育に関する支援や相談の状況についてお答えください。

(1) お子さんの発達・発育に関して、専門的な支援を受けたり、専門家に相談していますか※。

※障害児通所支援の利用や、定期的な医療機関の通院・療育支援等を含みます。

※1人でも専門的な支援を受けたり、専門家に相談している場合には「O1 専門的な支援を受けている・相談をしている」に○をつけて下さい。

O1 専門的な支援を受けている・相談をしている	O2 特にしていない(→問7へ)
-------------------------	------------------

(2) 上記の(1)において「O1 専門的な支援を受けている・相談をしている」に○をつけた場合、利用している施設等について該当する数字に○をつけ、①～③についてご記入ください。

※1人でも該当するものがあれば○をつけて下さい。

※①～③については、直近の1年間の平均的な状況をお答えください。

※複数のお子さんが利用している施設等については、①は合計日数(回数)をお答えください。

また、②と③はお子さん1人あたりの平均時間をお答えください。

利用している施設等	①1か月あたりの 利用日数(回数)	②1回当たりの 利用時間	③通所(送迎)に 要する時間(片道)
1.地域の病院・診療所	() 回/月	() 分/回	() 分/回
2.専門病院(大学病院、こども病院等)	() 回/月	() 分/回	() 分/回
3.市区町村の役所、保健センター	() 回/月	() 分/回	() 分/回
4.児童発達支援センター、療育支援センター等	() 回/月	() 分/回	() 分/回
5.保育所等訪問支援(障害児通所支援)	() 回/月	() 分/回	() 分/回
6.訪問看護、訪問リハビリテーション	() 回/月	() 分/回	() 分/回
7.その他()	() 回/月	() 分/回	() 分/回
8.その他()	() 回/月	() 分/回	() 分/回
9.その他()	() 回/月	() 分/回	() 分/回

問7 お子さんは、医師から障害があるとの診断を受けていますか。

※1人でも該当していれば「O1 はい」に○をつけて下さい。

O1 はい ⇒ あてはまるものに○をつけてください。
11 身体障害 12 精神障害 13 知的障害 14 発達障害
O2 いいえ

問8 お子さんが日常生活を送る上で、医療的ケアが必要ですか。

※1人でも該当していれば「O1 はい」に○をつけて下さい。

※ここでの医療的ケアとは、一時的な病気のために行う治療等ではなく、日常生活を送る上で必要な医療的ケアを指します。(例：毎日の吸入、導尿、経管栄養、気管切開等)

O1 はい	O2 いいえ
-------	--------

Ⅲ. 調査票が配られた保育所の利用状況について

問 9 平均的な 1 週間当たりの利用日数、お子さんを預ける時間・お迎えになる時間についてご記入ください。※複数のお子さんで利用状況が異なる場合は、1 週間の総利用時間が最も長いお子さんについてお答えください。

(1) 利用日数(週)	(2) 預ける時間・お迎えになる時間
() 日/週	() 時 () 分 ~ () 時 () 分 まで

問 10 (1) ご自宅から保育所までの、お子さんの送迎方法について該当するものをお選びください。
(○はいくつでも)

(2) ご自宅から保育所までの通所にかかっている時間(片道)をご記入ください。

(1) 送迎方法	(2) 通所にかかっている時間(片道)
01 徒歩	01 10 分未満
02 自転車	02 10 分以上 20 分未満
03 自家用車	03 20 分以上 30 分未満
04 タクシー	04 30 分以上 40 分未満
05 その他()	05 40 分以上 50 分未満
	06 50 分以上 1 時間未満
	07 1 時間以上

問 11 利用している保育所の附帯する事業についてお伺いします。

(1) 次の「1 延長保育」、「2 休日保育」について、

① 利用の有無と利用している場合はその平均的な利用時間をご記入ください。(※利用している保育所で当該事業を実施していない場合は「02 なし」に○をつけて下さい。)

② 利用している場合は、さらに休日保育の曜日の増加・延長保育時間の延長を希望するかどうかをお答えください。利用していない場合は、今後利用を希望するかどうかをお答えください。(それぞれ○は1つ)

また、「1 延長保育」で「01 希望する」に○をつけた場合、利用を希望する時間帯をご記入ください。(※「2 休日保育」については、利用したい曜日に○をつけ、希望する時間帯をご記入ください。)

	①利用の有無		②利用可能日・時間の延長 または今後の利用の希望の有無	
1 延長保育 (朝、夕方)	01 あり 02 なし		01 希望する 02 希望しない	
	<利用時間>		<希望する時間>	
	朝	: ~ :	朝	: ~ :
	夕方	: ~ :	夕方	: ~ :
2 休日保育	01 あり 02 なし		01 希望あり 02 希望なし	
	<利用日・時間>		<希望する日・時間>	
	日	土・日・祝日	日	土・日・祝日
	時間	: ~ :	時間	: ~ :

問 12 利用している保育所に対する満足度について、それぞれ該当するものをお選びください。
(それぞれ〇は1つ)

	とても満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	とても不満	分からない
(1) 開所時間 (利用可能な曜日・時間帯)	1	2	3	4	5
(2) 子どもの特性・発達状況に応じた支援 (状況に応じて保育の仕方を柔軟に変えてくれるか、職員間や職員・保護者間で情報共有ができていくか 等)	1	2	3	4	5
(3) 保育職員の人数	1	2	3	4	5
(4) 保育職員の資質	1	2	3	4	5
(5) 育児や発達に関する相談対応ができる専門職の人数	1	2	3	4	5
(6) 医療機関などの専門機関との連携	1	2	3	4	5
(7) 自治体や学校等の地域との連携	1	2	3	4	5
(8) 保育所の設備 (衛生面、広さ、遊具、絵本等)	1	2	3	4	5

Ⅳ. ご家族の状況について

問 13 本調査票が配られた保育所に通所しているお子さんと同居されているご家族をご記入ください。
(お子さんとの続柄について、該当するものをお選びください。)(複数回答可)

01 母親	02 父親
03 祖父母：() 人	04 その他：() 人

問 14 お子さんの保育所等への送迎や食事の用意など、1日のうち育児に最も長い時間従事している方はどなたですか。(お子さんとの続柄について、該当するものをお選びください。)

01 主に母親	02 母親・父親が同程度	03 主に父親
04 主に祖父母	05 その他 ()	

問 15 ご家族のうち、お子さんの母親・父親の状況についてお伺いします。

	母親		父親	
(1) 保育の必要性の理由 (〇はいくつでも)	01 就業者 03 病気 05 家族の看護 07 妊娠・出産 09 その他 ()	02 求職中 04 家族の介護 06 就学 08 不在	01 就業者 03 病気 05 家族の看護 07 不在 08 その他 ()	02 求職中 04 家族の介護 06 就学
(2) 就業形態	01 フルタイムの勤め人 02 パートタイムの勤め人 03 自営 04 その他 ()		01 フルタイムの勤め人 02 パートタイムの勤め人 03 自営 04 その他 ()	
(3) 1日当たり就業時間	() 時間/日		() 時間/日	
(4) 週当たり就業日数	() 日/週		() 日/週	
(5) 自宅からの通勤時間(片道)	() 分/片道		() 分/片道	

就業中の場合、ご回答ください。

問 16 ご家族のうち、お子さんの母親・父親の就労意向について、該当するものをお選びください。

(1) 母親	(2) 父親
01 現在と同様の就労時間・日数で仕事を続けたい	01 現在と同様の就労時間・日数で仕事を続けたい
02 就業時間・就業日数を増やして仕事を続けたい	02 就業時間・就業日数を増やして仕事を続けたい
03 就業時間・就業日数を減らして仕事を続けたい	03 就業時間・就業日数を減らして仕事を続けたい
04 現在は就労していないが、仕事をしたい	04 現在は就労していないが、仕事をしたい
05 仕事を辞めて子育てに専念したい	05 仕事を辞めて子育てに専念したい
06 分からない	06 分からない

問 17 あなたの世帯の平成 27 年の収入額（社会保険料等控除前の額）をお選びください。

01 わからない・答えたくない	02 100 万円未満	03 100 万円以上 200 万円未満
04 200 万円以上 400 万円未満	05 400 万円以上 600 万円未満	06 600 万円以上 800 万円未満
07 800 万円以上 1,000 万円未満	08 1,000 万円以上	

V. 子育てに関する悩みや必要な支援について

問 18 子育てに関する悩みや不安について、該当するものをお選びください。（複数回答可）

01 子どもに対する接し方が分からない	02 配偶者（パートナー）や家族の十分な協力が得られない
03 相談先がない、分からない	04 子どもの発達や発育が気になる
05 子どもの健康状態が気になる	06 育児と仕事の両立が困難、大変である
07 経済的な負担が大きい	
08 子どもの預け先や預けることが可能な時間が限られている	
09 その他（	）
10 特になし	

問 19 保育所や行政に対して希望する支援やサービスについて該当するものをお選びください。（複数回答可）

01 受け入れ時間の延長	02 育児相談の実施
03 受け入れ可能な保育所・施設の増加	04 看護師や障害に対応する保育士等の増員
05 保育所での療育等、専門的な支援の実施	06 職員の専門性・資質向上
07 医療機関など専門機関との連携	08 自治体や学校等の地域との連携
09 保育所の設備面（衛生面、広さ、遊具、絵本等）の改善・拡充	
10 送迎サービスの充実	11 経済的負担に対する補助、負担軽減
12 その他（	）
13 特になし	